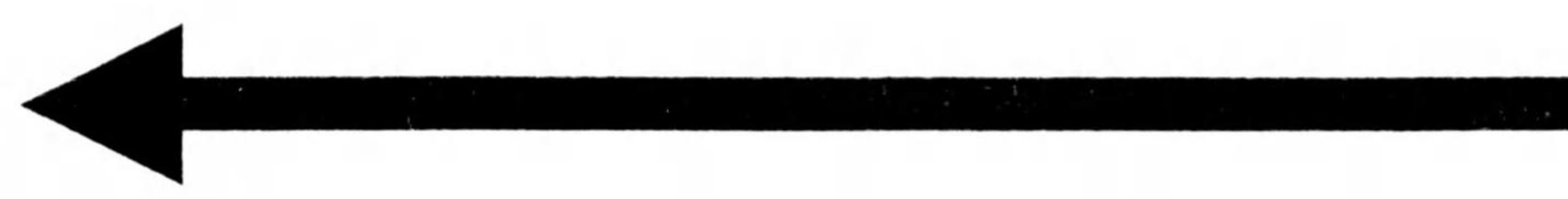


91-167
91
167
1200701744923



始



91-167

~~87~~ 91
92-167

露國フリードリッヒフォンマルテンス著



國際法

下

明治
41 3 14
内交

日本中村進午譯

國際法下卷目次

各論

第一部 國際行政及其機關	一
第一編 國際行政概論	一
第一章 國際行政の意義及本質	一
第一節 國際團體及國際行政	一
第二章 國際行政の特性	八
第二節 國際行政の本質的條約適基本	八
第三章 國際行政法	二
第三節 國際行政法の意義及原則	二
第四章 國際行政法の主體及客體	四

第四節	國際行政法の主體。國際行政法の客體……………	一四
第五章	國際行政の機關……………	一六
第五節	外交使節及領事。軍事全權……………	一六
第二編	公使法(Das Gesandtschaftsrecht)……………	二一
第一章	公使法の歴史的發達……………	二一
第六節	古代の公使法。中世及近世の公使法。非文明の公使法。羅馬の公使法……………	二一
第二章	主動的及受動的公使法……………	三〇
第七節	イ 主動的公使法……………	三〇
第八節	ロ 受動的公使法……………	三五
第三章	外交使節の區分……………	四四
第九節	昔時の區分。維納會議の規則。非常公使。外交團……………	四四
第四章	外交使節の開始……………	五二

第十節	公使の承認。信任狀。調令……………	五二
第五章	外交使節の主たる權利……………	五五
第十一節	不可侵權……………	五五
其一	不可侵權(Droit d'inviolabilité)……………	五五
其二	治外法權(Droit d'extraterritorialité)……………	六〇
第十二節	(イ)外交使節住居の不可侵……………	六〇
第十三節	(ロ)刑事裁判より除外せらるゝ自由……………	六五
第十四節	(ハ)民事裁判權に服せざる特權……………	七〇
第六章	外交使節の副權……………	七四
第十五節	一 信教行爲。二 租税及手数料の自由……………	七四
第七章	外交使節の權利及特權の擴張……………	七八
第十六節	使節の一身及使節の家族。使節の裁判權……………	七八
第八章	外交使節の終了……………	八二
第十七節	終了の原因。召喚狀……………	八二

第三編 領事法……………八四

第一章 領事制度及領事法の定義及歴史上

の發達……………八四

第十八節 古代領事制度。中古以來の領事制度。東洋に於ける領事制度……………八四

第二章 基督教諸國に於ける領事……………九一

第十九節 文明諸國に於ける領事行動の狹隘なる範圍……………九一

第二十節 歐羅巴諸國に於ける領事館の構成……………九二

第二十一節 領事職務行使の形式的條件。領事確認狀……………九五

第二十二節 領事の權利及先權……………九九

第二十三節 領事の職務……………一〇四

第三章 非基督教國に於ける領事……………一〇九

第二十四節 治外法權。裁判管轄……………一〇九

第一 東方に於ける領事裁判權の歴史的發達……………一一二

第二部 國際行政法各論……………一二五

第一 各國精神上、有體上、經濟上の利益に關する國際行政……………一二五

る國際行政……………一二五

第一編 各國精神上的利益に關する國際行政……………一二五

第一章 國際行政の客體たる各國の精神

的生活……………一二五

第二十七節 精神的需用に關する國家の問題……………一二五

第二章 精神的事業に於ける國際行政の問題……………一二七

第二十八節 序言。宗教的精神生活。智能的精神生活。倫

理的精神生活……………一七八

甲 宗教同等より生ずる國際關係……………一三一

第三章 基督教國間に於ける宗教問題……………一三一

第二十九節 歴史的概観……………一三一

第四章 羅馬加特力寺院との約定^{コンコordat}……………一四〇

第三十節 コンコルダートの起源。露西亞及羅馬法王。コンコルダートの法律上の性質及意義……………一四〇

第五章 基督教國と非基督教國との關係に於ける宗教上の利害關係……………一四七

第三十一節 概観……………一四七

第三十二節 甲 佛蘭西及土耳其……………一五一

第三十三節 乙 露西亞及土耳其……………一五六

第三十四節 丙 基督教諸國及遠隔なる東方諸國。第一、波斯 第二、支那。第三、日本……………一六五

乙 技術及學問に關する國際的關係……………一七四

第六章 技術上及學問上の範圍内に於ける國際行政の問題……………一七四

第三十五節 國際團體内に於ける國家問題としての開化……………一四七

第七章 國際的學問上の財産權……………一八一

第三十六節 國際的保護の種類……………一八一

第三十七節 第一 學問的財産の歴史上の發達……………一八四

第三十八節 第二 學理的に學問上の財産權を定義す……………一八八

第三十九節 第三 立法上學問的財産の定義……………一九三

第八章 國際的學問條約……………一九九

其一 歴史的概観……………二〇〇

第四十節 歴史的概観……………二〇〇

其二 學問條約の内容……………二〇三

第四十一節 學問條約の内容……………二〇三

第九章 國際學問財產權の一般原則……………二一一

第四十二節 概観。學問上會議の決議。北亞米利加及露西

亞に於ける翻譯の歴史……………二一一

第二編 有體上及經濟上の利益に關する國

際行政……………二一五

第一章 凡般の注意……………二一五

第四十三節 移住。國家經濟。世界經濟……………二一五

甲 有體的關係に關する國際行政……………二一九

第二章 移住……………二一九

第四十四節 殖民政略及移住の自由……………二一九

第四十五節 近世法律より見たる移住及び國家結合よりの

脱退……………二二七

第四十六節 移住に關する國家の義務……………二三六

第三章 歸化……………二四五

第四十七節 近時の歸化。近世歸化法……………二四六

第四十八節 國籍獲得條約。第一、英國及北米合衆國。第二、

獨逸及北米合衆國。第三、奧地利及北米合衆國。

バンクロフト條約批評……………二五〇

第四章 公の健康に關する國際法規……………二五七

第四十九節 積極的法規。消極的法規。レブラックス條約……………二五七

乙 經濟上の利害に關する國際行政……………二六三

第五章 此事に關する國際行政問題……………二六三

第五十節 文明國及非文明國の經濟。國際上の貨物交換に

關する條件……………二六三

第六章 通商條約の歴史的發達……………二六九

第五十一節 古代及中古に於ける通商。西歐羅巴と露西亞。

近時の通商條約。露西亞の通商條約。最近時

の通商自由……………二六九

第七章 通商條約の内容……………二八六

第五十二節 外國人の一般法律上の地位。航海。通商權……………二八六

第八章 國際關稅結合……………二九四

第五十三節 關稅結合の種類。獨逸關稅同盟……………二九四

第九章 國際交通通路及國際交通組織……………三九九

第五十四節 國際交際上に於ける交通方法の意義……………二九九

第十章 自然國際交通通路……………三〇一

第五十五節 航行及海上法……………三〇一

第五十六節 國際海上法。軍艦に關する裁判權。商船に關する裁判權。旗。船簿。衝突。船舶の禮式……………三〇六

第十一章 河流、海峽及國際運河上の航行……………三一五

第五十七節 第一 河流航行。ライン河。エルベ河。シエタ河。プルト河。ワイグセル河。ニイメン河。ドナウ河。モスニツピ河……………三一六

第一 河流航行……………三一六

第二 海峽の航行。ズンド及ダルダ子ール……………三二六

第三 國際運河の航行。スエズ運河。パナマ運河……………三三一

第十二章 人工的國際交通手段。郵便電信及鐵道……………三三七

第六十節 第一 郵便。萬國郵便同盟……………三三七

第六十一節 第二 電信。地下電信。電信條約……………三四一

第六十二節 第三 鐵道。國際鑿道。國際貨物法……………三四八

第十三章 國際度量衡及貨幣制度……………三五二

第六十三節 國際度量衡。メートル條約。國際貨幣。羅甸貨幣同盟。スカンヂナヴィーン貨幣同盟……………三五二

一 國際度量衡……………三五二

二 國際貨幣……………三五三

第十四章 工業及商業に關する特別國際……………三五三

規則……………三五六

第六十四節 工業財産。外國商會社の權利……………三五六

第二 個人及び諸國の法律關係の範圍内に於ける國際行政……………三六二

ける國際行政……………三六二

第一編 國際私法……………三六二

第一章 國際私法の概念……………三六二

第六十五節 國際私法の學則。法律の所謂抵觸……………三六二

第二章 國際私法の歴史的發達……………三六六

第六十六節 古代及中古。近世屬地主義。法律主義……………三六六

第三章 國際私法の新學理……………三七三

第六十七節 屬地主義。裁判所々在地法及成立地法の優先。國民主義。サウイニの學理……………三七四

第四章 國際私法の原則……………三八二

第六十八節 國際團體の範圍内に於ける法律保護。國際法協會の規則……………三八二

第五章 屬人權……………三九二

第六十九節 第一 一般の原則……………三九二

第七十節 第二 本國法の効驗。權利能力。行爲能力。手形能力。法人……………三九八

第六章 親族法……………四〇五

第七十一節 結婚。甲 形式上の要件。乙 一身上の要件……………四〇五

第七十二節 丙 離婚……………四一七

第七十三節 丁 夫婦相互の關係……………四一九

第七十四節 戊 親子間の關係。婚姻外の子……………四二三

第七十五節 己 後見。滙費者。精神病者……………四二七

第七章 相續法……………四三〇

第七十六節 種々の見解。遺言相續。血統相續。國際遺產條約……………四三四

第八章 物權……………四四〇

第七十七節 法律主義。サヴィニー主義……………四四一

第九章 債權……………四四五

第七十八節 甲 債權の方式。乙 債權の實質。之れに關

する種々の學說……………四四五

第七十九節 以上諸學說の批評……………四五八

第八十節 特種の債權關係。時効。商法及海上法。手形法……………四六〇

第十章 民事訴訟法……………四六五

第八十一節 外國人の訴權。裁判所の權限及訴訟手續。保

證。證據。國際的權利救助……………四六五

第十一章 外國民事裁判所判決の執行……………四七四

第八十二節 外國判決の承認及び執行。露國の地位。相互

主義……………四七四

第八十三節 國際破産法……………四八三

第二編 國際刑法……………四八五

第一章 注意及び意義の確定……………四八五

第八十四節 國際刑法の意義及び概念……………四八五

第二章 國際刑法の歴史的發達……………四八八

第八十五節 國際刑法成立の遲延。犯罪人引渡の發達……………四八八

第三章 國際刑法の學理……………四九一

第八十六節 第一 屬地主義。第二 屬人主義。第三 佛

蘭四法學者間に行はるゝ學理。第四 實質主

義。第五 一般主義……………四九二

第四章 國際刑法の根本原則……………五〇七

第八十七節 以上諸學說の批評。國際刑法の原則。權利保

助及引渡……………五〇七

第五章 罰すべき行為の裁判管轄……………五一五

第八十八節 第一 内國に於ける犯罪……………五一五

第八十九節	第二	外國に於ける内國人の犯罪	五二五
第九十節	第三	外國人の外國に於ける犯罪	五三〇
第六章		犯罪人引渡概論	五三七
第九十一節		犯罪人引渡は國家間の相互的權利補助の一種なり	五三七
第七章		犯罪人引渡の歴史	五四〇
第九十二節		犯罪人引渡の歴史に於ける時代別、第一期。	五四〇
		第二期。第三期。露西亞及引渡	五四〇
第八章		積極的國際刑法の原則による引渡	五五三
第九十三節	甲	何人が引渡さるべきや	五五三
第九十四節	乙	何國に引渡さるべきや	五五九
第九十五節	丙	如何なる犯罪の爲めに引渡をなすべきや。	五五九
	第一	條約中の列擧。第二 此列擧の意義。	五五九
	第三	逃亡者。第四 逃亡水夫	五六四
第九十六節	第五	政治上の犯罪(イ)歴史。(ロ)非引渡の理由。	五六四

	(ハ)非引渡理由の批評	五六九	
第九十七節	丁	引渡の手續如何	五八八
第九十八節	戊	引渡の效果如何	五九八
第九章		國際的權利幫助の補充行爲	六〇四
第九十九節		質問書。證人の喚出等	六〇四
第十章		外國刑事裁判の執行	六〇六
第一百節		承認及執行。犯罪の區別。外國に於て服し終れる刑罰の算入。時効及赦免。露西亞の實例	六〇六
第三部		各國權利及利益の強制保護の範圍内	
		に於ける國際行政	六一三
第一編		國際強制手續及爭議手續の法律	六一三
第一章		一般の注意	六一三
第一百〇一節		強制による國際行政の補足	六一三
第二章		國際的強制の權利	六一五

第百〇二節 強制法及強制權。國際團體上の制限……………六一五

第三章 國際爭議排除の手段……………六一八

第百〇三節 第一 外交談判。第二 好意の周旋。第三 仲保……………六一九

甲 平和手段 (Friedliche mittel)……………六二〇

第百〇四節 第四 仲裁々判。(イ)歴史。(ロ)アラバマ事件。(ハ)問題の現在の地位。(ニ)原則……………六二六

第四章 國際爭議排除の手段(承前)……………六三九

乙 比較的平和ならざる手段……………六三九

第百〇五節 第一 報仇。第二 報復。第三 船舶抑留。第四 平時封港……………六三九

第二編 戰爭法……………六四五

第一章 其概念及定義……………六五二

第百〇六節 戰爭に関する見解。戰爭の定義……………六五二

第二章 戰爭法の歴史的發達……………六五五

第百〇七節 戰爭法の歴史……………六五五

第三章 戰爭法の主體及客體……………六五七

第百〇八節 第一 主體。第二 客體……………六五七

第四章 戰爭狀態破裂の直接効果……………六六〇

第百〇九節 平和關係の破裂。敵國人民の追放。滯留者の保護。條約の繼續。形式的宣戰……………六六一

第五章 許容すべからざる戰爭手段……………六六四

第百十節 近世戰爭法の禁制する戰爭手段……………六六四

第六章 陸戰間國家の權利義務……………六六六

第百十一節 戰爭中の道義。戰爭法編成の必要……………六六六

甲 敵人に對する交戰國の權利義務……………六七二

第百十二節 第一 法律上何人かを敵人となすや。義勇兵。人民暴動。非戦闘者……………六七二

第七百十三節 第二 捕虜……………六七八

第七百十四節 第三 負傷者及病者。ゲンフ條約。補充。土
耳其及赤十字……………六八一

第七百十五節 第四 逃走者及劫掠者……………六八七

第七百十六節 第五 間諜……………六八八

第七章 陸戰間國家の權利義務(承前)……………六八九

乙 占領軍隊の權利……………六八九

第七百十七節 占領の法律關係概論……………六九〇

第七百十八節 第一 占領軍隊と占領地の憲法及法規との關
係……………六九四

第七百十九節 第二 占領軍隊と人民との關係……………六九七

第七百二十節 第三 占領軍隊と國家財産、共同財産、私有財産
との關係。甲 國有財産。乙 私有財産。丙
徵發。丁 課金……………六九九

第八章 報復……………七〇五

第七百二十一節 戰爭報復の性質。アルヌッセル會合に於ける
露國の計畫……………七〇六

第九章 海戰に於ける國家の權利義務……………七〇九

第七百二十二節 陸戰法と海戰法との原則的區別……………七〇九

第七百二十三節 第一 私船掠奪。歴史。廢止。巡視船……………七一〇

第七百二十四節 第二 封港。甲、歴史。乙、法律上の性質。丙、
原則。封港破毀……………七一一

第七百二十五節 第三 捕獲法及捕獲審檢所。一、捕獲の意義。
再捕獲。二、捕獲審檢所……………七二八

第七百二十六節 三、捕獲手續。甲、豫備手續。乙、本手續……………七三四

第十章 交戦國間の談判及條約……………七三七

第七百二十七節 一、戰使。二、休戰。三、降服條約……………七三七

第十一章 戰爭終局及講和締結……………七四二

第七百二十八節 一、講和條約。二、原狀回復。(イ)臨時占領。(ロ)
繼續掠奪……………七四二

第三編 局外中立法……………七五一

第一章 局外中立の概念……………七五一

第二百二十九節 局外中立概念の定義……………七五一

第二章 局外中立法の歴史的發達……………七五三

第三百十節 第一 中古。第二 近世。第三 第十九世紀……………七五三

第三章 局外中立國の權利義務……………七六五

第三百十一節 局外中立國の權利義務一般……………七六五

第三百十二節 第一 土地に關する局外中立權の效果……………七六六

甲 消極的權利及義務……………七六六

第三百十三節 乙 積極的權利及義務……………七七三

第三百十四節 第二 人に關する中立權の效果……………七七六

第三百十五節 第三 中立商業の權利……………七八三

第四章 戰時禁制品……………七八六

第三百十六節 第一 歴史的發達。第二 原則的根據。第

三 意義。第四 法律効果……………七八六

第五章 臨檢權及搜查權……………七九三

第三百十七節 臨檢權及搜查權の目的及限界……………七九三

第六章 局外中立の終了及毀害……………七九六

第三百十八節 戰爭加入。局外中立毀害の效果……………七九六

國際法下卷目次 終

國際法 下卷 目次

國際法

露 國 フリードリッヒ、フォン、マルテスン原著
法學博士 中 村 進 午 重 譯

各 論

第一部 國際行政及其機關

第一編 國際行政概論

第一章 國際行政の意義及本質

第一節 國際團體及國際行政

バトピーの言をして是ならしめば行政 (Verwaltung) なる語は最も多く用ひらるゝ所に於て、しかも其眞義を知る者極めて尠し國際法學者多くは國際行政なる語を用ひず又此語を理會せざる者多し。

然れども國際行政なるものゝ存在すること極めて明かにして、國家は皆國際行政を行ふべき任務を有するものなり。國際行政法は行政上の整理と立法の方法と

によりて存立し、且發達するものなりと雖も、條約が國際行政を存立せしめ發達せしむるの効極めて多し。所謂國際行政とは抑も如何なるものを指すか。

國際行政の意義と本質とは源を國際團體の思想及び國家固有の目的より發す第一卷第百九十頁以下。

諸國が互に相保護し、互に共通の動作を營み、力を併せて國力を發達せしめ力を併せて理性的需要を充たすの忽せにすべからざることを知覺するによりて國際團體なるものは生ずるなり。國家は國民の能力と力とを啓發することを容易ならしめざるべからざるの任務を有するを以つて、國際事件の範圍内に於て自國民が自國に於て現有せざる精神上及び物質上の利益を満足せしむるの方法を講ぜざるべからず。國家が此の目的を達せんとするには獨り國際團體の範圍内に於て動作を營むに止まらず、併せて國際團體の限界を超えて行動をなさざるべからず。

國家權力が國際的行動をなすには二種の狀態の下に於てせざるべからず。自然的狀態及び法律的狀態是れなり。即ち第一に國家權力の國際的行動は當該國家の權内に在る所の物質的の力と精神的の力とに關係し、第二に國際交通の範圍内に於ては國內行政の範圍内に於けると均しく國家及び國家機關の働を規則立つるの法規に關係す。換言せば外國に關する國家行為は國際法の原則及び國際法規の基本と一致せざるべからず。

國家の國際行動即ち國際行政の眞正の根本は各國生活の目的を達せしめんが爲め、又國際團體の範圍内に於て其生活問題を満足せしめんが爲めに國際法によつて定められたる範圍内に於て自由の行動をなすに在りエル、フオン、スマイン「國際行政に關するシュモルラ」年表第六卷千八百八十二年出版第三頁以下。同氏「行政手書」の教義「行政法第二部」千八百六十六年出版第九十四頁以下。同氏「行政手書」第二版千八百七十六年出版第五十三頁以下、第九十一頁以下。エフ、マルテン「東洋に於ける領事制度及び領事裁判權」スケルスト、獨逸譯千八百七十四年柏林出版第八頁以下。ケムプロウツ「Grimplowitz」行政法教義、特に奧地利行政法に關する特別の觀察「子」八百八十二年インスブルック出版第三十頁。ラバント「獨逸國國法」第二卷第百九十頁、リヒ「Ullrich」「行政の法義」、ギンテル「私法公法」雜誌中第九卷千八百八十二年出版第一頁以下。

以上に述べたる國際行政の定義より左の決定を生ずることを得。
國家の陸境を超越する一切の國家問題及び法律關係の總合は、是れ國際行政の目的物なり。故に國際行政は之れを國內行政に比するに、其範圍より云ふも、其意義

より云ふも、遙かに廣大にして執行權力が實行すべき狹義の意味に於ける行政問題及び行政規則を包含するのみならず、苟くも一般の國際的利益に關する以上は立法的行動も司法的行動も皆之れを國際行政なるものゝ内に通算することを得べきものなり。國家權力は國際關係の範圍内に於て行動するものなるが故に、國際生活の凡ゆる事件は悉く國家權力の主たる所にして國際生活の一切の意思表示を法律的に註釋すること蓋し國家權力の任務なり。故に國家法上に所謂「權力の分配」なることは國際行政の上に於て見ることを得ざるなり。

各國の對外關係は其國民の需要、目的及び勤勉と關係するものなるが故に各國の國際的行政行動の問題及び實質は一に其國政治上の發達及び文明の發達如何に従つて之を定めざるべからず。國民の需要増加するに従ひ外國と交通するの必要愈々多かるべく國家權力及び其機關の國際的行動愈々複雑なるに至るべし。各國の目的及行動は自然と歴史とより作られたる許多の條件と避くべからざる關係を有し、是等自然と歴史とより作られたる許多の條件は國家相互の關係より生ずる行政問題を委細に確定するものなり。國家版圖の廣狹、其地理上の位置、住

民の國民的構成、國民の活劇、國家内部の政治上の組織等が國家の外交關係に至大の影響を及ぼすこと疑を容れず。佛國行政法學者の唱へたる「金言」行政は政治の如何によりて行はる」とは各國歴史の確かむる所にして又併せて國際行政に好個の方針を與ふるものなり。

右の例證として英、露の兩國を示さん。英國人民が工業、通商及び航行の範圍内に於て其力を伸長すること彼れが如く多きに至りし所以のものは、一に英國地理上の位置と、其國歴史より生じたる國民の性質によらずんばあらず。英國政府は斯る地理上の位置を有し斯かる國民の性質を有して其國民の爲めに其勢力を保護し、其行動を進捗せしむべき義務あることを知覺し、全力を盡して國際關係の範圍内に於て英國通商利益の發達を確かめんと畫策したり。英國が外交上の談判を開き、條約を締結し、戰爭を開きたるもの皆右の利益の點より見たるものにして、英國生産物の爲めに新市場を開き、或は從來の市場を維持せんとしたるに外ならざるなり。以上述ぶる所を知らば第十六世紀及び第十七世紀の間英國と和蘭とが生死を賭して戰爭をなしたることに付き敢て特別の説明をなすことを要せざるなり(フォン、トライテュケ「合衆ニールランド共和國」歴史上及政治上論文「第二部第六百〇四頁以下中」)。

露國が未だ瑞典及び波蘭の領地を併呑せざりし間は、直接に四部歐羅巴と交通をなすこと能はざりしを以て、國際的關係に根柢を得ること極めて困難なりき。然るに後に

至りて露國國民及び政府は歐羅巴に規則正しき交通を開くの必要なるを知り、古莫斯科國をして領國の境を脱せしむるの方法を講じたり。斯かる状態の下に露國政府はバルチック海沿岸諸國の掠奪問題を畫し之れが計畫に鋭意熱心したりき。

國際行政は一方に於ては確實なる問題を履行し、企畫したる目的を達せんが爲めに積極的の法規を設くることを務め、次に權利が毀傷せられたる場合に於て之を保護し之れを恢復するの豫備と行動とを爲さざるべからず。

國際行政の右二個の範圍は互に密接の關係を有す。國民の理性的必要を充たさんとするには先づ毀損せられたる法規を恢復するの條件に重きを置かざるべからず。而して此の目的を貫徹し國民發達の妨害を排斥する方法は戰爭を以て最良の策となす。

國家が國際的行動を行はんとするに當りては、自國々民の固有の問題と固有の利益とを眼中に置かざるべからざること自ら了解すべきの道理なり。他國に對し保護を與へ幫助を與ふるは其保護と幫助とが其國に對する政府の義務と一致すべき限りに於て許すべきなり。

國家が對外關係に於て自國臣民の力と能力とを啓發するに努むべき保護の程度如何は、一に臣民が其需要を充たす方法と力との多少に比例す。近世國家は人民に與ふるに自ら理性的目的を達するの可能性を以てし、人民の天性及び力を發達せしむるの條件を以てす。然れども國家は自ら己れを一個人の位置に置き得べきものに非ず、又一個人の成功を妨ぐべきものにも非ず。故を以て現時の開明諸國に於ては國內行政の範圍内に於ても、將た國際行政の範圍内に於ても、國民の獨立を除却すべきものにあらざ。個人及び會社は自力を以て其必要を充たし、其目的を達するの可能性と能力とを有する限りは、國際交通の範圍内に於て獨立原子たるの觀あり。

種々の國家の人民が個人として國際的、經濟的、並びに精神的交通、交換をなすときは、國家權力が之れに妨害を試みざると現時の事實なり。然れども凡ゆる國際的事業は國家の監督及び保護の下に立ち一國の文明進むに従ひ、又一國の需用増加するに従ひ國家の國際的行動は愈々増加し愈々錯雜なるに至る。國民が社會的事件及び局地的事件の行政に關し達したる發達の程度を以つて、國家權力が對外

關係に關し價せしむべき範圍如何を定むるの標準となすこと能はず。國民如何に發達したる自治を有すと雖も國際事件の範圍内に於ては中央政府の指揮の下に屬す。國家内部の生活に付ては自治發達の程度如何を以て國民的自由の程度如何を知るの標準となすことを得べしと雖も、國家對外の生活に付ては政府が人民の安全を維持せんが爲めに如何なる國際的行動をなすやを見て、其國國際的發達の程度如何を知るの標準となすべきなり。

英國の行政を見れば以上に述べたる吾輩の主張の正當なるを證するに足るべし。英國は巧みに自治をなすを以て天下に鳴るの國なりと雖も、英國國民が國際的事件に關し未だ自治の行使をなしたることを聞かず。却つて英國は國際事件に關しては中央集權を行ひ、不列顛所領以外に於て英國利益の絶對的指導者たり、又絶對的保護者たることを承認せらる。

第二章 國際行政の特性

第二節 國際行政の本質的條約適基本

國內行政と國際行政との間には密接なる關係あり。國家が國內行政に於て遵奉すべき制度と原則とを知らざれば國家の國際的行動を知悉すること能はず。而

して國內行政と國際行政との間には頗る相類似したる所ありと雖も、二者の間甚しき區別の存することを知らざるべからず。

國家内部の事件に付ては政府たる者全く獨立に行政をなすとを得べく、只法律と理性の命ずる所に従ふの制限を受くるのみ。國際行政の範圍内に於ては國家權力の獨立なることに付て説明をなすことを要せず。各國政府は其如何なる法規を有すると、如何なる組織を有するとを問はず、苟くも國際的性質の其内に存するものなる以上は皆國際團躰中にある他國の權利利益と衝突を來たすものなり。蓋し國際團躰内の各國は各々其獨立を尊重するの義務を有するものなればなり。茲に於てか國家の間に合致をなすの必要を生じ、互に相談し、互に相宥忍し、互に相調和することなくんば、國家は互に相合致すること能はざること極めて明なり。國際行政が其本質として條約適基本を有せざるべからずと云ふ所以抑も是れが爲めなり。

此の點より觀察すれば國家條約なるものは締結國が其相互的關係に於て有する問題に付て約定をなすものにして、條約を講習すると云ふは多少互に規則正しき

且密接なる關係を有する諸國の國際的行政の歴史を討尋するに外ならざるなり。條約締結の形式如何及び條約の拘束力如何に付ては既に概論に於て述べ終りたる所なるを以つて第一卷第四編 第一百〇三節以下茲には條約の系統の特別なる部分を説明し、條約の内容如何を委細に探究せんことを要す。國家が各時代に於て有する自國々民に固有なる問題と固有なる必要とは、是れ正に條約内に包含せらるるものなり。故を以て條約の條項如何を見れば、以て該條約が締結せられたる當時の國家が如何なる状態にありしやを知るに足るべし。例へば國家が其權利を防護せんと努め、外國の攻撃を恐れたるの時代に締結したる條約は、主として攻守同盟に關する約定を有したるを見るべし。然るに第十九世紀に至りては經濟上、通商上、及工業上の進歩極めて著しく、第十八世紀に於て首力を占めたる政治上の利害に關することを超越すること極めて多きを以て、第十九世紀の條約は重もに通商上の利益及び其他の社會上の利益に關する事項を約定すること頗る多し。是れ即ち當時の狀態が國家間の條約に反映したるの例證として見るべきなり。現今の時代は之を社會的通商的條約の時代と稱することを得べく、此種條約は日を追ふて其數

を増殖す。

條約の必要増加するも之を以て國家の對外關係に缺くべからざる源泉例へば法律、行政法規、判決及び政府より全權大臣に與ふる訓令の如きもの、價值を縮減するものにあらず。條約は又以上の諸項を文明國間に成立する利益、權利、及び義務と調和せしめ、以て國家が國際關係の範圍内に於て國家統治の動作をなすの源とせざるべからず。

輓近に至り國際行政が更に一個の特性を生じたること世人の最も注意せざる可らざる所なり。即ち近世の國家は國際交際を開發せんが爲めに一個特有の秩序を與へ、以て一種特別の影響を與へたり。即ち種々の國家をして單獨に國際的事業を經營せしむることをなさず、國際團體の團體員たる國家をして其相互の關係に共通なる機關を作らしめ、從來各國が分離して單獨に取扱ひたる國際的性質を有する事件を國際全體の唯一行政機關に委し、此機關をして全國際團體の行政を總括せしめたることは是れなり。此の如くにして常設又は一時の委員會又は會議なるもの起り、以て國際行政を處理することゝなれり、此に於てか國際行政なる

ものは各國が相離隔して別々に處理すべきものにあらずして國際團體が國際團體として行使すべきものなることを知るべし。

第三章 國際行政法

第三節 國際行政法の意義及原則

國家が國際的範圍内に於て其の目的を達せんとするに當りては、獨り自國のみに行ふべき實質的及び精神的材料を以てするを足れりとせず、併せて對外行動を左右する所の法律的條件を觀察して以て目的を達するの材料を蒐集せざるべからざること前に既に述べたる所なり。而して所謂對外行動を左右する所の法律的條件とは他國の權利、國際法の原則及法規並に國際法規及び國際團體の基本是れなり。

國際行政法とは即ち國家の國際的行動を定むべき法律上の條件即ち法規是なり。國際行政法の法規を定むるものは、各國の上に存する比較的高地位の權力を有するものにあらず、只各國意思の合致によりて之れが立法及び判決を下すのみ。此の法規及び判決は獨り國際的範圍内に於て國家によりて其利益の保護を受くる

一個人の權利義務を規則立つるに過ぎずして、此の法規と此の判決とを見る者をして國家が國際問題に關し如何なる行政上の行動を行ふやを理會せしむるに足るべきなり。

國際行政の最高原則は適目的なることに在り。國家が國際行政上の問題を處理するに用ふる規則は一に標準を『人民が現時に於て行ふべき目的と一致せしめざるべからず』と云ふに取らざるべからざること、條約に於けると同一なり。然れども此目的なるものは時代の經過に伴ひて常に變遷するものなるが故に、従つて國家對外行政の行動及び國際行政法の内容は常に變遷と發達とを受くるものなり。此點より觀察するに舊來より行はるゝ國際行政規則は未だ以て悉く現時の要求を充たすに足らず。故に現時の國際行政法は更に之を變更し之を發達せしめざるべからず。國際行政法基本の自然的結果より見て、國際行政の進歩的發達の原則が『適目的』なることに在ること、又争ふを要せざるなり。國家及び個人の需要と願望とを充たすこと國家の問題にして、又國家の目的なり。此事たる實際的生活の範圍内に屬するものなれば國際行政法が實際的生活に樞要缺くべからざるも

のなること蓋し疑を容れざるなり。

第四章 國際行政法の主體及客體

第四節 國際行政法の主體。國際行政法の客體。

國際行政法の主體たることを得べきものは只國家あるのみ。臣民、會社、其他組合等は元より國際的交通に關與すと雖も、其爲す所の事業及び關係の如きは臣民、會社組合等が獨立になす所にあらずして只國家の監督と責任との下に立ちてするものたるに過ぎざるなり。第一卷第二百三十一頁及び同所國際公法主體に關する説明。

國際關係の範圍内に於ける獨立原子たるものは、完全なる獨立國のみ。半主權國は除外例として對外關係に關する行政權を有すと雖も、只經濟上及び警察上の利害關係の範圍内に於て之を有するに過ぎずして政治上の關係に付ては對外關係に關する行政權を有することなし。種々の土地の國家間、會社間、及び個人間に成立する生活關係にして國家權力の保護、進捗を要する者は凡て國際行政法の客體なり。

國家の對外行政行為の目的物を分ちて左の三種となすことを得べし。

第一 國家の行動は政治上の事件によりて變動し、又版圖の地理上の地位、歴史上の傳説、人民の國民的思考及偏見、國家の政治上の組織より喚起せらるゝ利益及び行為によりて變動す。此等種々の状態は國家の國際的行動を指揮するものなり。國民の政治上の問題を解除するに必要な方法如何と云ふことに定義を下すの困難なるも、何人も容易に知るべき所にして、特に此の方法は時と場合とによりて種々雜多の條件を受くるものなるが故に之れに向つて一定の定義を下さんこと極めて困難なり。故に此の方法は外交政學の目的物となるものにして此書に於て論述すべきの限りにあらず。

第二 外部國家的行政の第二の範圍を作るものを國家間の社會上智能的關係となす。此關係は國民の精神上的の利害、國民の有餘的且經濟上の生活より生じ、又諸國臣民間の私法行為より生じ、又國家法規維持の必要より來る。

第三 外部國家的行政の第三の範圍を作るものは國家自身又は國家の臣民が權利及び利益を毀損せられたる場合に於て被害國の用ふる強制法是れなり。國家は其内部の政治に於けるが如く、外國との關係に於ても其利益を確定し満足せし

むるに種々の法則を用ふるの権利義務を有し、又右の組織を維持し、強制を應用して其目的を實行するの権利義務を有す。故を以て知るべし國際強制の法律は國際行政法中に於て一個の有機的成分を爲すことを。

以上二個の範圍即ち國際的社會上智能的關係及び國際強制法の實行は本書に於て特別の區分をなし特別の研究を要すべきものなり。

第五章 國際行政の機關

第五節 外交使節及領事。軍事全權大臣

國家は内部行政に於けるが如く、外部行政の範圍内に於ても其法規及命令を實行するの機關を要す。現今此種の機關は實に存在するものなり。國家は此の機關によりて政治上及び社會上の外交關係を行政し、此の機關に委任するに一定の行政問題を以てす。故に此等の機關は國家の官吏たるの權利を有し、國家權力の委任を受けて行動を營む。エフ、マルテンス『領事制度及東洋に於ける領事裁判權』スケルスト編、譯千八百七十四年柏林出版第二十五頁以下及第五百五十一頁以下。

國家より國際行政問題實行の委任を受けたる人は、即ち是れ國家對外行政の機關

なり。

國際機關を分ちて二種となすことを得。第一國際行政職務の常置執行者即ち順序的執行者、第二國際行政職務の臨時執行者即ち特別的執行者は是れなり。公使領事、外務省及陸海軍の如きは常置機關にして、特別に國際會議國際會合に加入すべき委任を受けたる全權大臣、其他凡て特別の委任を受けたる外交使節及び委員等は皆臨時機關なり。

外務省の職制及權限如何の如きは此書の問題以外にして、只一國內部憲法の問題たるに過ぎず。陸軍及び海軍は國家の外部に對する安全を保持せんとするの目的より出づるものにして、國際強制の特別機關なり。軍備の編制、強弱、政治上の意義如何が國際的狀態及び國際關係と密接の關係を有すること疑なし。然れども軍事學及び政略に關することは特別の問題に屬するが故に茲に委細に研究すべき限りにあらず。フオン、スタイン『軍制學』千八百七十二年スットカルト出版第十一頁以下。ラッセン、ホーフマン『國防論』千八百八十一年スットカルト出版第二十二頁以下、第百二十六頁以下。グムプロウツァ(Gumplovicz)『行政學』第五十九頁以下。

故に茲には只廣義に於ける公使即ち外交使節のこと、領事とを論述するに止む

べし。外交使節及領事は國際行政の本來的機關にして只國際行政とのみ聯絡を有するものなり。

公使及び領事は國家より只一時の間代表權を得て、國際交際間に立ちて本國の臨時の目的、臨時の利益を圖る官吏なりと誤解すべからず。公使、領事に關する規定と其行動の内容とは本質的有機の性質を有し、國家が外交關係の範圍内に於て有する問題の總合を包含するものなり。

此の問題を解析するには政治的及び社會的、智能上よりの二點よりす。外交使節は國家の政治上の利益を代表し、之に反して領事は國家及び個人の社會的、智能上の目的を達せんが爲めに行動を爲す。

然れども領事及び外交使節は共に國家の意思と國家の思想とを實行すべき政治機關なるが故に、兩者の目的とする所は共に國家の國際的行動と同一なり、故を以て領事及び外交使節は此の目的を達せんが爲めに、諸國の政治的、行爲と智能的生活とを結合する有機的活動的、事業に向つて注意を與へざるべからず。社會上の事件と國家法規との間に相互の關係あるを見れば、領事と公使との間に密接の關

係ありて兩者相類似する所あるを知るに足るべし。公使たる者、自國並びに駐在國の社會的生活、經濟的狀態及び社會的行動を知らずんば委任せられたる政治上の義務を盡すこと能はざるべく、領事たる者亦若し社會行政問題の範圍内に於て充分なる行動を爲さんと欲せば、須らく先づ其國政治上の利害關係を知悉せざるべからず。

公使及び領事の任務は一方に於ては其權限内に在る方法によつて行ふべく、他方に於ては自國の法律命令及び訓令並びに國際法の原則に従つて行ふべきものなり。

以下に擧ぐる事項は公使及び領事の權利義務に限るものなり。國家が其政治上の目的を達するの條件は一々之に確定なる法律上の解析をなすこと能はざるものにして、一々之れを國際法學の範圍内に包含せしむること能はざるものなれば、公使の法律上の地位如何は單に之れを國際法學のみの眼目より解釋すべきものにあらざり、其地位は實に政治上の利害關係の機關たるのみに止らず、併せて又同時に其本國の原權及び獲得權の代表者たることを知らざるべからず。而して

古代の諸國も既に外交交際をなし希臘人は諸種の政治上の委任を與へて使節を外國に派し、羅馬人はレガチー(Legati)又はオラトールレス(Oratores)と名づくる使節を外國に派して談判をなさしめたり。而して此時代に於ても公使は公使たるの性質上其職務を履行するに必要なる一定の權利を享受し、公使の身体は不可侵のものなりと見做され、又駐在國の裁判權に服せざる等種々の特權を有したり。然れども古代の國家が公使に與ふるに此種の權利を以てしたるは基を宗教上の原因に發せり、古代に於ては公使を以て神の保護の下に立つ人なりと見做したるが故に公使に暴行を加ふることを以て其代表國に對する犯罪と見做さずして之を保護する諸神及び宗教上の命令を毀損するものなりと思惟したり。

當時に在ては外交使節と稱する特別の官吏階級なかりき。故に何人にてても或る談判事件に關し最も多くの成效を與ふるならんを考へられたる者は選ばれて公使となりたり。故に政治家演說家のみならず、俳優、音樂家、詩人、時として婦人の如きも亦選ばれて使節となりたり。又當時に於ける外交は秘密術にあらずして何人も之れに加はることを得べく從つて外交を行ふこと凡て之れを公にしたり。

談判を行ふことにも、公使の關係にも古代に於ては一定の法規なかりき。人或はユス、フチアーレー(Us Teiale)を以て斯かる法規を包含せるものなりと云ふも雖も其本源未だ確定せず、古代の公使が常設のものに非ざりしとの争ふべからざる事實は當時外交官の權利義務が不定なりしことを知るに足るべし。故に或る場合に於て談判をなし

條約を締結するの必要ありと見るときは臨時に之れを何人にか委任し、其全權は特別委任の實行によりて消滅し、公使は事件の終了と共に本國に歸り決して派遣國に留まらざることをなかりき。

要するに古代に於ては公使を派遣すること極めて稀なる現象にして又偶然の現象なりき。是れ即ち國際交際の必要極めて缺如したるより起るものにして、國際交際を缺き國家が外國に常置の外交機關を置くの必要を見ざるときは公使の職務如何、權利義務如何を確定せんが爲めに一定の法規を設くるの必要を見ざるなり。

常置公使の濫觴は中古に於て羅馬が之を派遣したるに始まる。中古に於て羅馬の寺院は日耳曼種族及び土耳其人より掠奪せられたる土地に特別の保護を與ふるの必要を感したるを以て、羅馬法王はフランケン王に派するにアポクリツァイ(Apostisarii)又はレスボンザールレス(Responsales)と名づくる常置代表者を派遣せり。フランケン王は西部歐羅巴に於て羅馬法王の權力を廣むるに盡力し、寺院の最長兒なる名稱を得たること既に第一卷第七十一節中に於て述べたる所なり。羅馬法王は又右と同一の代表者をコンスタンチノールにも派遣したり。

第十五世紀の末葉歐羅巴諸國の政治上の關係漸く緊張するに至るや、西部歐羅巴君主の間に互に常置の使節を授受するの慣習を生じ、特に之れを隣近の諸國より始めたり。例へば佛國と英國の如き、西班牙と佛蘭西の如き、土襲相接し政治上の關係極めて密接なりしを以て互に常置の公使を置きたり。加之條約中に公使派遣のことを明かに約

定すること亦屢々なりき。例へば千五百二十年獨逸帝及び英國王は條約を締結し兩國に起れる事情を明細に報告するの便宜を與へんが爲めに互に公使を授受すべしと約定したり(『フィッシャー』宗教改革時代に於ける外交史千八百七十五年ライプチヒ出版第五百五十一頁以下)。

歐羅巴政治上の權力平均の系統を鞏固にしたるウエストファールン講和以後常設公使館の制度は完成を告ぐるに至れり。而して其完成に與つて最も力ある者を佛國王路易第十四世及び佛國公使館の巧妙なる構成者「カルザナル」リシェリウ(Richelieu)とす。

其後時を経て外交團練(Diplomatischen Corps)なるもの生ずるに至れり、外交團練とは某國に派遣せられたる外國の代表者が構成する所の一團練なり。此團練の生じたるは偶ま以て西部歐羅巴諸國が同一系統、同一國際團練の一員たることを知覺したるの證とすべし。

此の如くにして公使法は開明國間に發生し且發達し今日に至るまで外交機關の權利關係に應用せらる。

不開化國間の外交關係は一種特別の性質を有す。抑も外交關係なるものは文明國のみ之れが必要を感じ、野蠻國は一般に外交關係の如何に付て痛痒を感じざるが故に亞細亞及び亞弗利加の諸國は歐羅巴諸國と交通することなかりしを以て、歐羅巴人は武力を用ひ其國の市府を開かしめ遂に常設の居住を其地に占むるに至れり。此の如く強迫を用ひて半開國に代表者を派したるを以て、此等代表者が半開國君主の

朝廷に於ける地位は決して好良のものにあらずりき。既に第十五世紀に於てコンスタンチノールに公使を派遣せられたるものなるが、土耳其は一旦外國と戰爭を開くに及びて其國の使節を七塔城に閉居せしめ出來得る丈の苦痛拷問を與へたり。支那及日本に派遣せられたる公使も亦輒近に至るまで之れと同一の待遇を受けたり。歐羅巴諸國は東洋諸國に常置の公使を置くに著しき困難を感じたり。蓋し東洋諸國は常に外國の公使を受くるの必要なしと感したるのみならず、外國の公使を駐在せしむるときは國內に紛擾を來すの恐れありと誤解したればなり(エフ、マルテンス『中央亞細亞に於ける露西亞及英吉利』第五十頁以下。アルザル公千八百五十六年『巴里條約以降の東方問題』千八百七十九年倫敦出版第二版第二百二十五頁第二百六十七頁)。他國の公使を受くることを肯ずるも自國より公使を派することを拒みたる半開國又極めて多し。又或國は特別に且臨時の委任のみを與へて全權大臣を送ることを承諾せり。東洋諸國にて歐羅巴の朝廷に常置の公使館を置くものは只土耳其、波斯、支那、日本の四國あるのみ。

露西亞と西部歐羅巴との間には漸く第十八世紀の初めに於て常置公使を授受するに至れり、第十六世紀及第十七世紀に於ては莫斯科國は古來よりの鎖國主義を取りたるを以て只時に破格として使節を發したることあるのみ(第一卷第二十二節末項以下)。莫斯科政府が使節を派したるは波蘭、瑞典、土耳其と戰爭するに當り援助及び同盟を他國に乞はんとするの必要より出でたるものにして、しかも効果を奏せること極めて稀

なりき。

千六百八十二年に起りたる實例は最も顯著なるものなり。同年五月露國の官吏ドミトリー・シモノウスキー(Dmitri Ssinowski)なる者、露帝フドール・アレキセシウイッチェ(Fedor Alexjevitch)の崩御を彼得第一世の即位を報告せんが爲めに伯林に派遣せられたり。然るにドミトリー・シモノウスキーは露帝の名譽を保持するに熱中し伯林の選舉侯と爭論すること一時間半なりき。是れ選舉侯が王冠を着せざりしが故にして、爲めにシモノウスキーは選舉侯の手に接吻すること拒み其健康の爲めに飲酒することを肯んぜざりき。而して露國が此事件の爲めに處理したるの方法極めて痛快なるものありき。後千六百八十九年露國政府は露帝の名に於て選舉侯に答て曰く、シモノウスキーが選舉侯に請求するに王冠を戴きて露帝の起居を問ふべしと請求したるは正當なりと考ふるを以て之れを宥恕せられんことを請ふ。然れども選舉侯の健康を觀せんが爲めに飲酒すること肯んぜざりしは不當なるを以て此點に付ては嚴に之れを處罰すべし云々(エフ・マルテンス「條約集」第五卷第二十一頁)。

歐羅巴諸國の君主は露國と互市貿易を開かんことを欲し屢々公使を莫斯科に派したりと雖も、露廷は莫斯科に外國の常置公使を受くることを欲せざりしを以て公使は常に長く露國に駐在すると能はざりき。千五百十七年露帝ワシリー・イワノウイッチェ(Wassili Iwanowitsch)はフランドン伯と波蘭に對する同盟條約を結び、該條約中に露帝はフランドン伯領内水上たる陸上たるを問はず、公使を派遣することを得べ

く、條約に規定するが如く寸毫の妨害を興ふることなかるべしと約定し、露帝も亦フランドン伯アルブレヒト(Albrecht)より露國に派遣する公使及び商人をして露國の水陸内自由自在に旅行せしむべく毫も之れに妨害を興ふべからずと約したり。

前に屢々述べたるが如く莫斯科政府は他國の公使特に常設公使を受くることを肯んぜざりしを以て従つて外國と繼續的關係を處理することなかりしや極めて明かなり。フランドン伯大選舉侯は莫斯科に常置公使を任命せんことを願ふ所ありたりと雖も遂に其効を奏せざりき。今其顛末を畧叙すること左の如し。千六百七十五年フランドン伯の官吏ヘルマン・ヘッセン(Hermann Hessen)なる者露廷に提出するに自ら莫斯科駐在フランドン伯大選舉侯常設外交使節に任せられたるの教書を以てせり。然るに露帝アレキサイ・ミロノウイッチェ(Alexei Michailowitsch)は之れを收領せざりき。翌年に至り露帝フエドール・アレキセイウイッチェはヘッセンに與ふるに「以後露國は隣邦と規則正しき郵便結合をなすべきを以て選舉侯若し必要あらば書面を以て事を露國に通ずべし」との通報を以てし、ヘッセンを莫斯科より退かしめたりき。選舉侯は千六百七十七年再びヘッセンを莫斯科に派し、郵便は緩慢にして且意を通ずるに充分ならず、さればさて事件の起る度毎に臨時の公使を派するは極めて困難なるが故にヘッセンを常置公使として受領せらるべしとの意を通じたれども莫斯科政府は其願望を容れず、「ヘッセンを使節として露國に駐割せしむるも、露國の使節を選舉侯の許に駐割せしむるも毫も露國と選舉侯との間の交情を親密にするの保證となること能はず」との返答

を興へたり。千六百七十八年選舉侯は更らに一回其願望を提出したれども遂に露國の納るゝ所さならざりき(第一卷第二十八節末部以下。エフ、マルテンス「條約集」第五卷序言及び第二十二頁以下。アイヘルマン「第十八世紀露國外交交通史」(「露國雜誌」第十卷聖彼得堡千八百七十七年出版第五百三十五頁以下中))。以上述べたる事實及び其他の事實は露國政府が第十八世紀に至るまで公使館設置の制度に反對し、露國に外國の公使館を置くの必要なしと確認したるを證するに足るべし。然るに此状態は彼得大帝以來全く一變し、彼得大帝は文明諸國の經驗したる所を利用して自國の隆盛と開明さを圖らんを欲し、此の目的を達せんが爲めに西部歐羅巴諸國と通商上並びに外交上の結合をなすの必要を感じ、千六百九十六年外國に公使館を設置し、爾來又外國公使を受領するに至れり。爾來露西亞と西部歐羅巴諸國との間には公使受領の儀式及び公使の法律上の地位に關し絶えず談判を開き、又條約及び法律によつて公使の權利義務に關する一定の規則を確定するに至れり(「露國法律全集」第八千九百〇八號)。

露西亞が歐羅巴の家族内に入るや公使に關する法規は次第に發達し公使館の制度は露國に於ても亦確定の基礎を有するに至れり。露國と東方諸國との關係の發達如何は其地理上の地位並びに亞細亞に於ける歴史上の問題如何に關するこゝ甚だ多きことを注目せざるべからず。露國が土耳其と外交を開きたるは既に第十六世紀以降に在り、雖も露國がコンスタンチノールに常置

の公使館を設けたるは漸く千七百年以降に在り。其波斯に向つて特別使節を派出したるは第十八世紀以後にして、第十九世紀に至り漸く常置公使館を設くるに至れり。支那及び日本が露國の使節を受くるに至りたるも亦近時に在り(バルカッシン「Balkassien」露清條約「四部亞比利亞紀念錄」千八百八十二年出版中「第五頁以下第八十九頁」。エフ、マルテンス「露清葛藤」千八百八十年ブルネッセル出版第四十五頁)、中央亞細亞の諸汗も亦武力を以て露西亞公使の受領を強制せらるゝに至りたり。千八百七十三年アヒヤラ露西亞間の條約第十六條に曰く「露國はアヒヤラの酋長に向つて常置公使を派することを得べし。在アヒヤラ露國全權大臣及び在タシケント(Tashkent)亞刺比亞全權大臣は露國政府に屬する家屋に住し露國政府の費用を以て生活す」云。

第二章 主動的及受働的公使法

第七節 イ 主動的公使法。ロ 受働的公使法。

外交使節の法律位置に關する法規の總合を公使法と云ふ。

公使法を論ずるに當りては先づ主動的公使法と受働的公使法とを區別せざるべからず。主動的公使法とは國際團體の團員たる國家が一般に承認せられたる權利と待遇とを其の外國に在る代表者に與へて之れを任命するの法律なり。受働

的公使法とは之れに反して國家が他國の代表者を受領し條約、國際慣習、國法、裁判例に於て定めたる一切の權利と待遇とを之れに與ふることを定むる法律なり。

イ 主動的公使權

外交使節を派遣するの權利を有する者は只主權國あるのみ。主權國は國際的人格及び國際法の主體として自ら主動的公使權を有す。此の權利は條約又は允許より生ずるものにあらざして國際關係内に成立する事情及び秩序の自然の性質より出づるものなり。半主權國は原則上此の權利を有せず。其外部に對する關係は自國の屬する主權國によりて代表せらる第一卷第六十節。

主權國に於て主動的公使權を行使する者は何人なるや。此問題は一に其國に行はるゝ憲法によりて決定すべきものなり。憲法は最高國家機關の特權に屬するものなるが故に諸國は其最高機關の意思によりて對外代表權を定むること自ら差別あり。故に公使權行使の方法は一に各國公使權行使に關する組織及び法令如何によりて決定すべきものなりホルンチュリ「國際法」第九十七節、アル。此點より見るも合衆國と聯邦國との間に本質的の異同あることを知るべし。合

衆國を組成する各州は對外代表權を有せず、聯邦國を組成する各國は勿論共通の代表者を有することを得べしと雖も、尙ほ其外各々特別に對外代表者を任命することを得べし。

例へば北米合衆國の各州は千七百八十一年の憲法によりて各々合衆國より獨立して外交使節を任命するの權利を有したりと雖も、千七百八十七年の憲法によりて此の權利は廢棄せらるゝに至れりホヰートン、ダナー出版第二百〇八節。之れに反し獨逸帝國にては今日に於て帝國も各州も皆特別の代表權を有せり。是れ即ち合衆國と異なる所なり第一卷第二百四十二頁、ラバンド「獨逸帝國國法」第二卷第二百三十九頁以下。

君主未成年なるときは攝政たる者公使を任命す。攝政は君主が未成年なる場合に尙ほ其他の權利をも君主に代りて行使するものなり。然れども君主が未成年なる場合には此等の權利總理大臣に歸することありフィリモール「解釋」第二卷第五十六頁。

例へば千七百十七年「カルザナル」デューボア(Du Bois)は未成年なる王の名に於て發したる全權によりて「ハーク」(Haug)に於て同盟條約に署名したることあり。瑞典の公使は女王クリスチネー(Christine)が未成年なるの間宰相オクセンシュエルナ(Oxenstierna)によりて任命せられたり。

特別なる地理上の状態により主動的公使權の行使を遠隔なる州郡又は殖民地の知事に委任せざるべからざることあり。

英國が東印度の副王に、或は露國がツルクスタンの總知事に與ふるに、獨立して中央亞細亞諸國と外交關係を指揮するの委任を以てしたるは其地の本國より遠隔なるが爲めなり。右兩國が其權利を行使するに付て其主上國に對し責任を負ふべきこと論を俟たず。

内亂又は篡奪の場合に何人が主動的公使權を行使するやの問題は極めて困難なり。内亂の場合に於ては兩黨とも自黨の派したる代表者を以て正當なる公使となし、之れに正當なる權利を與ふべしと請求すべく、篡奪の場合に於ても亦王位を退けられたる者及び篡奪者は共に公使派遣の權利を有すと主張し自己の發したる公使を正當なる代表者と見做さんことを請求すべし。

此の場合に原則として適當すべきは内亂の場合に一派未だ獨立を争ふの間は主動的公使權を有せず。篡奪者未だ其權力を疑問の内に置くときは主動的公使權を有せずとすることは是れなり。然れども戰爭の終了に至るまでは何人が此權利を有するやは純粹なる事實上の問題に歸し、他國は公平無私に之れを探究せざる

べからず。皇位を失ひたる統治者は主動的公使權をも受動的公使權をも有するものにあらざらん。二卷第五十二頁以下。第四十四節第四十五節。『イリモール』第七節第八十九節。ヘフテール『國際公法』第三百九十一頁以下。『概要』第八十法及國際裁判權第一卷千八百七十二年トリノ出版第六頁以下。

舊時に於ても此の問題は此の種の方法によりて決定せられたること、英倫エリサベス朝に派せられたる蘇格蘭のマリア、スチアート女王の公使レスリー(Leslie)事件の明かに示す所なり。レスリーは英倫女王に反對する騒動に加はりたりと云ふの故を以て其公使たるに拘らず牢獄に投ぜられたり。英倫政府は此事件に關し法律家に訊問するに、皇位を失ひたる君主又は女君主より任命せられたる者は、之を公使と見做すべきやとの疑問を以てせり。英國法律家は皆答へて曰く、適法(Lawfully)に統治權を失ひたる君主及び女君主は公使權を有せず、マリア、スチアールトは既に蘇格蘭の統治權を失ひたる者なるを以て公使を英倫に送り得べきものに非ず、故にレスリーは公使に附着する特權を受くべき能力を有するものにあらざらん(『イリモール』解釋第二卷第五百五十四頁)此の判定は極めて正當なりと雖も、只適法に統治權を失ひ云々と云ふは當を失せり、何となれば不適法に其皇位を失ひたる君主と雖も更に統治權を得るに至るまでは公使授受の權利を失ふに至るべければなり。

千六百五十九年ピレネーズ會議の開かれたるとき、スチュアート家のチャールズ二世は當時既に英國の皇位を有せざりしにも拘らず代表者を該會議に派したり。『カルザナル』マザリン(Mazarin)は右の代表者を會議に列席せしむることを拒絶したり。蓋し當時に在つてクロムウェルは英國の眞正なる元首にしてクロムウェルの代表者既に該會議に列席し居りたればなり。

最近時に於てラッセル卿がアハルの廢王フルゲナンド二世に關して行ひたるの行爲亦之れと同一なり。英國政府は伊太利の數多の王國を承認したる後、英國首相は倫敦駐劄のチアヘル公使に通報するに英國は之れよりチアヘルと外交上の交通を斷つべしとの旨を以てせり。千八百六十一年普魯西王ウヰルヘルムは戴冠式を行ふに際しグイクトル、エマヌエルより派出したる代表者を受けたりしが又同時にフルゲナンド第二世が派遣したる代表者を受領したり。

千八百七十年佛蘭西第二帝國没落と共に、ナポレオンは公使授受の權利を失ひたるものなり、然るに若し其後に至りて廢帝の代表者と談判交渉したる國ありせんか、佛國は決して該談判の爲めに義務を負ふものに非ざりしなり(第一卷第八十一節末項參照)内亂の場合に於て統治權を得んとする黨派又は獨立を得んとする黨派は實際に統治權を得、又は獨立を得て外國より承認を受けるに至るまでは公使權を有すること能はず。千八百六十一年北亞米利加合衆國南北戰爭あるに際し、華盛頓政府の軍艦は英國の郵便船トレント號(Trent)を抑留したるバリーソン(Mason)スリデル(Sidell)の二人其内に在

りたり。此兩人は南部の使節と稱するものなりき。而して此兩人が果して使節たるの資格を有するものなるやの問題は生じたり。華盛頓政府は裁決して曰く、リッチモン政府は未だ外國より承認を受けたる者にあらず、従つて主動的公使權を有するものにあらず、故に右の兩人は奴隸是認主義者の委任者なりと見ることを得べしと雖も未だ之れを以て外交使節と見做すこと能はず。此の裁決は洵に正鵠を得たるものなりと云ふべし(マルクアルドセン「トレント事件」千八百六十二年エルランゲン出版第七十一頁以下。フリーモール「解釋」第二卷第百六十一頁等。ホフマン「提要」グナー出版第百二十六頁注意第四十一)

ロ 受働的公使權

第八節 受働的公使權

主動的公使權を有する一切の國家は、併せて又受働的公使權を有す。即ち他國政府より派遣する公使を受領するの權利を有す。

然りと雖も國家は必しも同時に此の二個の權利を有するものにあらず。例へば舊時の獨逸同盟は自ら外國の公使を受けたれども自國より他國に公使を派すること必要なりとせざりき。支那及日本は只外國の公使を受けたるのみにして少くとも最近時に至るまでは自國より外國に向つて公使を派遣することなかりき。

半主權國は主動的公使權、受働的公使權二つながら之れを有せず、只強大國は政界

上の利益の爲に外交使節なる名稱を有する總領事(Consuls généraux et agents diplomatiques)なる者を半主權國に派遣す。半主權國は總領事を公使として受領するの權利を有せざるものなるが故に該總領事は領事に屬する特權の外毫も特權を有すること能はず。然れども總領事は事實に於ては領事の職務よりは公使たるの職務を執ること多し。

此事に關し千八百七十五年ベルグラード(Belgrad)に於て外交上の權利を有することなくして任命せられたる獨逸總領事ローゼン(Rosen)が外交上の權利を有する他國の領事との間に爭議を生じたり。他國の領事は自ら卓絶せる状態にあることを主張し、獨逸領事が請求せる階級同一を承認することなかりき。獨逸帝國政府はローゼンに訓令を與へて他國の領事と同一の權利を受くること能はずんばベルグラードを去つて歸國すべしと命じローゼンは則ちベルグラードを去れり。此の爭議は遂に總領事は如何なる名稱を有するに拘らず半主權國に於ては一般に外交上の性質を有する者にあらずと云ふに局を結べり(國際法協會年表第一卷千八百七十七年第二百三十三頁第二頁三十三頁)。

次に生ずる問題は國家は自國に派遣せられたる外國公使を受領せざるべからざるの義務ありや否やと云ふこと是れなり。學者は必らずしも此の問題を肯定せ

ず。或る學者は謂らく、國家が外國公使を受領するは法律上の義務の問題に非ずして寧ろ必要及び利益の問題なりとアラゲル(國際公法第二百節第四百十八頁、四百十七頁)。國際團體の點より觀察せば此の意見は當を得たるものにあらず。開明諸國は國際團體の一員なるが故に互に無條件に間斷なく結合をなし常に此の結合を進捗せしむるの方法を講せざるべからず。公使の交換は此の結合を進捗せしむるの方法にして、従つて公使の交換は獨り開明諸國の權利たるのみならず、又實に開明諸國の義務たるなり。國家が原則として公使の受領を拒ばまんか是れ自國を國際團體以外に置くものにして、且國際法の保護を受くること能はざるに至るものなり。

之れに反して非文明國は受働的公使權行使の義務あるものにあらず。故に歐羅巴諸國が強制を以て亞細亞の諸國に派するに自國の公使を以てするは當を得たるものにあらず。

開明諸國が暴力を用ひて野蠻國をして自國と交通せしむるの權利を有せざること、前に既に第一卷第七十九節以下に於て述べたる所なり。非文明國は國際團體の團體員

にあらず。故に歐羅巴國際法の原則は非文明國に向つて應用することを得べきものにあらず。然らば則ち非文明國が交通を欲せざる國の公使を受領するの義務なきこと自ら明瞭なるべく、他方より見れば文明國が非文明國に強ゆるに自國公使の受領を以てするの權利なきこと亦極めて明かなり。

千八百七十八年英國政府はアフガニスタンの君主シル、アッ(Shir-Ali)に請求するに英國の特派大使を受くべしとのことを以てしたれども、英國政府は決して此の如き請求をなすの權利を有せざりしなり。故にシル、アッは右の英國公使を受領せず公使は已むを得ずして本國に歸れり。右拒絕の結果として英國はアフガニスタンに對して宣戦し、英軍はアフガニスタンを侵掠せり。其後千八百七十九年英國はシル、アッの承繼者ヤクープ汗と講和條約を締結し之れをして英國の常置公使をカブール(Kabul)に受領せしめ、他國との交通は英國政府の監督及び協議を受くるに非ざればなすこと能はずと約定したり(千八百七十九年條約第三條乃至第五條)。此の如くアフガニスタンが英國の公使を受領すべき義務を生じたるは漸く千八百七十九年以降のことに屬し、千八百五十五年の英國とアフガニスタンの君主ドスト、モハメット(Dost Mohamed)との間の條約に於ては英國はカブールにも其他のアフガニスタン領にも英國の公使を置くことなかるべしとの約定ありたるなり。されば千八百七十八年に於てアフガニスタンが英國の公使を拒絕したるは洵に當を得たりと云ふべし。

文明諸國は外國の公使を受領するの權利ありと雖も、特殊々々の場合に必しも外

國より派遣したる當該公使を受領せざるべからざるものにあらず。公使は外交交際の特有の目的を有し、國家間の平和關係及び友情關係を維持し、派遣國の君主又は國家權力の代表者と密接の交際をなさざるべからざるものなるが故に、公使を任命するに當つては宜しく其人を選ぶに充分注意を用ひざるべからず。故に甲國若し乙國に公使を派遣せんとするときは、其の公使を受くるや否やを乙國に豫問するを習ひとなし、乙國の返答如何によりて公使候補者の任命及び非任命を決定す。

或る人を公使として受くることを拒絕するは左の原因による。

第一 他國の外交使節として選ばれたる者が自國の臣民なるとき。此の場合に於ては自國臣民に與ふるに外國公使たるの特權を以てすること不可能なるべく、假令不可能ならずとするも極めて困難なり。

此事に關する舊時及び最近の例を擧ぐれば左の如し。

千六百二十六年瑞典の使節ユルゲン、スルン、トンド(Jurgen Bernhard)及びヨヒモフ、リヒター(Ujhimow Rubez)の兩人莫斯科に來りたるが、リヒターは曰く、余は露國人なりオルトドックス教を奉ずるが爲めにシギスムンド王(Sigismund)の忌む所となり、十一ヶ年間捕はれ

てマインブレン(Mainburg)に在り遂にグスマーフ、アドルフ王の爲めに自由にせられたる者なりき。此の如く同人は露國の臣民なるを以て瑞典の使節たることを許され、寺院に至ることも許されたれども、委任の事務を行使すること及び白人の住する露國に旅行するも及びサホローゲルランド(Saporogerland)に旅行することを禁じたり(スロウニウ(Slowiew))『露國史』第九卷第百八十頁)

千八百六十八年支那政府は北米合衆國人バリーングハム(Barrington)なるものを自國の公使に任じ、歐羅巴及び亞米利加の諸國と通商條約を締結するの委任を與へたり。バリーングハムは西歐羅巴諸國及び露西亞に於ては正當なる支那公使と認められたれども、北米合衆國は其自國人民なるの故を以て之れに與ふるに外交使節たるの權利及特權を以てすることを肯んぜず、只條約談判の仲介者たるの性質を有するものなりとして取扱ひたり。

舊獨逸國に於ては君主及び自由市が國會に代表者を派するに當り、好んでフランクフルト市の人民を選みたり。然るに千八百十六年同盟會議はフランクフルト人はフランクフルト市の代表者たる者の外同盟會議の全權なること能はざるべしと議決したり(アルト『歐羅巴公使法』第四十五頁。タリッセル『獨逸同盟公法』第四百十三節第四版第百七十頁)。

第二 犯罪者、裁判上榮譽剝奪の宣告を受けたる者、言語又は舉動を以て派遣國に對して敵意を表したる者は外交使節たることを拒絶せらる。

マインカルシニツクの擧げたる例を取れば左の如し。英國政府は嘗て和蘭の殖民地に於て犯罪を爲して舌を切られたる者を公使としてニールランドに送りたりしかば、ニールランド政府は右の英人を拒否して速かにニールランド合衆國を退去すべしと命じたり(マインカルシニツク『公法問題』第二卷第五編。フイモール『解釋』第二卷第百七十四頁)。

第三 公使其人の特有なる社會上の地位及び特別の權利により、其公使が派遣國に滞在すること困難なるとき、又は國家權力の爲めに危險なるときは派遣を受くる國は之を公使として受くることを辭することを得。

カトリック教を奉ずる諸國が羅馬寺院の僧正を受くるときは右に述べたるが如き地位に準ず。カトリック教を奉ずる人民は僧正(カルザナル)を以て寺院の君主と見做し、其宗教上に有する權利を國交の上に濫用するの恐あるを以て、僧正を公使として受くることを拒絶するの權利は加特力教國固より之れを有せざるべからず。他方より見れば羅馬法王は又僧正(カレヂナル)を公使として受くることを拒絶するの權利を有す。蓋し僧正は同時に神聖會議の委員なればなり。例へば千八百七十五年獨逸政府が僧正ホーヘンロトへ侯をピウス第九世に派遣せんとしたるに羅馬法王が之れを拒絶したりしがこゝし。

第四 女性の公使を公けの全權大臣として受領したるの例は今日に至るまで未

だ聞かざる所なり。

四二

婦女子が外交使者として用ひられ、加之好く効果を奏して使命を全ふしたるの例は屢々聞く所なり。例へばウヰツリア(Tetunia)及びヴォルムニア(Volunna)の兩人は羅馬元老院の委任を受けてコリオラン(Corolan)を説破して其軍隊を羅馬以外に退かしめ、千六百四十六年佛國の使節として波蘭に派遣せられたる寡婦グアリアン(Gudriana)侯夫人は波蘭に於て其使命を全ふし、路易第十四世はスチュアルト家のチャールズ二世にケルナル嬢(Keroual)を公使として派遣し、波蘭王アウグスト二世が其敵チャールズ二世に派するに其愛婦人アウロラ、フォン、キニーニロスマルク(Aurora von Königsmark)を以てし講和條約締結の談判を締結せしめんとしたるも遂に其効を奏せざりしが如きも世の普れく知る所なり。近時北米合衆國の婦女子が公使たらんとし、鞠躬する者日あり、雖も今日に至るまで未だ其任命ありたることを聞かざるなり。

要するに婦女子が國家權力の代表者たるの委任を受けたるとあり、雖も、是れ只稀に起りたるに過ぎずして、此の稀に起りたる事實を盾として従來の標準となし、國家は婦女子を公使として受取らざるべからざるの義務を有す云ふこと能はざるなり(アルト「歐羅巴公使權」第三百三十四節乃至第三十六節、フィヨール「解釋」第二卷第七十一頁等。カルプオー「國際法」第一卷第四百十六節)。

第五 國家は他國より一定の身分又は地位ある者を公使として受けんことを請

求するの權利なく、従つて貴族に非ざる者を公使として受くることを拒絶するの權利を有せず。

公使の數は近世之れを一人とするを例とし、會議又は會合あるときは一國より數多の代表者を派出し、以て該會議又は會合に附せられたる問題の錯雜せる事項に關かるに便にす。然れども數人の内一人を取つて第一の全權大臣となし、此人をして指揮を司らしむ。通常は如何なる國家も許多の全權大臣を他國より受領せざるを例とす。若し一國より數多の全權大臣を派するときは之れを派遣する國より之れを受領する國の方之れが爲めに許多の不利益を受くるに至るべければなり。

一國より許多の公使を他國に派せしこと古代に於ては普れく行はれたる例なりしが、第十八世紀に至つても尙ほ且此種の例ありたり(「フイッシャー」『外交史』第百五十三頁)。例へば千七百五十七年グロス(Gross)は露國公使としてワルシャワに在りしが後に至リウォルコンスキ侯(Wolkonski)も亦均しく露國公使として同時にワルシャワに派遣せられたり。千七百八十九年にはアロピウス(Alopius)及びネセルロード伯(Nesselrode)の兩人同時に公使として柏林に駐在し、千八百二十二年にはタチシネチヤ(Tatischev)なる者既に前に派

遣せられ居るゴロウキン伯 (Golowkin) を追ふて東方事件に付て談判せんが爲めに更に維納に派遣せられたり。

第三章 外交使節の區分

第九節 昔時の區分。維納會議の規則。

非常公使。外交團。

第十七世紀に至り常設公使あるに至る迄は歐羅巴諸國の間只一個の大使 (Ambassadeurs) ありたるのみ。而して政界上の事件は細大となく一に大使に委任せられたり。然るに第十七世紀に至り常設公使の制起るに及んでは大使の外尙ほ在留公使 (Résidents) 代理公使 (Agentes charges d'affaires) 其他の名稱起り大使と均しく又全權大臣として外國に派遣せられ外國に於て自國君主の公けの代表者たるの行動を行ひたり。而して大使及び法王よりの使者 (nuntien) は他の代表者に比し高等の地位を有したるのみ。されば其地位の高低の如きは一に副たる區別にして、此等種々の代表者の間に法律上如何なる本質的の區別ありたるやは全く不定なり。何人を階級の高き者と見るや、何人が首座を占むべきやに付て大使と他の外交使節

との間の爭議は常に絶ゆることなかりき。此の爭議の爲めに遂に君主相互の間に笑ふべき争を生じたることも亦少なからざりき第一卷第廿一節第七十一節。一七九五年倫敦出版第九十五頁等。

維納會議は此の爭議に終りを告げたり。千八百十五年三月十九日國際使節の階級關係に關する規則を約定し之を分つて左の三個となせり。

第一 大使 (Botschafter, ambassadeurs) 法王の使者 (Nuntien nonces) (Legaten, legats)

第二 公使 (Gesandte im engeren Sinn) (Envoyés) ミニストル (ministres) 又は君主よりの他の被委任者 (autres accrédités auprès des souverains)

第三 代理公使 (Geschäftsträger) (外務大臣より任命せられたる代理公使 (chargés d'affaires accrédités auprès des ministres des affaires étrangères))

千八百十八年十一月二十一日の議定書により、歐羅巴諸強國はアーヘン會議を開て尙ほ特別なる代表者の一級を加え、之れを辨理公使 (ministres-résidentes) と呼び其地位を代理公使の前に置き、公使の下に置きたり第三卷第百三十一頁。此の區別は凡ゆる文明國の採用する所にして今日に至るまで尙ほ法力を有す。

只以上の諸階級に在る外交使節の間に如何なる區別あるか、維納會議に於て定めたる規則に基て大使は以下の使節と比し如何なる特殊の法律上の地位を有するか。

國際法上より觀察すれば外交使節は其如何なる階級に屬するやを問はず悉く互に同一の權利を有す。此の所謂同一權利を有すとは、皆一切の公使權を有することを得との意なり。維納章程及びアーヘン議定書は此點に關し如何なる種類の使節も他の使節に比し多くの特權を有するを認めず、只受領せらるゝ儀式に付て使節は其階級の如何によりて差異を有するのみ、維納章程第五條、アルンチニールヘフテール「國際公法」第二百二十節、マールテン「國際公法」第九十一節以下、ラナエ、フオデレ「外交法史」第一卷第二百四十四頁以下。凡ゆる使節が其法律上の性質に付て毫も互に區別を有することなきは維納章程及び公法學者の意見を見る者の普ねく知る所なるべし。

第一 大使

アルンチニール及他の學者の唱道する所によればアルンチニール「國際公法」第四百七十四節、ヴァツテル「國際公法」第四百七十四節、ホットン、ダナ「ノイマン「概論」第五十大使は只王的榮譽を有する國即ち第一階級の國家

第七十一節以下。ノイマン「概論」第五十大使は只王的榮譽を有する國即ち第一階級の國家第七十一節よりのみ任命せらるゝ、アルンチニールは屢々此の考を説述したり、然れども何が故に其他の諸國が大使を任命するの權利なきやと云ふ理由に至つては何人も事實上之を積極的に論證すること能はざりしなり。大使を派遣するときは多くの國費を要するを以て實際上只王的榮譽を有する以下の國家が之れを派遣せざるのみ。

維納章程第二條によれば大使及び法王の使者のみ其主權者を代表するものなりとせり、此の章程を盾として多くの著述家は結論をなして曰く、大使は其君主の一身を代表する者なるが故に其他の代表使節と異にして特別の法式上の權利を有し、駐割國の君主と直接に談判をなし、又何時にも直ちに君主に謁見するの權利を有す。吾輩は此の決論に對して賛同を表すること能はず、ビスマルクも嘗て云ひたる如く大使は決して駐割國の君主と直接談判をなすの權利を有するものにあらず。加之西歐羅巴君主國の立憲的憲法は皆大使が外務省と交渉すべきことを規定せり。大使は君主の一身を代表する者なりとの考も亦誤謬なり、例へば佛國の如きは共和國なるも大使を派出するにあらずや、然らば佛國大使は果して何人の一身を代表するか。

大使の外羅馬法王の代表者たる「レガテン」及「モンチーン」なる者あり、是れ羅馬法

王が僧正中より任命する者にして、レガチー、ア、ラテレー(Legati a latere)又はテ、ラテレー(de latere)なる名稱を有す。法王は普通の場合には「モンチーン」を派遣すれども、加特力教國に派する場合と、政治上の委任よりは寧ろ寺院上宗教上の委任をなす場合とに於ては「レガチー」を任命す。

第二 公使

公使なる名稱は外交使節の第二級に位するものを言表はさんが爲めに用ちふる特別の名稱なり。通常公使(ambassadeurs ordinaires)非常公使(ambassadeurs extraordinaires)全權公使(plenipotentiaires)及インテルメンチーン(Internuntien; interonces)皆之に屬す。インテルメンチーンは通常羅馬法王が特使として派する者なれども、コンスタンチノーベル駐割地公使は通常、インテルメンチウスなる名稱を有す。

維納章程第二條によれば公使は恰かも代表權を缺くが如きの觀ありき雖も、若し公使にして代表權を有することなくんば其職務を行ふこと能はざるべし、故に公使が大使と異なる所は只名稱と俸給とのみ。

第三 辨理公使

辨理公使は外交使節中第三の地位を占むるものにして、只其のアーヘン會議に加

はりたる諸國の間に維納章程と均しく爾餘の諸國の採用する所となりたるや否やと云ふ疑問あるのみ、其權利に至りては大使及公使の權利と毫も異なることなし。

第四 代理公使

代理公使は一國の外務大臣より他國の外務大臣に宛て、委任するものにして、常置の使節として外交職務を執る者(chargés d'affaires)と、只一時の間公使の不在なるに該不在公使の行動を行ふ者(chargés des affaires)との二種あり、甲は獨立に國際行政の職務を行ふものにして、乙は只政治上の性質を有することなく、經過的の働をなすのみ。

以上四個の外、一切の使節例へば仲介者(Commissaire)代表者(Delégité)特別委任者(Spécial-Ambassadeur)例へば國債募集、國境整理、條約實施監督等の爲めに外國に送られたる官吏は外交使節として承認せらるゝことなく、従つて特別の權利を受くること能はず。

非常公使(ambassadeurs diplomatiques en mission extraordinaire)は其名稱、非常公使と云ふと雖も他の公使より多くの優先權を有することなし、維納章程國家相互の間に親屬の關

係あるも、王統を等ふするの關係あるも、同盟を結びたるの關係あるも、之れが爲めに公使は特別の權利を享有すること能はず^{第六條}。

同一階級に在る外交使節數國より一國に派遣せられたるときは、其順序は到着の公表によりて之れを定む^{維納章程第四條}。

一國の元首又は一國政府に派せられたる各國の外交使節は相集つて外交團を作る、然れども此の外交團は會社にもならず、將た法人にもあらざるが故に特殊の權利を有するものにならず、又該團の團員たる者は互に相互の義務を有するものにならず、故に外交團の團員相互を結合するものは一個の道德あるのみ、團員は只諸國の獨立を害せざる限りに於て各國の利益を聯帶に計らんが爲めに相結合するのみ。外交團は全國際團躰の共通利益に危險を及ぼすの恐ある場合に相一致して事を成すものなり、例へば該使節等が滞在する國の國家權力が公使の權利を攻撃する場合の如き、又其の國が國內に滞在する他教信者又は外國人を虐待する場合の如し。斯かる事件に付き抵抗をなすには各國使節各自別々の名を以てせずして外交團の名を以てす、然れども外交團は口實を右等の原因に取りて其國の内

事に干涉することあるべからず。

外交團躰中の上位を占むる者を團長(*Doyen du corps diplomatique*)となす。團長は外交團全躰に關する問題を提出し、儀式的の事をなす場合に於て外交團の代表者となる、凡ゆる外交使節中最高階級に位し最も年長なる者を以て團長に推すを例とす、加特力教の諸國に於ては羅馬法王に對し敬意を表する爲め法王の代表者を推して團長となす。

千八百十五年三月十九日の維納章程は外交團に關する規定を設けず、茲に於てか先づ何人が外交團に屬するやの問題を生ず、其國に駐劄する他國の全權大臣たる者は必ずしも悉く外交團に屬するものなりとせず、國際團躰に加はれる諸國即ち文明國の外交使節のみ外交團の團員となるとを得べきものなり。外交團は歐羅巴諸國全躰を結合することにして東洋諸國に全く關係なき事項を經營す、東洋某國の代表者が外交團の團長となりて團員の利益を計らんが爲めに、同一の注意をなし、同一の事業をなし、同一の力を用ふること文明諸國の代表者が爲すが如くせんこと到底希望し得べきことにあらず。吾輩は非文明國を以て國際團躰の一員

に算入せざるが故に四十一節第四十一節前に述べたるが如き外交團の場合に於て非文明國に與ふるに文明國と同一の待遇を以てせんとするは原則上不當なるものと信ず、事實は能く此の問題を説明せりと雖も學理が之れを採用したりと云ふこと吾輩の未だ聞かざる所なり。

第四章 外交使節の開始

第十節 公使の承認。信任狀。訓令

外交使節の特權的地位を論ぜんとするに當りては、須らく先づ其特權の開始する時期を綿密に定めざるべからず。

外交使節たる特權を得ざれば其任務を行ふと能はず、而して此特權を與ふるは其任務を行はしめんが爲めにするものなれば實際職務を執る以前に其特權を與ふることを要せず、而して其任務は駐劄國が外交使節其人を外交使節として受領することを公けに承認するによりて始まるものにして、此時より以後外交使節は代表の性質を有し外交使節たる者に歸すべき權利を有す。

外交使節が駐劄國君主の謁見を受け本國君主より得たる信任狀(Creditiv; lettre de cr-

édence)を提出するときは外交使節として承認せられたるものなり。

信任狀とは大使又は公使即ち外交使節の二上階級に位する者の爲めに一國の元首より他國の元首に提出する記録的全權にして、其内に被信任者の姓名階級及び委任を記載するものなり。辨理公使の信任狀亦之れに同じ、代理公使の信任狀は其國の外務大臣より駐劄國の外務大臣に宛つるものなり。

嚴格に云はゞ外交使節は信任狀提出以前には外交使節たるの權利を有するものにあらず、外交使節が第三國に在るときは第三國より見れば一私人たるに過ぎざるが故に第三國の國境内に於て特權を享受すること能はず。ブルンチエリは此點に關し吾輩と異りたる意見を有せり、ブルンチエリは曰く、任命と同時に其權利を享有し、本國々境を經て他國の地を踏むときは右の權利を行使することを得。此の見解は從來の實例と相一致せり、外交使節は其滞在する所には至る所に不可侵權を有すること現今實例の示す所なり。然れども是れ只外交使節の滞在する國及び特に其地官廳の好意に出づるに過ぎずして、其國は決して斯かる法律上の義務を有せざるなり、外交使節は駐劄國に於てのみ任務を有し、駐劄國に於てのみ特權を有するものなり(ブルンチエリ『國際公法』第百八十六節。フリーモール『解釋』第二卷第百九十四頁。マルテンス『概要』第二百十四節。ケント『國際法』アプサー出版第三百十頁。トラウエル、トゥッマス『國際法』第一卷第百九十九節。ノイイ『概論』第六十節。

歴史上の事實を取つて以て外交使節に關する法律上の基本を動かすこと能はず。

フランツ第一世の使節はヴェネチア及コンスタンチノールに旅行するの途次北部伊太利に於て抑留せられ且殺害せられたり、恐くばカル第五世の使節に出でたるものならん。

千七百三十七年瑞典の使節シンクレール大佐(Sinclair)は、コンスタンチノールよりストックホルムに旅行の途次索遜に於て騎兵(恐くば露國の騎兵ならん)の爲めに襲撃せられ殘酷なる殺害を受け其使書を奪はれたり(ゾ、マルテンス『國際法の儀式上の起源』第二卷補充第四百七十一頁乃至第四百七十九頁。ヴァッテル『國際法』第二卷第四部第七編第八十四節。シンクレール事件に付ては『露國歴史會の記録』第五卷千八百七十年出版第三百八十九頁第四百〇六頁を見るべし)。

他國の土地に在る私人に對する一切の不法暴行は勿論之れを犯罪と見做す。

外交使節享受の規則及び儀式は一に享受國の慣例によりて異なる。

古に於ては外國の使節來るときは之れを國境に於て迎へたることあり。

外交使節は信認狀の外尙ほ其本國より受けたる訓令を有す、該訓令書の内には何の爲めに派遣せらるゝやを示し、且如何なる行動をなすべきやを記載す、右の訓令書は駐劄國政府に示すを要せず。此外尙ほ外交使節には全權書(Plenipouvoir)を與ふ。

全權書によりて外交使節は一定の事件例へば條約の締結其他特殊の事項に關し談判を開始するの權利を有す。外交使節が交戰國の版圖を通過する場合には旅行券及び通行切符(sauf-conduit)を所持す。

第五章 外交使節の主たる權利

第十一節 不可侵權

外交使節に屬する權利を分つて二種となすことを得。第一は主たる權利にして此權利なくんば使節は充分に其職務を行ふこと能はざるものなり。第二は副たる權利及び特權にして使節の行動に關し敢て特別の意義を有するものにあらず。主たる權利に屬する者を其一不可侵權、其二治外法權即ち法權に服従せざるの除外權となす。

其一 不可侵權 (Droit d'inviolabilité)

文明國に行はるゝ法規は法律に基き、且法律の範圍内に於て自國に在る外國人に與ふるに生命、榮譽、身軀等の不可侵を以てし、外交使節に與ふるの不可侵は之れに比して更に強大なり。外交使節の一身を神聖とし觸侵すべからざるものとした

ること既に遠く古代に於て承認せられたる所なり、現今に於ては外交使節の一身に攻撃を加ふる者あるときは法律によりて之れを嚴罰す（ケロチウス『平戰條規』第一卷第十八編（例へば）獨逸刑法第二百〇四章、露西亞刑法第二百六十一條）。

然れども外交使節が不可侵權を受くるは駐劄國の法律又は恩惠によりて始めて然るものにあらずして實に國際法上の制規なり、而して此制規は國法又は裁判例によりて保證せらる。外交使節にして不可侵權を有せざるときは使節たるの任務を盡すこと能はざるなり、故に各國皆力めて外交使節の不可侵權を正當に保持し、之を毀害したる國家あるときは其國に於ける外交團は文明國を結合する團躰の代理者として其國に對して抵抗を試む（ブラッグストロム『英國法解釋』第四卷第二及特權は自然法及國際法によりて定められるものにして國法によりて定めらるゝものにあらず）。マルシャル（國際的處節』第二百三十四頁等）、第三十五頁。如何なる階級の使節たるやを問はず皆不可侵權を有し、獨り私人の攻撃又は侮辱に對し不可侵權を有するのみならず、政府が使節の自由と牴觸する所爲をなすときと雖も之れに對して不可侵權を應用することを得べし。不可侵權は獨り使節に及ぶのみならず、使節の職務及び一身上の地位と直接の關係ある物躰に及ぶ、故

に使節の住居、動産、記録書、職務上の紙面の如きは如何なる場合に於ても不可侵のものたることを承認せらる。

然れども外交上不可侵の權利は限界なきものにあらずして、自ら他を攻撃し又は自ら危険を求めたる使節は他人より正當防衛として自己を攻撃することを禁ぜしめ、又必要なる警察權の應用を止めしむること能はず。故に他の權利を尊重せざる使節は他人に對して自己の權利を尊重せんことを要求すること能はざるものなり。

使節の自由を毀害したること今日に於ては昔日に比して甚だ多し。

千七百十八年ヘーテル大帝は聖彼得堡駐劄の和蘭公使デビー(Dee)を警衛せしめ、之れを抑留し、其記録書類を取上げ其の本國政府に嫌ふべき報告をなしたること、和蘭と露西亞との關係を親睦ならざらしめたることとに關し、八個條の詰問を發せり。デビーは一々其詰問に對して答辨したれども露帝は之れを以て満足なりとせず、此の事件に關係したる露人の氏名を指摘せば自由を與ふべしとのことをデビーに通ぜり。デビーは其言に従ひ氏名を擧げたれども露帝は之を以て足れりとなさず、尙ほ隱蔽する所ありと稱し和蘭政府に對して同使節の召喚を促がし、和蘭政府は即ち時を経て之れを本國に召喚したり。ヘーテル帝は此の事件に付て一に露國の處置を以て正當なり

とし、デビーは露國の内事に干渉したるものなるが故に、露國はデビーに對して警戒をなしたるものなりと云ひ、加之倫敦駐在の瑞典公使ギルレンホルク(Gyllenborg)が嘗て謀反の嫌疑を受けて獄に投ぜられたるこゝある場合を擧げて自己の行爲の正當なるを證明するの材料に供せり(ペーテル第一世が千七百十五年七月二十五日在柏林ゴロウキン伯に與へたる命令書「外務省莫斯科主記録」第五十頁)。

近時の例を擧げんにヴェネツヅエラ(Venezuela)駐劄伊太利公使に付て千八百七十八年に起りたる事項は頗る世の注視を惹くべきものあり。公使或る時兵營を通過せんとしたり、而して兵營の通過はヴェネツヅエラ法律の禁する所なるを以て、番兵之に注意を與へたるに公使之れを肯んぜざりしを以て、番兵を指揮する士官は公使に對して如何なる處置をなすべきやを知らざる者なりしかば、劍を以て公使を撃てり。伊太利は之れに付て詰責する所ありたるに、ヴェネツヅエラ共和國大統領は右の士官を裁判所に渡すべく、ヴェネツヅエラ軍隊をして伊太利公使館の前に於て觀兵式をなさしむべしと云へり。公使は尙ほ砲臺に旗を掲げて禮すべしとの要求をなしたるに、政府之れに従はざりしを以て即ちヴェネツヅエラ共和國を退去せり。此事件は遂に右士官の處罰を以て終局を告ぐるに至れり。

中立國に在る使節の一身上の自由を毀害したるときは、交戰國は中立國に向つて賠償の請求をなすことを得べきのみならず、之を以て使節不可侵權を害したるも

の如何なるを得べし。

此の點に付ては次の例を注意すべし。千八百〇四年佛國の兵士三百人ハールブルホ(Harburg)よりハムブルホ(Hamburg)に向ひ、夜間英國公使「サー」ジョージ・ルムホルド(Sir George Rumbold)の住宅を圍み、公使を捕へ書類を差押へ、公使をハールブルホに伴へり。而してハムブルホは當時中立なりしを以て此事件は即ち中立國に於て生じたるなり、然るに英國は露國及び普魯西と共に那破翁第一世の行爲を非なりとして攻撃したるに、那破翁は之れに抗言して大不列顛の代表者は文明國國際法の保護以外に立つものなりと云ふを口實として大不列顛の公使を公使と見ずと云へり。然れども那破翁が自己の非を飾りたるこゝも明瞭なるを以て「サー」ジョージ・ルムホルドは同年十一月遂に解放せらるゝに至りたり(聖彼得堡外務省記録中より)。

非文明國に於ては公使不可侵權に重きを置くこと極めて尠し、例へば前に述べたるが如く土耳其は他國と戰爭を開くときは其國より派遣せられたる公使を七塔と稱する牢獄に投じ、以て講和條約を締結するに至るときの人質となせり。而して其口實は人民の公使に對して暴擧を加ふるものあらんことを恐れ、公使を安全の地に置きて之を保護するものなりと云ふなり、東洋諸國に於ては公使を侵害したるの例枚擧に違わらず。

の毀害を受けたること極めて多かりしを以て、各國皆此特權を廢せんと努め斯かる特權を有する使節を受くることを拒絶したりしかば、第十七世紀に至りては多くの國家は全く此の特權を廢止し、或は非常に大なる制限を加へたり。然れども尙ほマドリット、ヴェネチヒ、羅馬及フランクフルト、アム、マインに於ては此權利存留したりき、フランクフルト、アム、マインに此の權利の存留したるは獨逸皇帝選舉及び戴冠の時に限りたるものなり。

羅馬に於ても亦他國に於けるが如く後に至りて市區一部分自由の權利は廢止せられたり、多くの法王皆此の制に反對を試みたるがインノーセント第十一世に至りて全く之れを根絶したるなり。初め千六百七十七年インノーセント第十一世は布告を發して新に羅馬に來る外國の使節は此の如き特權を有せずと云ひたるに、獨り佛國の路易第十四世は之れに反對して法王の布告を奉せず、大使を派して八百人の從者と共に羅馬に入らしめたり。法王は大使と交通をなさず又謁見を拒み、僧正をして大使と交通することを禁じたるに、大使は平然として其區劃内に跋扈し千六百八十九年の半ばに至るまで市區一部分自由權を實行し、同年の末法王インノーセント第十一世崩するに及んで佛國は漸く右の權利を撤せり(ローラン「國際私法」第三卷第七十頁以下)。

市區自由權は廢止せられたれども使節住居の不可侵權 (*Franchise de l'Hotel*) と住居内

及び使節の車内に及ぶ隱匿權とは使節尙ほ之を有したり。此の特權は尙ほ國家の主權と一致せざるものなり、後に至り隱匿權の廢止せられたると共に使節の特權は始めて適當の限界に歸せり。此の權利の存廢に付ては諸國の間に屢々論争を生じ爲めに戰爭を起したる場合も尠なからざりき。

千七百二十四年西班牙の宰相リッペルダール公 (*Rippenda*) は、其君フリップ第五世の憎惡を受け官を退きたる後在マドリッド英國公使館に投じ、公使スタンホープ卿 (*Stanhope*) の許に居りたり。西班牙王憤怒すること斜めならず、スタンホープに忠告してリッペルダール公を公使館より放たしめんとしたるも、スタンホープ之れに應ぜざりしを以て即ち兵を公使館の前に派して其逃走に備へたるが、スタンホープ卿は西班牙の此の舉に對し抵抗を試みたり。其間西班牙の最高裁判所は英國公使がリッペルダールを隱匿するは西班牙法に對する犯罪を構成するものにして、英國公使は彼を隱匿するの權利を有するものにあらずと宣言せり。斯くして西班牙は一隊の兵を公使館内に派し、リッペルダール公を縛し其書類を差押へたり、スタンホープ卿は此の強制に遭ひたる後マドリッドを去り。英吉利、西班牙間の外交關係は破裂し、英國は西班牙が英國公使館不可侵權を尊重せざりしことに付き英國を侮辱したるものなりと満足を求めたれども、西班牙王之を拒否したりしかば千七百二十九年遂に兩國の間に開戦を見るに至れり。

千七百四十七年瑞典の商人スプリンゲル (*Springer*) 事件に關し、ストックホルム駐劄英國公

使コロチル、グイザックス (Colonel Guitchens) も亦右と類似の侮辱を受けた。スプリングルは謀反罪の故を以て牢獄に繋かれたるが身を英國公使館に投せり、次日瑞典の兵隊は公使館を圍み公使グイザックスに要求するに犯罪者スプリングルを引渡すべきを以てせり。公使は一たび之を拒絶したるも瑞典政府が暴力を以て公使館に迫りスプリングルを捕へんさするを察し遂に其請求に應じたり、然れども公使は瑞典政府の行爲を以て不當なりとし辭去の謁見を経ずしてストットホルムを去りたり(グ、マルテン、著明なる法律上の例第一卷第百七十四頁以下第百二十六頁以下。グ、エフ、マルテンス著明なる例の説明第一卷第百二十七頁以下)。

千八百〇八年在維納露國大使館へ二人の平服を著したる者入り來りて佛國の捕虜たるを逃れ來りたる露人なりと主張せり、然るに奧地利軍衛は右の兩人を以て自國の逃亡兵なるが故に之を引渡すべしとの請求を露國大使館に向つて發し、大使館を圍繞したれども遂に逃亡兵を捕ふるに能はざりき。露國大使クラッキン侯(Krakkin)は此の擧を以て大使館不可侵權を侮辱したるものとなし、右の擧動に對して激烈に抵抗を試みたりしが奧地利政府は充分なる賠償をなすの準備を怠らざりき(莫斯科外務省主記録中)。

露國は聖彼得堡の使節館不可侵を認むること極めて大なると共に、自國使節館の外國に在る者に取りても亦之れと同一の尊重を表せんことを請求せり。

今日に於ては隱匿權なるものなく市區自由權及び公使館馬車の治外法權なるもの

のなし、使節は其住居又は車内に隠るゝ犯罪者を引渡すの義務あり、使節若し此義務を拒むときは其地の政府は暴力を用ふることを得、只使節の一身にのみ害を加ふべからざるのみ。

第十三節 (ロ) 刑事裁判より除外せらるゝ自由

此特權は國際慣習、法律及び裁判例によりて確定したるものにして學問上之れに反對すべきの理由を見ず。多くの學者は此特權を以て治外法權の假定より導き來り、假定なるものが一般に法律上の正當なる原因を與へ得べきものなることを知らざるが如し。

使節が刑事裁判に服せずして可なる所以は、外交交際の必要なる條件として尊重すべき不可侵權より生ずる論理上の結果なり。モンテスキューが此點に關して説述したる原因のみ茲に之れを正當なりと考ふることを得べし(モンテスキュー「萬法二十一編」に曰く「外交使節は之を派遣したる君主の言語なり、而して言語は自由ならざるべからず。外交使節が犯罪を行ひたる場合に於ても之れに犯罪を歸すべからず、又罪状によりて羈束せらるべからず」と)。

使節は不可侵權を有するを以て無制限に駐劄國の刑事裁判管轄に服するものに

めらず、實際に於ては使節が個人に對する犯罪と國憲に對する犯罪とを區別せる可らず、右兩事件とも其地の裁判所は之を判決するの權限を有せずと雖も普通の犯罪につきては國家は全く無權限なりとし、政治上の犯罪に付ては國家は自衛の權利の爲に多少裁判權を行ふの必要ありグロチウス「平戰條規」第二卷第十八編「大使及び其行動」第一卷第十一編第四卷第七編第九十二節。パインカレンシタ「權限裁判」第十八編第二百二十一頁。ワイ第三頁等。ロイヤル「國際私法」第三卷第百〇九頁以下。

舊時に在りては公使が普通の犯罪を犯したるの例極めて多し。使節が駐劄國に於て犯したる政治上の犯罪は普通の犯罪と異にして常に駐劄國國權の裁判權行使を喚起したり。

以下適當なる二三の例を示さん、
千七百十七年倫敦駐劄瑞典公使ギレンホルグ伯(Giltenborg)は英王に對する反逆に加はりたるを以て抑留せられ、其通信は差押へられ、瑞典に送致せられたり。然れども瑞典政府はギレンホルグ伯が事實上惡意なくして反亂に加はりたるの證據を擧ぐることは能はざりしを以て、從つて満足を請求することなかりき「ヅ、マルテンス」著名なる例」第一卷第七十五頁以下。パインカレンシタ「權限裁判」第十八編第二百二十一頁。ワイ

「モール」解釋第二卷第二百〇三頁。
千七百十八年佛國駐劄の西班牙公使セラマール(Callanare)侯は、曾正アルベロニー(Alberoni)の委託を受けて攝政オルレアン家のフィッパ公に對し反亂を企て、オルレアン家の朝を顛覆せんを企てたり。セラマールは攝政に懐疑たらざる佛人と結んで將に打撃を實行せんとするや、攝政の知る所となりて、反亂者は皆攝政の爲めに捕はれ、セラマールも亦獄に繋げられ、住居の搜索を受け書類は悉く封印せられたり、然れども之を法廷の裁判に委せず只佛國より追放するを以て満足したり。セラマールは外交團をして自己の爲めに盡さしめんを試みたれども、外交團中一人として佛國の處置に反對を試むる者なく、右の加き犯罪に對し右の如き處分をなしたるは適法にして且必要なりとのことを承認したり「ヅ、マルテンス」著名なる例」第一卷第三百三十九頁以下。
千八百四十八年有名なる小説家ブネルウアー(Bulwer)は在マドリッド英國公使たりしが、西班牙の内事に容喙し加之政治上の反亂に與したるを以て西班牙政府はブネルウアーとの外交交通を斷ち之れをマドリッドより追放したり「カルプ」國際法」第一卷第五百八十一章。

露國に於ても亦西部歐羅巴に於けるま均しく斯種の實例は屢々發生したり。和蘭の公使デビーが露國の内事に間入して逮捕せられたることは既に第十一節中に於て既述し終れる所なり。千七百四十四年佛國公使ヅ、ラ、シニタルヂー(De la Chetardie)は許可旅行をなして歸りたる後露國より追放せられたり、其の理由として莫斯科政府の主張する

所を聞くに曰く「女帝はツラ、シタルザ一の公使たるを承認せず、護衛兵をして國境まで護衛せしむるが故に二十四時間内に退去すべし、何となればツラ、シタルザ一は僧侶及び女帝の忠實なる臣民を煽動して一揆を起さしめたるが故なり」と。此事件に關し聖彼得堡内閣が外交通信中に記載する所の外交使節退去の三種の理由なりと云ふを見るに左の如し、第一外交使節が駐割國の君主を侮辱したるとき、第二外交使節が政治上の徒黨に與したるとき、第三外交使節が本國への報告に駐割國を譏りたるとき(ペカルスキー [Pekarski] 『露國に於けるツラ、シタルザ一侯露文、千八百六十二年聖彼得堡出版。ヴァンダル [Vandal] 『路易第十五世及び露西亞のエリサベート』千八百八十二年巴里出版。第百九十四頁)。

加之露國政府は外國に送遣せられたる外交使節をすら政治上の犯罪の爲めに追究するを得べしとせしむるが故に、且之れを實行したるときあり。例へば千七百四十三年ダンチロ駐割の露國公使は其地の官廳に依頼して佛國公使デッサール (Desaillie) を禁錮せしむべしとの委任を受けた。而して其理由はデッサールが嘗て露國の軍役に服したるの當時適法の告知をなさずして露國を去りたりと云ふにあり、斯くの如くにしてデッサールは逃亡兵として逮捕せられたり(『露國雜誌』第十一卷第五百四十七頁中アイヘルマンの論文)。

女帝エリサベート、ペトロウナに對しロフキンより發したる謀反聖彼得堡に於て發見せられたり、該反亂に關する訴訟の繼續中、露國政府の主張する所によれば、前聖彼得堡

駐在壤地利代理公使當時伯林駐在壤國マリヤテレシア公使ツ、ボッタ侯 (De Botta) も亦反亂首魁の一人たることを發見したり、エリサベート、ペトロウナ (Elisabeth Petrovna) は之れをマリヤ、テレシア (Maria Theresia) に報し、ツ、ボッタ侯を所罰せんことを請求したり。マリヤ、テレシアはツ、ボッタ侯の無罪なることを認めたれども其同盟者たる露帝と分離し露帝の保護を失はんと恐る、侯を伯林より召喚して犯罪調査委員會に付し、侯をグラウ (Grau) 城に閉居せしむるの判決を與へたり。此の宣告に對し露帝は大に満足を表しツ、ボッタ侯の赦免を乞ふに至れり(莫斯科外務省主記録中)。

露國政府は最近時に於てカタカチ (Cathanz) 事件の起りたるより端なくも公使の治外法權に關する意見を公にするの好機會を得たり、華盛頓政府は露國政府に對し不平を鳴らして曰く、露國公使カタカチが常に北米合衆國の内事に干渉すること甚だ以て不道理なり、我國の大統領は華盛頓の外交がコンスタンチノーペルに行はるゝと同一に至ることを默過する能はずと。而して華盛頓政府はカタカチの引繼き駐割することに欲せざりしを以て即ちカタカチを本國に召喚したり(『國家記録』千八百七十一年第四百六十六號乃至四千六百一十一號)。

國法に於て外交使節が刑事裁判權の下に立たざることを規定する國家頗る多し露國刑事訴訟法第二百二十九條、露國刑法第七十一條、千八百七十三年壤地利刑事訴訟法、獨逸憲法第十八條第十九條等を參照すべし(『ライプニッツ』第二卷第百三十一頁以下。『ヴェスタフ』

版千八百七十八年維納出版第二百七十一頁以下。ゴッゲン及マイー(Gröden Malhaus) 國際上より觀察したる白耳義刑法千八百八十年ブリュッセル出版第十五頁以下。

學理上より見れば公使をして刑事裁判權に服せしめざることを元より問題となすに足らず、學者は皆異口同音に此の自由を與ふるの正當なることを承認せり。而して此の既に反對する者は只ローランあるのみ(ローラン「國際私法」第三卷第百十四頁以下)、ローランは此の特權を以て絕對君主制の遺骸に外ならずと稱し、尙ほ國王裁判權の時代は既に遠く過ぎ去りたり、故に使節の特權も亦國王裁判の廢止と共に絶斷せしめざるべからずと然れども此の言辭は正當の根據より出でたるものにあらず。苟も外交使節に不可侵の權利あらば、其直接の結果として使節に與ふるに刑事裁判權より排斥することを許さざるべからず、但し國家の治安及び維持の爲めに右の特權に制限を付し得べきは勿論にして、其制限以内に於て右の特權は理性に適し又必要なること疑を容れず。

第十四節 (ハ) 民事裁判權に服せざる特權

此權利も亦外交使節代表の性質に要する自由を保つ必要より生ずるものなること刑事裁判權に服せざるの理に同じ。裁判例は此の理論を承認し、法律は此の理論を確かむ(アロチウス「平戰條規」卷二第百十八編第九節。アラックストン「解釋」第四卷第五編。フイリモール「解釋」第二卷第百二十二頁以下。ホーレル

「國際法」第百四十一頁。ヘンツァ「國際公法」第二編。第百十五節。バインカ「シラツケ」權限裁判」第十六編。

第一卷第百十八節中に述べたる倫敦駐劄露國公使マトウニエウの例の外尙ほ左に二三の例を擧げん。

千八百十七年チアヘル駐劄露國使節に屬する外交官補ボツォー(Bozzo)は八十八「ツカ」の爲替に關する訴訟に被告となりたり。ボツォーは法廷に召喚せられたるとき右の債務は既に一たび支拂終りたるものなりとの證據を擧げ、債務辨濟の受取書を提出せり。此訴訟は爲替券が引裂きあらざりしを以て第二回支拂の請求を受けたるものなり、露國公使は此の訴訟事件の起りたることを聞くや直ちに右の訴訟を停止せんことを請求し、外交使節は其駐在地の裁判權に服せざるものなるに該裁判所が此事件を裁判せんとするは則ち權限を超越したるものなりと云へり。チアヘル政府は即ち訴訟の中止を命じ、千八百十七年七月十七日文書を發して謝罪を請へり。ボツォーは無權限の裁判所をして判決せしめたりとの理由を以て、監督の權限ある裁判所より二週間の拘留を受けたり(外務省莫斯科主記録中)。

千八百三十九年柏林駐劄亞米利加公使ホヰートン(Wheaton)は借家契約經過の後、他の住居に轉下たりしが、轉居に際し從來の家主は公使の動産に對して差押をなしたり、其理由は普魯西の法律により住居の損害に對し賠償をなすまで右の動産を差押ふべしといふなり。ホヰートンは此の舉動を以て公使の權利を侵害したるものとなしたりしが、普魯西政府は家主の訴訟を受理して以て正當なりとなし、只其法律上の權利を行使

せしむること能はざるものなりと宣告せり。此の事件に關し北米合衆國及普魯西は數回の通信をなし公使は其駐劄國の裁判權に服せざるものなりと一致したれども其國の法律に従つて一私人が公使の物品を差押ふるは國際公法の毀害なるや否やに付ては決定を與ふることなくして止みたり(ホヰートン、ダナー「註釋」第二百二十八節等)。千八百七十五年佛蘭西の人民にして同時にホンヅラス共和國の代表者たるエルラン(Herran)に對し佛國セイメ裁判所に債務辨償の訴訟を提起したる者あり。セイメ裁判所は被告が外交使節なるの故を以て同裁判所は此事件に付て權限を有せずと云ひ、佛國の著名なる法律家ヅマンシェ(Demangeat)は此判決を正當なりとせり。然れども吾輩の見る所を以てすれば自國人民たる者を外國よりの使節として受領するは自國法律により裁判權に服すべしとの條件の下に於てせるものなりと云ふことを得べしと信ず(「國際私法雜誌」第二卷第八十九頁以下)。

以上に述べたる國際上及裁判上の實例は全く歐羅巴諸國の立法と一致す例へば獨逸憲法第十八條及第十九條の規定の如き是れなり。伊太利及埃地利に於ても法律上確然たる規定ありて、外交使節が駐劄國の民事裁判權に服するの義務を免かるゝことを示せり。佛國民法法典に此事に關する規定を見ざるは、起草委員が此種のごとは國際法に屬することにして國內法に屬するものにあらざるが故に、

之れを民法々典中に加ふるの必要を見ずとの意見を有したるに因るものなり。

而して實際に於ては外國使節をして佛國の民事裁判權に服せしむることなし「フイール」解「釋」第二卷第二百二十九頁等。ウエスタ、フォン、フニットリンゲン「提要」第四百四十八頁。ローラン「國際私法」第三卷第四百頁以下。ローレンス、ホヰートン「解「釋」」第三卷第四百二十頁以下。ウエスタ、トレイキ「國際私法」第二卷、百一十一頁等。エス、ヘルソン「外交法」第一卷、百十五頁等。

露西亞民事訴訟法第二百二十四條は「露國に住する外人相互の訴訟、及び露國に住する外人と露國人との間の訴訟は裁判管轄に關する一般の法律により露國裁判所の管轄に屬す」と規定し、第二百二十五條には右に例外をなす規定を設け外國使節に對する訴訟は此限にあらざると定め、外國使節に對し金員を請求せんとせば外務省に申出づべく、外務省は債主をして満足を得せしむるの勞を取るべしと規定せり。

外交使節をして民事上の裁判權より除外せしむるの特權は絶對的のものにあらざりて多少の破格あることを知らざるべからず、左に擧ぐる場合に於ては外交使節と雖も駐劄國人民と均しく其地の民事裁判管轄に屬するものなり。

第一 外交使節が駐劄國の職務を有するとき又は駐劄國の國民なるとき。

第二 外交使節が駐劄國に不動産を所有するときは所在地法(Lex rei sitae)に従ふの原則により、該不動産に付ては駐劄國の民事裁判權に服従すべし。

第三 外交使節が駐劄國に於て商業を營むときは該關係に付ては其地の商事裁判權に屬す。

外交使節が駐劄國の管轄に屬すると承認する時、例へば自ら駐劄國の裁判所に訴訟を起したる場合の如きも亦駐劄國の民事裁判權に屬す。斯る場合に被告が反訴を起すときは、外交使節は其反訴に對し其地の裁判權に服す、然れども使節は其意思によつて裁判所の有權限無權限を決定し得べきものにあらざれば、外交使節代表權なるものは決して斯かることを包含するものにあらざればなり。外交使節にして本國政府より該事件に關し形式的の全權を得たるに非ざる限りは、如何なる裁判官も公使の訴を採用するの權利を有せず、又外交使節が被告たる場合に自己に關する權限裁判所を自由に承認すること能はず。

第六章 外交使節の副權

第十五節 一、信教行爲。二、租稅及手数料の自由。

以上縷述せる主たる權利の外、外交使節は尙ほ副たる先權を有す。此の副たる權利は外交使節職務行使の自由と直接の關係を有せずと雖も、土地の状態により或は單に使節の任務極めて高きを以て附與するものなり。

外交使節の副權として見るべきもの多しと雖も、茲には只法律上及び實際上極めて重大なるものを擧げて委曲の説明を試みんと欲す。

第一 固有の信教行爲の權利。

此の權利を有するの結果として外交使節は固有の禮拜を有することを得べく、其内に於て使節の本國に於て行はるゝ儀式に従ひ禮拜をなすことを得。

第二 租稅及手数料の自由。

自國の臣民關係を有することを條件とする負擔及び租稅のみ駐劄國は之を外交使節に免除す、直接身上の負擔は即ち此の種類に屬す。間接の租稅に付ては之れを外交使節に除外するの理由もなく又可能なることなし。

關稅は物件より徵收するものにして人より徵收するものにあらざるが故に、外交使節も亦之を納めざるべからずと雖も、敬意を表する爲め又は相互主義により外

交使節に對しては全く若くば多少之れを寛恕す。

舊時に在つては多くの國家は外交官に與ふるに全く關稅を納めしめざるの先權を以てしたれども、外交官たる者此の權利を濫用すること多かりしを以て遂に之れに制限を付するの必要を生じたり。所謂此の權利の濫用は使節が國境を超えて自由に種々の物品を輸入輸出することを得るの權利を利用して過量の物品を輸入し以て商業を營みたることある是れなり。例へば丁抹駐劄佛國公使カミリー伯(Canilly)は巴里より夥多の物品を取寄せて其住居の各室に充満せしめたりしが、コーペンハーゲン商人等は之れを以て公使の特權を濫用せるものなりとし政府に對して申請する所ありたり。

露國に於ても此と類似の例ありき、千八百四十一年聖彼得堡駐在佛國代理公使カシメル、ペリエー(Casimir Perier)に宛て大なる荷物を送りたる者あり、其中には例へば百八十七對の手袋、種々の衣類、人造花等ありて關稅の額千九百「ルーブル」以上を徵すべきものなりき。外務省は此の報を得るや輒ちカシメル、ペリエーの説明を乞へり、カシメル、ペリエーは之に答へて恐くば奸商が公使の名を利用して關稅を拂はずして輸入せんと謀りたるものならんと答へ、只三百五十瓶のシャンパン酒と五百本の葉卷煙草のみ自己の得べきものなりとし、途中にある四十個の箱は自己の得べきものにあらずと云ひたるを以て、露國政府は右のシャンパンと葉卷煙草のみをペリエーに渡し其他は稅關に於て之れを賣却したり(外務省聖彼得堡記録中。露國法令全集第七千八百二十二號第九千

四百二十二號第一萬一千六百三十七號)。

ビスマーク公の云ふ所によれば、千八百五十七年聖彼得堡駐劄の任命を受けたる佛國大使モルニー公(Morny)は、夥多の馬車、箱物等を關稅を拂はずして露國に賣らし、聖彼得堡に於て之れを八十萬フランに賣却したりと(エム、ブッシュ[*M. Busch*]我が帝國宰相「千八百八十四年ライプツヒ出版第一卷」)。

現時に在つては外國より外國使節に宛てたる物品の輸入及び受領のことは法律上相互主義の原則に基て之れを定め、甲國は乙國が甲國の使節に與ふると同一の關稅自由を乙國の使節に與ふるを例とす。

例へば關稅法によれば外國の外交官は其任命の後直ちに輸入する物品に付ては充分なる免稅を得べく、其後に送り來れる物品は、派遣國との相互主義によりて之を決定す(ツェスク、フォン、ブネットリンゲン第五百五十一頁)。

千七百八十七年の普魯西法によれば外交使節に宛て、送りたる物品及陶器製食器は使節が其の終任と共に本國に携へ歸るの條件の下に關稅を免除するものとせり。其後其任務繼續の間普魯西に駐劄する使節は自己に宛てたる物品に對する關稅の額毎年二千ターレルに達するまでは關稅を納めずして可なり、此額以上に上るべきは一般の規則に従つて關稅を納めざるべからずとせり。

今日普魯西に行はるる關稅法は英國、佛國、露國の法規と均しく奧太利が採用したる原

則に従つて制定したるものなり。

使節が其駐劄國に於て不動産を所有するときは他の不動産所有者と均しく地租を拂はざるべからず、公使館の建物も亦此の租税を拂はざるべからず、但し敬意を表せんが爲めに此の租税を免ずることあり。

第七章 外交使節の權利及特權の擴張

第十六節 使節の一身及び使節の家族。使節の裁

判權

外交使節の主たる權利及び副たる權利は事實上、主觀的關係に於ても客觀的關係に於ても甚だ廣く擴張す。

先づ此の權利の主幹となる者より述べんに、獨り諸國の全權大臣即ち凡ゆる階級の使節のみならず、其他一切の公使館員、外交官補、公使館に屬する醫師、僧侶、寺院の小使、其他公使の家族及從者は皆不可侵權及び治外法權を有すること、裁判例及び國際慣例の明かに示す所なり。

使節の特權を遙かに擴張して應用するは外交代表權の原則によるものにもあら

ず、又國家の安全及び秩序を保つの道にも協ひたるものにあらざ。使節のみを以て國家の代表者と見るが故に、外交使節の行動をなすに缺くべからざる條件たる不可侵權及び治外法權は原則上、只使節のみに屬すべきものなり。故に公使館の他の館員に對しては外交上の委任を行使するときのみ敬意を以て之を與ふるに過ぎず、此等先權を公使館員凡てに及ぼさば駐劄國及派遣國双方の利益と衝突すべし、駐劄國より見れば之れが爲めに不必要に主權を制限せらるゝの恐あり、派遣國より見れば從者が讓したるが如き針小の事件をも國家と國家との關係となし、爲めに國家の争擾を來し他國の干涉を招くの恐あり、是れ實に國家の地位並びに國家代表者の地位と一致すること能はざるものなり。

裁判所及び政府にして尙ほ公使身上の權利に關し舊來よりの原則を固守する者多し（インカールニク『國際裁判』第十三編及第十五編。アルト『公使權』第百二十九頁以下。ヘフテリ『國際公法』第百二十一節。アルンチニ『國際公法』第百四十九節。第二十九節。フィリモール『解釋』第二卷第百十八頁以下。ガルゲ、而して『國際法』第一卷第四百二十三節。エスヘルソン『外交法』第百七十一頁等）、而して

其理由は一は先例を重んずるに出で、一は公使館に使役せらるゝ一個人又は公使館に住する一個人を追究するが爲め國家の間に挽回すべからざる分離又は衝突

を喚起するの虞あることを恐れたるに出づ。此の説或は實際上に於て行はるゝものなりと雖も、之れが爲めに公使の権利が何人に歸するやの正當なる規定の論理上及び法律上の必要を枉ぐることも能はざるなり。

次に此の権利の客體も亦均しく之を制限的に解釋せざるべからず、多くの國家が市區一部の自由權 (*franchise des quartiers*) を承認することを拒絶したること、及び使節住居の隱匿權を次第に制限したることは業に已に第十二節に於て述べたる所なり。使節が民事裁判權及び刑事裁判權を免かるゝことに付ても亦制限あること、第十三節及第十四節に於て既に述べたる所なり。此他尙ほ使節及其從屬者治外法權の結果として使節の長特に大使に與ふるに之に従屬する人々を裁判し、及所罰するの權利を以てしたり。此種の權利は獨り法律學者の承認する所なるのみならず、實際上に於ても行使せられ承認せらるゝ所なり。法トラウエル、トウイッス『國際ルゲル、エフ、ヅ、マルテンス』概要第二百十九節。ヘフタル『國際公法』第二百十六頁。アルンチエリ『國際公法』第二百二十節。クント『國際法』アブナイ解釋第二百二十二頁。ア

千六百〇三年英國のザエームス第一世即位式を行ふに際し、ロスニー侯 (Rosny) (後にサ
ルリー公 (Sully)) はザエームス王の即位を祝賀せんが爲めに佛國王の使節として倫敦に

派遣せられたり。ロスニー侯倫敦滞在中其從者某或る英人と爭鬪し之を殺し逃れて大使の家に通逃せり、ロスニー侯は即ち直に大使派遣の人員中より法廷を構成し加害者を審理して死刑の宣言を與へたり。而して犯罪者に對し刑の執行をなさしめんが爲めに之れを英國裁判所に引渡したれども、英國王犯罪者の爲めに赦免を乞ひたるを以て刑の執行をなすことなくして止みたり (フイモール『解釋』第二卷第二百頁)。

現今の諸國は外國の使節に與ふるに民事上の裁判權及刑事上の裁判權を以てすることなし、而して使節が有する行動は所謂任意裁判權の事件及び契約の證明、遺言書の保管、旅行券の附與及證明其他本國の法律に従つて實行する之れに類似の行爲に及ぶのみ。使節の特權は如何に之れを狹隘に解釋するも尙ほ常に公使が職權を濫用するの恐なき能はず、故に駐劄國は右の如き濫用に反抗するの權利と義務とを有す。例へば使節にして駐劄國の黨争に加はるか、一揆を起すに與るか、私人に對し犯罪をなすが如きとあるときは、駐劄國は使節の本國に照會して之れを召喚せしめ、本國其要求を容れざるときは該使節と外交上の交通を絶ち一定の期間内に國內を退去すべしとの請求をなして旅行券を返附す、期間経過するも尙ほ立去らざるときは警護兵をして強力を用ひて使節を國境に送らしむることを

得。使節が特權を濫用したる時は右の濫用に對し駐劄國は一切の必要なる請求をなし又一切の必要なる防護をなすことを得るの權利あること何人も拒否せざる所なり。然れども斯る所行を施すに決して急速に走るべからず、又使節其人の一身上の不可侵をなさいることに注意せざるべからず、使節にして飽くまで特權の濫用を止めざるときは其極遂に開戦を喚起することすらあり得べきなり。

第八章 外交使節の終了

第十七節 終了の原因。召喚狀。

公使の權利が消滅する重なる場合は左の如し。

- 第一 使節が一定の時期を限りて(ad interim)任命せられたるものなるとき其全權期間の経過。
- 第二 特別に命ぜられたる委任の遂行、特別に命ぜられたる委任とは、例へば外國君主の即位、祝賀、謝罪の訪問等の如し。
- 第三 使節を任命したる君主即ち使節を委任したる人の死亡、退位。故に使節が其職務を繼續して行はんとするには新たに全權を得ざるべからず。

第四 派遣國と駐劄國とが戦争を開始したるとき。

第五 使節が外交交際の繼續を拒絶したるとき、例へば侮辱を受けたるとき又は満足を與ふべしとの請求が拒絶せられたるとき。

第六 駐劄國政府が使節の召喚を請求するとき。

第七 使節が自ら任意に其官職を辭したるとき。

第八 本國政府より召喚せられたるとき。

第九 使節の死亡。

ブラダエ、フオレ「外交法史」第二卷第十六編。フンク、アレクサンダー「國際法」第二卷第七十一頁以下。フォン、ノイマン「概論」第七十二頁。アレン、チネリ「國際公法」第二卷第二十七節以下。カル、ヴォー「國際法」第一卷第四百三十七節。ゲル、エフ、グ、マルテン「概論」第二卷第三十八頁以下。ツ、メルテン「外交案内」第四版第一卷第二百零二頁以下。

從來行はるゝ慣例によれば、使節の終了には使節が駐劄國を去るに先ち駐劄國政府に右終了の事を通報することを要すとせり。此の通報あると共に駐劄國の元首は使節に告別の謁見を與へ、使節は元首に呈するに召喚狀(lettre de rappel)を以てし、元首は召喚狀に對する挨拶として信認狀(lettre de reconnaissance)を與ふ。旅行券其他旅行を安全にするに要する書面は外務省より使節に與へ、慣習に従ひ使節は尙ほ國境

を越ゆるに至るまで外交使節たるの凡ての権利を享有す。

第三編 領事法

第一章 領事制度及領事法の定義及歴史上の發達

第十八節 古代領事制度。中古以來の領事制度。

東洋に於ける領事制度

外交使節は平和の維持者にして、且國家政治上の利益の代表者たり、従つて國家間の交際をなすが爲めに獨立なる人格として存在する者なれども、之れに反して領事は一般に國家及び外國に在る人民の社會上、文明上の利益を代表する者なり。故に外國に在りて本國の商業上及び工業上の利益を保持し、且之れを發達せしむること特に領事の義務たり。

領事法とは領事が社會的國際行政の範圍内に定められたる國家代表者としてなすべき働を規定したる法律的又は慣習的命令を總合したるものを云ふエフ、マル洋に於ける領事制度及領事裁判權スケルスト獨逸譯千八百七十四年伯林出版序言及第七編第五百七十一頁以下ミルチーツ(Milchitz)領事規程千八百三十七年倫敦出版凡て五冊ノイマン領事制度千八百五十四年維納出版カキエニ獨逸領事制度第二版千八百七十八年出版ゾ、クレンルグ及ゾ、ヴァルラ領事實務案内第四版

千八百八十年巴里出版全二冊。

學者或は領事の起源を遠く古代に在りせし者ありと雖も、是れ古代希臘に於ける「プロクセネーテン」(Proxeneten)及び羅馬に於ける外人の保護者パトネ・デア・フレンデン(Patrone der Fremden)を以て領事の中に算入したるが爲めなり。然れども既に第一卷第十節末段及第十四節の始めに於て述べたるが如く、此等「プロクセネーテン」及外人の保護者は近世の領事の如く外國政府より任命を受け其地に行働をなすものにあらずして、駐在國の政府より任命せられたるものなり。加之領事と此等の者との間には尙ほ種々の差異あり、此等古代の者は常に其土地に在る人民より選舉せられたるものにして、本國より任命せられたるものにあらざり、又外人を代表して法廷に立つの委任を受けたるものなく、古代に於ては一般に國際的の交通を缺きたるが故に國際交通保護の任務を有するものにもあらざりき。領事制度及び領事法の根本は漸く中古に於て起りたるものなり、十字軍の結果として基督教諸國は回教諸國と許多の關係を生ずるに至り、其間の需要を充たさんとするに東洋諸國と通商交通をなすの外策なかりき第一卷第二十節。十字軍と共に許多の商人殊に伊太利商業共和國に生れたる多くの商人は、ジイリオン、パレスチナ、小亞細亞、埃及に赴き歐人が征奪せる地方に於て一定の權利を由とを享有し、基督教諸國の學說の保護を得、各人の法律關係は其本國の法律によつて判決すべきものなりその中古に行はれたる原則により、本國法に従ひ本國の官廳より支配せられたり(バルテッシー)第十八世紀に行はれたる海法全集第一卷千八百七十八年巴里出版第百五十三頁以下。

カス(Deppling)『東洋及歐羅巴間商業史』千八百三十年巴里出版第二卷第六頁以下。ミル
チー『領事提要』第一卷第百六十九頁以下。

南部歐羅巴諸商業港に於ては、時を経て國際商業交通の影響を受けて商事に關する同一の慣習法及び訴訟規則成立せり。伊太利、佛蘭西及び西班牙の諸商業史に於ては商人間に争訟を起したるときは之を判決せんが爲めに商人中より裁判官を選擧し之を名けて領事(consuls des marchands; consuls d'autres mers; archiconsuls等)と云ひたり。

此の制度は南歐羅巴より延てアレキサンドリオン、チルイス及び東洋に於ける其他の歐羅巴移住民地の採用する所となり、此等の地にも亦領事裁判官を置きて之れに移民地に屬する人々の長官たることを認めたり、近世領事の萌芽は實に茲に發す。

十字軍によつて歐人の掠奪したる地、再び回教國の有する所となりてよりも此點に關しては變動あることなく、獨り舊時よりの一切の自由を供與したるのみならず領事は基督教國に於て嘗て見たることなき一種特別の權利を享有するに至れり。

基督教國は回教國を掠奪したるものなるが故に、回教國は基督教國移民に對し非常の敵意を挾めるものなるに右の如き特別の寛容を與へたること殆んど意外の感なきにあらずと雖も、是れ元より回教國人が自ら海上商業を營むことを嫌惡し、又之を營むの能力を缺きたるによらずんばあらず。而してしかも彼等は海上商業を廢止すること能はず、又之を廢止することを欲せざりしを以て勢ひ之を基督教諸國の人民に委せざるを得ず、而して之を基督教國民に委する以上は之に假すに特別の權利を以てせざる

べからざりしなり。故を以て亞拉比亞人、土耳其人其他回教諸國の人民は歐羅巴人の東洋に移住するを禁止することなく、又通商を營むを禁ずることなく、却つて之れを保護し、之れを奨勵し、之れに與ふるに權利を以てし、回教國が基督教國に對するの敵意如何に増加するも商業殖民地の住民が特許を受けるの保證は決して變ずることなかりき。此の如くにして遂に歐羅巴南部の商業都府及び商業共和國は土耳其帝と條約を結んで回教國殖民地に在る歐羅巴人の法律上の地位を確定するに至れり。

斯る條約の最も古きものは第十七世紀に生じたるものなるが爾來續々其の數を増し、伊太利の自由都府ピサ(Pisa)、アマルフィ(Amalfi)、ヴェネチア(Venedig)、ジェノア(Genua)、フロレンツ(Florenz)、西班牙の都府中にてはバルセロナ(Barcelona)終に又佛國王は東洋に於ける移民地の恩惠の爲めに自國國民をして回教國の版圖内に於て自由に通商、交通をなすの權利を得せしめ、選舉せられたる領事裁判官より本國法に従つて判決せらるゝの權利を得せしめたり。當初に在ては此裁判官なるものは商事に關する裁判官なりしに、次第に其權限を擴張し、移民地の臣民間に起れる民事上の争議を判定するのみならず、遂に進んで刑事上の事件にも裁判權を有するに至れり。時を経て領事は獨り裁判權を弄するのみならず、行政上の權力をも握るに至り警察權を有し且外國の政府に對し本國人の守護者且代表者となるに至れり。

第十四世紀に至り領事の制度は東洋より西歐羅巴諸國に移り、千四百〇二年に於ては倫敦に伊太利の領事を見るに至れり。在倫敦の伊太利領事は東洋に於けるさ均しく

裁判權を有し、多くの陪審官と共に、自國臣民間に起れる民事及び刑事の事件を判定したり。是より以前に既に伊太利領事はニールランドに駐在したり、カマロニン人も亦種々の地方に五十五人の領事を派したり。

英國が初めて領事を任命したるは第十五世紀に在り、而して其派遣地はニールランド、瑞典那威及び丁抹なりき。ヘンリー第四世はハンザ同盟の諸市府に於て英國商人に與ふるに該商人中よりケルナトレス、メクカツム (Gubernatores mercatorum) と稱する裁判官を選むの特權を以てしたり。リチャード第三世は千四百八十五年ピサに領事館を設置したり、ハンザ同盟は其移民を有する各市に自國の市長を置きたり、此の市長は領事と同一の權利義務を有し移民地に在る自國人民の上に私法上及び刑法上の裁判權を有したり。

第十五世紀の間東方に於て土耳其の統治全く確定したるを以て、歐羅巴諸國は土耳其と合致して中古以來領事に關して有したる權利を確定するに至れり。

歐羅巴諸國が土耳其帝と條約によりて得たる權利極めて多しと雖も、其内常に一定不易なるものを領事裁判權となし、遠く既に第十二世紀の間に於て決定したる狀態を變更あることなし。之に反して西部歐羅巴に於ては領事の制度に根本的の變更を來たせり、屬人主義は中古の間歐羅巴諸國の法律關係に於て牛耳を執りたれども近時君主の權力確然たるに至れると共に屬人主義は漸く衰へて屬地主義起るに至り、君主の權力に至る所に及ぼすの主義を廢し、其國內に在る人は其如何なる國人なることを問

はず凡て其土地の法律、其土地の裁判權に屬するとなれり。西部歐羅巴に於ては此主義の行はるゝに至れると共に領事を受領するも決して外人の上に法律上の權利を有せしめず、領事は只保護を要する者の利益を代表するのみなりき、然れども領事は第十八世紀の終りに至るも尙ほ時々裁判權を得んとするの要求をなしたることあり。

右の説明によりて東洋特に回教諸國に於ける領事と歐羅巴基督教國に於ける領事との間に一個の差異を生ずるに至れり。東洋諸國土耳其、波斯、支那、日本、マロコ等に於ては領事は今日に至るまで其舊來よりの權利を有す、該權利中最も重なるものは其本國人の民事及び刑事に關する裁判權是れなり。基督教開明國の間に於ては決して此種の權利を承認することなし 第二十三節 對照

第十七世紀及第十八世紀に於ては、新陸地發見せられ且通商交通に非常なる進歩ありたるに拘らず領事制度に關する發達極めて尠少なりき。而して古の法規は之れを領事の職務に應用すること能はず、此の時代に於て政略上に牛耳を執りたる者は皆外交家にして領事は外交事務に加はること能はざりき。故に第十九世紀の初葉に至るまで領事の職務の範圍及び權利は頗る不定にして、漸く近時に至りて法律及び條約によりて之を確定するに至りたり。

露國は彼得大帝の時に至るまでは外國よりの領事を接受したれども自國より領事を派することなかりき、領事を外國に派したるは彼得大帝を以て露國に於ける嚆矢とな

し、帝は領事を和蘭に派したり。内閣會議規則第十三條には歐羅巴及び亞細亞に於ける露國領事に関する規定あり、當時領事規則なるものは未だ之れあるとばかりしが、千七百二十三年彼得帝がカーザックス(Caucas)に於ける露國領事ヤコーブ、イェザレイノヴ(Jakov Jevsinow)に與へたる訓令を見れば帝が如何なることを領事の職務と見たるやの意見を窺ひ知るべきを得べし。

露國の外國との實際次第に發達し、外國に於ける露國領事次第に増加するに及んで、一般に領事の地位、職務及行動を規定するの必要を生じ、千八百二十年領事に関する最初の露國法令を發布したり。此の法令を完成するに十六個年を費したれども、只路易第十四世の海上法令(Ordonnance de la marine)中、領事に関する規定の一部を其儘採用したるに過ぎざりしを以て毫も當時の需要を充たすこと能はざりき。千八百五十八年新領事規則發布せられ、此法令は現時尙ほ行はる、然れども是れ只歐羅巴及び亞米利加に在る露國領事に関する權利義務を定めたるのみにして東洋に於ける露國領事の權利義務を定めたるものにあらず(領事制度に関する著書左の如しエフ、マルテンス「東洋に於ける領事制度及領事裁判權」[スケルスト獨逸譯]千八百七十四年柏林出版第一編第四十四頁乃至第二百七十六頁。ミルチー「領事法提要」第一卷第六頁以下。ローレンス、ホイトン「解釋」第四卷第一頁以下。シメツヴァ「Genevois」領事裁判の批評歴史千八百六十六年巴里出版。フラン「Belin」東方に於ける佛國の條約千八百七十年巴里條約。ナウマン(Nauman)「歐羅巴及亞米利加の領事法」露文、千八百五十六年莫斯科出版。

第二章 基督教諸國に於ける領事

第十九節 文明諸國に於ける領事行動の狹隘なる

範圍

既に述べたるが如く文明基督教國に於ては領事は本國人民に對し裁判權を有せず、外國人民其地に在る間は私法事件に付ても將た刑法事件に付ても全く其國の法權に服従す。

領事は外國に於て裁判權を有せざるは其國の法律及命令は内國人は元より外國人の裁判宣告を保障するものなるが故なり、但し非基督教國に於ては其限りにあらず、非基督教國に於ては基督教國とは宗教を異にし、内國憲法の發達極めて宜しからず、法廷の構成甚だ不充分なるが故に外國の領事をして裁判權を有せしむるの止むを得ざるを見るなり。非基督教國に於て領事裁判權の制度を設けざらんか、歐羅巴人の權利と人身とは悉く非基督教國の權力者及び人民の我意と惑溺との爲めに蹂躪せらるゝに至らん。

東洋諸國に於ける領事と歐羅巴諸國に於ける領事との法律上の地位如何に關し

ては尙ほ他に必要なる區別あり。文明國に於ては領事は本國々民の社會上の利益、商業及工業を進捗せしめんが爲めに本國政府の機關として外國に派せらるゝものなりと雖も、非文明國は元來國際團體に加入せざるの故を以て非文明國に派遣せらるゝ領事は主として外交上の性質を有し、就中本國の安全を計り、本國が非文明國の一定の範圍内に於て有する影響を正當に維持するの義務ある外交使節たるの性質を有するものなり、故に歐羅巴諸國は毫も商業上の關係を有せざる東洋の諸國に領事を派することあり。

東洋に派遣せらるゝ領事は其利益の爲めに外交使節が受くる權利及び特權を一定の程度まで有することあり、是れ歐羅巴諸國に於て見ることなき所なり。以上に述べたる區別によりて見れば以て文明國に於ける領事制度と東洋非文明國に於ける領事制度との間に本質的の差異あることを知るに足るべし。

第二十節 一、歐羅巴諸國に於ける領事館の構成

法律及び條約に基き領事館の構成を分つて管轄區域の關係よりするものと、人の關係よりするものと、階級の關係よりするものとす。

第一 管轄區域の關係

政府が領事を任命するに當りては通常地理學上限られたる區劃を定め凡ゆる領事に一定の限界區劃を示し、領事は其區劃内に於て人及官衙に關する管轄をなす。管轄區域により領事の區別をなすの必要及び慣例は殆んど凡ての國家が此の區別を設くるより起りたるものなり、露國の如く實際上常に管轄區域によりて領事の職務を定めざる國と雖も、尙ほ且法律及領事條約により管轄區域によりて領事を分つの方法を採れり。實際上、管轄區域によりて領事を分つの方法は望ましきものにあらず、何となれば爲めに一方に於ては同一國家より派せられたる領事の間、職權の衝突を起すべく他方に於ては領事と其地官廳との間に職權の衝突を來すべければなり。

第二 人の關係

領事を人の關係によりて區別するときは國家的領事、非國家的領事との二種となる。國家的領事とは直接に任命國の職務の下に立ち且常に自國人民より選舉せらるゝものを云ひ、此の如き領事即ち任務領事(Funktionsbeamter)と區別せんが爲に他の領

事を名づけて選舉領事(Consules electi)と云ふ、選舉領事即ち非國家的領事とは領事として行動を行ふ國家の人民又は一般に外國人より任命せらるゝものにして本國の職務に服するものなりと見做さるゝことなし、従つて事實上も將た法律上も任務領事の如き權利及び尊重を受くることなし。

第三 階級の關係

職務法規に於ける階級及び地位より區別すれば領事を分ちて第一總領事、第二領事(狹義に於ける)、第三副領事、第四領事代理となす、此の區別は現今諸國が採る所の區別なり。

總領事は他の種類の領事に比し廣大なる管轄區域を有するものにして、領事及び副領事の上に立ちて監督をなすものなり。狹義に於ける領事は比較的狹小なる範圍内に於て、即ち都府及び港に於て職務を行使す。

副領事は領事を補佐するものなりと雖も本國政府より直接に任命を受けたるときは獨立の地位を有す。

領事代理は多くは一定の土地に於て領事の職務を行はんが爲めに總領事より任命せらるゝものにして總領事は領事代理が行ひたる行爲に付て責任を負ふものなり。

領事は其名稱の如何と階級の如何とを問はず、凡て任命國に在る本國の外交代表者の下に服従するものなり。公使は領事の行動に對して監督權を有し、領事を指揮し、領事が其地の官廳より權利的請求の損害又は蔑視を受けたるときは之に保護を與ふ「フイリモル」解釋第二卷第二百六十三頁以下。アルンチエリ「國際公法」第二卷第二百四十九頁以下。ヘフテル「國際公法」第二卷第二百四十六節。アルト「公使法」第二十六節。ツ、ク、レ、ル、ク、及、ツ、ヴァ、ル、ラ「實際案内」第一卷第三十一頁以下。北米合衆國領事規則「千八百六十八年華盛頓出版」第四百四十五頁等。アルンツ「白耳義領事規則」法式概要「千八百七十六年ブルグセル出版」第十頁以下。スタインマン、アッハ、ス、テン、マン、ブ、ル、ン、グ、(Steinmann-Brunner)「經濟上の觀察點」よりする領事制度の改革「千八百八十四年柏林出版」第二十三頁以下。

總領事及外交使節の名義の意義如何に付ては既に第八節に於て述べたる所の如し。

第二十一節 二、領事職務行使の形式的條件。
領事確認狀

領事職務行使の形式的條件とは領事の職務を行ふに際して充たすべき法律上の條件を云ふ。領事が職務を行ふには、第一に駐在國家の許容を得ざるべからず、如何なる範圍内に於て其國が外國の領事を受くるやは又右駐在國家の許容中に包含せらるゝものなり。

兩國間の通商條約及び領事條約中に於て、締結國は互に第三國の領事を置くことを許容したる都府及び港には互に亦領事を置くことを許すの權利を以てすべしとのことを約定す。故に國家にして某地、某港に某國の領事を置くことを欲せざんば一切の他國の領事を某地に置くことを拒絶せざるべからず、甲國たる者乙國にのみ此種の權利を與へ丙國に之を與ふることなきときは是れ即ち丙國に對して權利を毀害したるものなり。

千八百七十四年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百七十五年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百七十六年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百七十七年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百七十八年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百七十九年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百八十年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百八十一年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百八十二年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百八十三年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百八十四年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百八十五年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百八十六年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百八十七年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百八十八年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百八十九年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百九十年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百九十一年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百九十二年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百九十三年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百九十四年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百九十五年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百九十六年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百九十七年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百九十八年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千八百九十九年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。千九百零一年露亞、佛蘭西、荷蘭、領事條約。

一定の地方に外國の領事を置くことを許さざるは主として政治上の原因より出づる

ものなり、例へば露國政府が外國の領事を莫斯科に受くることを許さざりしは該領事が波蘭王國の内事に干渉せんことを恐れたるが故なり。最近時に於て英國内閣は露國に請求するにタシケント(Tashkent)に領事を置かんことを以てしたれども露國は英國の請求が商業上の目的に出づるに非ざるを知り、他國が該地に領事を置かざるを理由として英國の請求を拒否したり。

新に任命せられたる領事は本國政府より受けたる任命狀(Lettre de provision)を駐在國政府に提出せざるべからず。駐在國政府之れによつて其人が領事の職務を有すること肯諾せば、其職務を實行せしめんが爲めに一定の方式を備へたる確認狀を交付す。此確認狀は以て領事の任務を公にするものにして又併せて領事管轄區域の官廳に該領事の赴任することを示すものなり。

一國が或る原因によりて領事の受領を不適當なりとし又は之れを好まざるときは領事の受領を拒否することを得べし、國家は既に外國の公使を拒絶するの權利を有す第八節中。况んや領事を拒絶するの權利を有すること當然の理なり。

國家が他國の領事を拒否したるの實例を擧げんに、千八百六十九年北米合衆國大統領は同國に歸化したる愛蘭人を以てグラスゴウ駐在の領事に任ぜり、然るに此人は愛蘭獨立黨の一人なりしを以て英國政府は英國に敵意を挟み且危險なる人なりと云ふを

理由として確認状を與ふることを拒みたりしかば彼は遂に召喚せらるゝの已むを得ざるに至れり(ローレンス、ホットン「解釋」第四卷第三十頁)。

領事が與へられたる信任を正當に維持せざるか、駐在地を毀害するか、又は其他駐在國を誹謗するが如き行爲あるときは、國家は一たび與へたる確認状の還付を命ずるの權利を有す。

千八百三十四年佛蘭西政府はパヨンヌ駐在普魯西領事に與へたる確認状を還附せしめたり、蓋し該領事が西班牙のカルー揆黨を保護し爲めに佛國の局外中立を毀害したるを以てなり。

千八百七十八年ダンチロ駐在の土耳其領事は獨逸政府より一たび與へられたる確認状の還付を命ぜらるゝに至れり、是れ其妻が犯罪によりて六ヶ月の禁錮に處せられたるが故なり。

政府變更したるときは領事は新に確認状を受けざるべからず。

千八百三十年此の原因によりてアントウエルマン在留露國領事エギー(Aegri)は白耳義政府との間に衝突を起したることあり。露帝ニコラウス第一世が白耳義政府を承認せざりしに拘らずエギーは依然として領事職務を實行せり、然るに千八百三十六年白耳義は宣言すらく、「エギーは和蘭政府に向つて任命せられたるものにして和蘭政府之れを確認したるものなるが故に白耳義は之れを露國領事として承認することなし」と。

エギー即ち事をアムステルダム駐在の露國公使に謀る、然れども公使は遂に之れを如何ともすること能はざりき、蓋し事實上白耳義は一の獨立國にしてエギーを承認すること否は一に白耳義の自由權内に存したればなり、露國政府が白耳義の云ふ所を是認するに及んで白耳義は新たにエギーを露國領事として交際すべしと承認した(外務省聖彼得堡記録中)。

第二十二節 三、領事の權利及先權

領事の性質如何及び法律上の地位如何は大なる問題なり、學者或はフィリモール等の如く領事は他の外國人と同一視すべきものなりと唱ふるあり「解釋」第二卷第二百八頁。或は領事は本國政府の外交上の代表者なるが故に外交使節の享有すると同「解釋」第一卷第七百九十一頁一の權利を與ふべしと唱ふるものあり「Stock」領事に關する經驗、千七百九十一年伯林出版第十八頁以下。又「Pinheiro-Ferreira et Oh. Verge」註「解釋」第一卷第四百六十節。ヘフタル「國際公法」第二百四十六節。第

吾輩の見る所を以てすれば右二説各々其當を得ず、一面より見れば領事は政府より全權の擔任を得たるものなれば普通一般の外國人が有せざる公務上の特性を有し、駐在國に於て一時的の臣民と見做さるべきものにあらざ。他面より見れば

本國代表の性質を有せざるが故に、外交使節と見做さるゝことなし。領事は主權的國際人格として本國を代表するものにあらざして、社會的文明的利益及び關係を有する有機體として本國を代表するものなり。此の問題の點より見れば領事は外國の領地に於ける本國行政機關にして斯かる特別の性質を有するを以て一般他國人が有せざる權利と特權とを有す。

特に任務領事は本國國家の任務を有するものなれば官吏たる性質を有せずと云ふこと不可能にして、領事は法律により並に領事條約によりて特別の性質を有するものなり。

然れども領事は外交代表の權利を有せず、又治外法權をも有することなし、故に原則としては獨り刑事事件に關する駐在國の管轄權に屬するのみならず、民事、商事の事件に付ても亦駐在國の管轄權に屬す、然れども近時諸國は外國領事特に任務領事に與ふるに駐在國の裁判權に服従せざるの自由を以てし、其國又は其國一人が領事に對する道德上の尊敬を表す。

斯かる規定より任務領事に商業を行ふことを禁せしめ、以て負債の爲めに差押を

受くることを避けしむることあり。

任命領事本國の臣民たる時は尙ほ兵役の義務を免かれ、且直接なる一身上の動産税及び奢侈税の免除を受け、此等諸税が國家より徴收せらるゝと自治體より徴收せらるゝとを問はざるなり。領事が駐在國に於て不動産を獲得し又は商業を營むときは、内國人及び外國人が拂ふと同一の根據により納税の義務あるものなり。領事は其住居する家に本國の國旗を掲げ徽號を付するの權利を有す、然れども此の權利の爲めに領事の住居は不可侵となるものにあらず、又之れが爲めに隱匿權を有することを得るものにあらず。領事の記録のみは不可侵權を有し、法律上封印を受け又は捜査を受くることなし。故に領事の一身に屬する書類は嚴に之れを職務上の書類と分たざるべからず、例へば領事が同時に商人にして商業帳簿を有するときは、此の帳簿は如何なる場合に於ても以上に述ぶるが如き特權に浴すること能はざるものなり。

副領事及び領事より任命せられたる領事代理は領事の特權を有すること能はず。前に擧げたる諸條約の外、尙ほ左の諸條約を參照すべし。千七百八十七年英佛條約、千七百八十七年佛露條約、千七百八十八年及び千八百零一年北米合衆國及佛國

條約。千八百四十六年北米合衆國、英國條約。千八百四十八年普魯士、北米合衆國、伊
約。千八百六十二年露、奧條約。千八百六十二年瑞、丹、普、丹、耳、義條約。第百八十八節、
ホーントン「解釋」第四卷第四十八頁以下。グッドレル「國際法典」第百八十八節、
乃至第百八十五節。フレイモール「解釋」第二卷第五十三節。

以上列擧したる權利及び特權は任務領事に關しては駐在國政府たるもの宜しく
之を寛大に解釋すべく、選舉領事に關しては宜しく之を嚴格に解釋せざるべか
らず。任務領事の場合に於ては其領事の權利に屬すること疑なき場合と雖も充
分注意を用ひて之れを調査せざるべからず、然らば爲めに領事の本國の不滿
を招くに至ることあるべし、領事に對して暴力を加ふるときは爲めに兩國の間に
争擾を醸すに至ることあるべし。

此種の例たる極めて多しと雖も茲には只一個の例を擧ぐるに止めん、千八百四十三年
次に述ぶる理由によりて英、佛兩國の間に將に戦争を開かんとしたることありき、英國
領事にして且宣教師たるプリッチャード (Priehard) なる者、タロチ (Tahiti) 島に在りしが佛人
此島を占領し之れを佛國の領地とせんとしたるとき島民之れに抵抗を試みたり、
然るに島上に設けたる佛國の官廳は島民の抵抗を以てプリッチャードの援助に出でたる
ものとなし、之を禁錮し之れを捕へて佛國軍艦に送りタロチ島を去らしめんとせり。
此の報英國に達するや新聞雜誌及び議會は皆佛人の行爲を攻撃し兩國の平和前に

れんせしたり、幸に當時の佛國宰相ギゾー (Gizoo) 英國に謝し且賠償を拂ひたるを以て
事平かに落着するに至れり(ギゾー「吾が時代の歴史」に稱せんが爲めの記述「千八百六十
五年巴里出版第七卷第四十頁以下」)。

國法に領事の法律上の地位を定義することなく、領事條約も亦此事に關して確乎
たる原則を定むることをなさず、爲めに實際に於て疑團と争議とを生ずるに至る
は誠に悲しむべきの至りなり。國家は常に外國に在る自國領事の權利義務を定
むべきのみならず、又特別法を發して自國に在る外國領事に關することを規定
すべきなり。此の如き規定を缺くときは官廳たるもの或は領事の一舉一動を以
て悉く領事の本國の命令に出でたるものとなして爲めに憤懣を來すことあり、或
は反對に如何なる一舉一動をも領事が自身一己の考を以て專斷に行ふものと速
了し、些少の要求をだも之れを輕々に看過して爲めに兩國の間に行違ひを生ずる
ことあり。

領事に關する露國の法律は殊に極めて不充分なり、千八百五十八年の露國領事規則は
極めて舊き法律にして領事館自身の眞正の意義をも定むることなく、又外國に於て事
業を營む露國々民の利害關係に付て規定することだもなきなり。

之れに反して他國に於ける領事制度に關する法律はよく近時の需用に適し、殊に千八百六十七年の獨逸法中領事の權利義務に關する規定は極めて確實なり、千八百六十六年の伊太利領事規則、千八百五十一年及千八百五十七年の白耳義法律、千八百六十七年の西班牙法律も亦注目すべきの價値あり、千六百八十一年の海上法令及び千八百三十三年に發したる佛國法は領事の職務及び權利を明かに確定するに充分の材料を與ふるものなり。

第二十三節 四、領事の職務

領事の義務を熟察せば其職務の非常に錯雜にして其効果が國際的性質を有する社會的關係殊に商業上及び工業上の發達に非常に大なる意義を有することを知らるに足るべし、領事が外國に於て具備する職務の重なるもの左の如し。

一 開明諸國に於ける領事は裁判官たるの義務を有せず、是れ國家が屬地主義を實行するに必要なるを知りて生じたる原則なり。

然るに實際に於ては領事が斯かる原則を尊重せざりし例亦少なからず、露國國家記録によるに左の如き事實あり、千七百八十四年キエーニヒスベルロ (Tönigsberg) 駐在露國領事イッサコウ (Issakow) は普魯西に赴きたる露國人民間の私法上の訴訟に

裁決を與へたり。普國は此舉を以て自國の領地主權を毀損したるものとなしたりしが、千七百九十七年聖彼得堡駐在の普國公使は更に先にイッサコウがなしたる舉動に付き故障をなしたり。イッサコウは商務省が與へたる訓令第十條に「其領事の住所に於て露國商人の間に成立したる争に付き、商人は之れが裁判を他國政府に乞ふことなく其領事の裁決を仰ぐべきものなり」とあるによりて右の訴訟を裁判したるものなりと云ひ、普魯西は既に千七百八十四年に述べたるが如く如何なる國の商人も常に其滞在地の法律に服従せざるべからざること國際法の原則なることを繰返して露國の主張を非なりとせり。

領事は歐羅巴及び亞米利加の諸國に於て裁判權を有せずと雖も、之れが爲めに左の二個の權利を失ふものにあらず。

第一 本國人間の仲裁々判官に選ばれるの權利。

第二 任意裁判管轄及び權利保持をなすの權利。

本國人民外國に於て死亡するときは其地に在る領事は遺産の登記に與かり之に封印し且遺産を正當相續人に引渡すものなり。例へば千八百七十四年露國西亞、獨逸國遺產條約第二條以下。千八百七

一、東方に於ける領事裁判權の歴史
的發達

非基督教國に於て領事が除外的地位を有するは其國に存する状態より見て已むを得ざるに出づるものなり。

亞細亞、亞非利加の諸國に於ては文明の程度低く、國家的の秩序を缺き、常に外國人に對して敵意を挾むが故に、之れと交通する基督教國は其人民の生命、榮譽、財産を危險に陥らしめずして各種の國際事業殊に商業行爲を行はしむるの方法を講ぜざるべからず。而して所謂此方法なるものは非基督教國に住する歐羅巴の國民をして其地の法律及び裁判に服従せしむるの義務を免脱せしむるにありしが、今日に於ても尙ほ此制度を以て生命、榮譽、財産を安全に保持する方法となす。

基督教國の人民にして既に此の如し、况んや東方に駐在する文明諸國の機關たる領事が其職務を行ふに當りて不可侵の權利と其地の裁判管轄を免脱するの權利を有したるは理の當に然るべき所なりと云はざるを得ず。故に非基督教國に在る領事が治外法權を得たるは領事が法律上國家の外交代表者と同一視せられた

るの事實より生ずる自然の結果なり。

領事の治外法權は或は之れを條約中に定むるものあり、或は單に慣習上より與ふるものあり、慣習によりて得たる治外法權は東方に於ける領事が條約によりて得たる權利を擴張し、其法律上確然たる効力を有すること何人も争ふを得ざる所なり。

東方に於ては獨り領事のみならず、尙も歐羅巴諸國の人民たる以上は凡て外國人たるものは治外法權を有し、歐羅巴諸國は東方に於て場所を限りて職務を有する領事裁判所を置き、本國の法律に従つて民事及刑事の判決を下さしむ。

東方に於ける領事裁判管轄は均しく條約によりて確定す、而して此裁判權を有する所以は他の種々の特權を有する理由と均しく皆正當の原因を有するものなり。此の所謂正當の原因とは回教諸國及び一般に非文明諸國が現今に至るまで有する所の國家制度及び法律の不完全なるに基かずんば、此の缺點にして補充せられざる間は彼の特權を與ふる條約は到底變更すべきものにあらず、回教諸國が縱令基督教を奉ずるに至るも尙ほ此の條約は撤すべきものにあらず、蓋し宗教

の異なるを理由として彼の特権を享受するものにあらざればなり。彼の特権は元より國際法の原則より見て破格の現象たること疑なきが故に、東方の國家にして人民の自由に發達を來し法規を鞏固にせば茲に初めて右の特権を廢棄すべきなり。非基督教國に於ける領事の種類は基督教文明國に於ける領事の種類の異なることなし、職務行使に關する形式上の條件も亦二者の間毫毛の異同だもあることなく、即ち領事が其職務を執らんとするときは先づ滞在國政府の許容を得ざるべからず。此の滞在國が與ふる許容を土耳其に於ては名づけて「ベラート」と云ひ勅令を以て之を發す。

東方に於ける領事の職務の特徴は只領事が裁判權を有すること是れのみ、領事裁判權に關しては須らく委曲の説明を加へざるべからず。

第一 東方に於ける領事裁判權の歴史的發達。

領事裁判の制度は第十八節に述べたるが如く、之を歴史に徵するに十字軍の從軍者及び商人が回教諸國の商業場にて商事裁判權を得たることに職由す。回教諸國が自國に滞在する移住者間に起れる争訟を裁判するの權限なきものとして、領事をして此事件に關する唯一の裁判官たらしめたるは第十二世紀以降に締結したる條約に基く

ものなり、而して回教諸國は領事が裁判權を有することに付き嘗て争ひたることなきなり。マ、ラトリー (Mas Latrie) 曰く、領事が裁判權を有するの慣習は勿論のことにして多くの條約は特に此の事に付て述ぶるを要せずとする程なり(マ、ラトリー「講和條約及通商條約序言」第八十七頁。ユフ、マルテンス東洋に於ける「領事制度及領事裁判權」第四十四頁乃至二百七十六頁)。

領事の裁判權は其地に滞在する領事本國の人民及び其地に滞在して其領事の保護を受くる人民の民事商事及び刑事に及ぶ、事若し歐羅巴諸國の人民相互に關するときは領事は慣習に従つて裁判したり。茲に所謂慣習とは基督教諸國が適當なりと認むる訴訟手續を云ふ、領事の駐在國即ち回教國の人民が民事、商事及び刑事の事件に付て争を來すときは一般の規則に従ひ其地の官廳即ち税關長、知事又は城寨の將帥の如き者之れを裁判したり。

既に中古の初葉に於て確定したる權限法規は、今日に至るまで依然として東方領事裁判の法則として行はる。

土耳其人がコンスタンチノールを掠奪して「オスマン」國を建設したる時、地中海沿岸の諸地方に於ける領事館は其地の相續財産と共に從來の法規の儘にて土耳其帝の統治の下に歸せり、而して其後土耳其と締結したる條約は皆此の權利あるを確保せり。重なる基督教國中佛國は他の諸國に比し既に早く土耳其と密接の關係を有したりしが、既に千五百二十八年及び千五百三十五年に於て土耳其は特別條約を締結して佛

國領事が土耳其に於て裁判權を有することを承認し、此事に關する一切の「古代」の慣習を確認したり。特に土耳其に於ける佛國領事の權利を一々明細に定めたるものは千七百四十年の條約にして此條約は現今尙ほ其効力を有するものなり。

當時に在つては土耳其と佛蘭西との特別の政治上の狀態極めて親密なりしを以て、佛國は土耳其と歐羅巴諸國との間に立ちて其交通を獨占するの優先權を有し、他國の國籍を有する船舶も土耳其の領内に在る間は佛國領事の獨占保護の下に立ちたり。

歐羅巴諸國は佛國が土耳其に於て獨占の權利を有するに嫌焉たらず、佛國の羈絆を脱せんを努めたりしが次第に其目的を達するに至れり。千五百八十年英國は初めて土耳其と條約を締結し英人は此條約の結果として佛人が土耳其に於て享有する一切の權利を得たり。千六百七十五年の英土條約は土耳其の版圖内に於ける英國通商の權利を確定し、且英國領事の裁判權を確定したり。

露國は千七百八十三年土耳其と通商條約を締結したりしが此の條約によりて土耳其に在る露人は常に從來佛人及び英人が有したる一切の權利を得たるのみならず、假して新たなる權利を得たり、然れども此の新權利は最惠主義の結果として他國人も亦之れを享受するに至りたり。

右の條約によりて露國は苟も其必要なりと見る所には土耳其領内至る所に領事を置くの權利を有したり、而して完全なる不可侵權と其の地の裁判權を免除せらるゝの權利を得、其地に在る露國人相互の争を裁判するの權利を有したり。其他尙ほ露國人又

は爾餘の歐羅巴人と土耳其人の間に起る訴訟は當事者の承諾なき限りは土耳其の裁判所をして裁決せしむることなく、露人が原告にして土人が被告なるときは土耳其の裁判所之を判決すれども領事の補助の下に判決するものなりき。露國人民は一種の不可侵權を有し土耳其の官吏は露國公使又は領事に通告するに非ざれば露人の家宅に入込むこと能はずせり。

其他の歐羅巴諸國も亦英國及び佛國の例に倣ひ土耳其帝と獨立の條約を締結せり、領地は千七百十八年 *パスナロウイック* (Paszarowitz) 通商條約によりて土耳其駐在の自國領事に埃國人に關する裁判權及警察權を得せしめたり。此條約は千七百三十九年、千七百八十四年、千七百九十一年の條約によりて改正せられたり、普魯西は千七百六十一年土耳其と修好通商條約を締結し、自國領事をして土耳其領内に於て他國の領事が有する同一なる一切の權利を享有せしめたり。

第十九世紀に於ける土耳其條約は其數多しと雖も要するに舊來の條約の規定を確めたるに過ぎず、其他歐羅巴諸國人民が土耳其の裁判權より免脱せらるゝこと、領事裁判權に關すること等を新たに約定したる條約ありと雖も、是れ皆從來毫も土耳其と法律關係を有したることなき國々にして、例へばサルヂニア(千八百二十三年の條約)、北米合衆國(千八百三十年の條約)、白耳義及希臘(千八百三十九年の條約)の如き是なり。

時を経るに従ひ、波斯、支那、及日本等の東洋諸國に於ても土耳其に於けると均しく條約によりて領事に關する規定を定めたり。

千七百〇八年佛國は初めて波斯と領事裁判權に關する最始の條約を締結したり。此の條約中顯著なる事柄は佛人と其他の國民との間の訴訟事件は波斯法に従ひ、波斯の裁判所に於て判決せしむと規定したること是れなり。是れ全く從來歐羅巴と土耳其との間の條約に於て見ざる所なり。右の如き約定ありたりと雖も實際上佛國と波斯との間には長く交通なく又佛人の波斯に住する者なかりしを以て以上の如き場合の起りたることなかりき、佛蘭西、波斯間の現行條約は千八百五十四年に締結せられたるもの是なり。

露西亞は千七百十七年、千七百二十三年、千七百二十九年、千七百三十二年、千七百三十五年、千八百十三年及千八百二十八年の條約によりて波斯に在る自國領事及び自國人民に關し多くの權利を得たり。右の内千八百二十八年のツルクメンチャイ (Turkmentschaj) の條約は現今尙ほ効力を有するものにして、此條約により露國人民間の訴訟及犯行にして波斯に起りたるものは皆露國領事の權内に歸す。露西亞人より波斯人に對する犯罪は波斯の裁判所の判決に委すと雖も、處刑者は之れを領事又は公使に引渡し領事又は公使をして犯罪者を處罰せしむ。

波斯國內に在る英國人の權利及特權を定めたるものは千八百十四年の英吉利、波斯講和條約及び千八百四十一年の英吉利、波斯通商條約なり。

歐羅巴、支那間の通商關係は既に第十六世紀に於て成立したり、露國は千六百八十九年初めて支那とネルチンスタ (Nertschinsk) 條約を締結したり。該條約第六條によれば露人が支那に於て、支那人が露西亞に於て犯罪を爲す時は各其本國に引渡し本國の法律に従つて判決すべしとせり。千七百二十七年キアクタ (Kiachta) 露西亞、支那條約に於て初めて支那に在る露國人民治外法權の原則を定めたり、然れども露國が支那に領事館を置き領事をして幾分の裁判權を有せしむるに至りたるは千八百五十一年のクルヂャー (Kuldscha) 條約に在り。千八百五十八年の天津條約及千八百六十年の北京條約は右の領事裁判權を擴張し領事の數を増加したり、カフカシヤ (Kafkasien) 露西亞支那條約 露文第三頁以下。エフ、マルタン 露西亞支那間の條約 第四頁以下。

支那に在る英國領事が裁判權を有するは千八百四十三年及千八百六十九年の條約により、佛國領事が之れを有するは千八百四十四年及千八百五十八年の條約に因る、マイエル 支那帝國と他國との間の條約。

概して支那に於ける領事裁判權は土耳其に於ける領事裁判權に比して其範圍頗る廣し、是れ支那人民が一方の當事者として加はる訴訟は皆領事が支那官廳の共同の下に裁判するが故なり。

日本に關しては英吉利及び北米合衆國は露西亞に先んじて條約を締結したり、即ち英米兩國が日本と條約を締結したるは千八百五十四年に於て、露國が下田條約を結びたるは翌千八百五十五年に在り、此等條約は日本に於ける領事の權利義務を定むること充分ならず、故を以て露國は千八百五十八年の江戸條約に於て、英吉利、北米合衆國、佛蘭西及ニールランドは千八百六十六年のコンベンチオン約定に於て、此事に關する委細なる協定をなせり。日本及び外國間に締結したる條約及び十四年間の千八百七十四年東京出版。以上諸國の外暹羅、マスカート、及マダガスカルも亦條約によりて歐羅巴領事の裁判權を承認せり、千七百九十九年の西班牙マロッコ間の條約に定むる所は領事裁判權の一般の原則と異にして、マロッコに於て犯罪せる西班牙人は之を領事又は最近の西班牙官廳に引渡すべしとし、マロッコ人が犯罪をなしたる時は其本國政府に引

渡すべしとせり。

マロッコに在る歐羅巴人の地位に頗る疑はしき所ありたるを以つて、千八百八十年の夏、西班牙の發議によりマドリッドに國際會議を開きて之れを探究したり。該會議の議決には英吉利、奧地利、匈牙利、獨逸、佛蘭西、西班牙、白耳義、伊太利、丁抹、北米合衆國、ニールランド、瑞典、葡萄牙、マロッコ皆之れに調印したりしが頗る注目すべき所多し(國際法雜誌第八卷千八百八十一年出版第二百二十一頁)。

第十八世紀及第十九世紀の間領事裁判權が東洋に擴張したるを見れば、同一の條件の下に在る同一需要は同一の制度を來さしむることを證するに足るべし、遠く第十二世紀に於て地中海の沿海地方に成立したる領事裁判所が近時に至り支那、日本の如き遠隔なる亞細亞地方に波及したるを見れば、領事權の存在が「外國との交際に歐羅巴國際法の原則を應用することを禁ずる非基督教諸國の文明低度の國」と根本的連絡を有するを知るに足るべし(第一卷第四十一節以下)。

第二一 東洋に於ける領事裁判所

第二十五節 東洋に於ける領事裁判所

各文明國は非基督教國に住する自國人民に關し其地の國家權力に代るものなる

が故に、各文明國は其地に於て善美なる司法を保證すべき裁判所構成法を設くるの法律上及道徳上の義務を有す。領事の裁判權なるものは歐羅巴人に與ふるに犯罪を行ふも處罰を受くることなく、任意に其地の人民及び政府を暴虐せしむるの特權を與ふるものにあらず。領事裁判權は同時に、猶豫なく法規の必要に適する方法を以て、猶豫なく領事裁判所を構成せしむるの義務を有するものなり。千八百八十一年國際法學會はエフ、フォン、マルテンスが發議したる左の二項に賛同したり。第一、現今混合訴訟に於て行ふ所の手續は文明國の品位を保つものにあらずして東洋に住する文明國人民の利益を害すると極めて多し。第二、基督教國人民にして東洋諸國に在る者が治外法權を有するは實に一個の特權且權利なるのみならず、又實に義務を生ずるものなりと。此文章は千八百八十二年同學會がテウリンに開會したるときに於ても採用せられたり國際法學會年表第六卷千八百八十二年第二百三十三頁以下。

第三 東洋に於ける領事の裁判權限

第二十六節 東洋に於ける領事の裁判權限

文明國が東洋に於て領事裁判をなすの權利は實に一個の權利たるのみならず、又

實に一個の義務なり。非基督教國は領事裁判權の爲めに自國の司法權を蔑視せしめざらんことを請求するの權利を有す。

領事が判決を下すは一般に本國の訴訟法によらざるべからず。即ち領事は原則として自己の裁判權内に屬する凡ゆる事件を本國の法律に従て審理し判決するの權利を有す。是れ實に領事制度に關する一切の法律が認むる所の原則にして此の原則は東洋諸國に住する文明國人民が治外法權を有するより生ずる論理上の結果なり。然れども領事は無條件に本國法を適用することを得るものにあらずして却つて種々の制限を受く。而して此制限は或は非文明國と締結したる條約より生じ、或は數世紀間領事裁判所に於て生じたる慣習及び判決例より生ず。此事に關する最も争あり最も必要なる問題は裁判管轄の問題是れなり。領事が非基督教國に於て秩序正しき權利保護をなさんが爲めに其裁判權に確然たる規則を設けざるべからざる必要ある所以を知らんこと敢て困難なりとせず。讀者只土耳其に於て十四個、埃及に於て十七個の異りたる裁判管轄あることを知らば思ひ半ばに過ぐるものあらん。

歐羅巴諸國が東洋に於て設けたる裁判制度の不充分にして改良を要すべきものなること十目の視る所にして、今日の儘に保持し置くべからざること何人も普ねく知る所なり。而して人或は之を全廢せんとするものあり、或は之を變更せんとするものあり。埃及は歐羅巴諸國の領事裁判の爲めに慘憺たる状態に沈淪したるものなるが爲めに領事裁判を改革せんと力めたり。エフ、マルテンス「領事制度」第五百八十三頁以下。ロイ、レンス、ホイ

千八百六十七年以來埃及副王の政府は埃及に於ける領事裁判の制度を根本的に改革せんさ熱心なる運動をなし、領事裁判が適法に又偏頗なき裁判を與へずして常に我意を振ひ不正を擅まゝにしたる無数の實例を擧げたり。埃及外務大臣「バル」ハシヤハ領事裁判權改訂の意見として副王に提出したるものを見るに、其の内の重なるもの左の如し。埃及政府は僅々四年の間に歐羅巴諸國の人民との訴訟に於て七千二百萬フランの金員を拂ひ以て歐羅巴諸國との衝突を避けざるべからざりき。而して此の金員なるものは皆領事裁判權を濫用して厚顔破廉耻に徴收したるものなり。埃及の人民は領事裁判の判決の爲めに理由もなきに家産を掠奪せられ、歐羅巴人は埃及に於て犯罪を行ふも刑罰を受けたること殆んど全く之れあることなく、埃及に滞在する歐羅巴人は恰も處罰を受けずこの保證を有するが如く然り、斯る濫用を防止せんが爲めに埃及政府は歐羅巴諸國に對し「埃及の領事裁判を撤去し

之れに代ゆるに埃及人及歐羅巴人より組成する混淆裁判を以てし該混淆裁判所は領事及び埃及國權の下に立たしむべし」の發議をなせり。此の發議は直ちに歐羅巴諸國の採用する所となり、千八百六十九年、領事裁判改訂の原則を評議し完成せんが爲めにカイロ (Kairo) 府に國際委員會を開き、千八百七十年に至りて其の事業を完成するに至れり。次で千八百七十三年コンスタンチノープルに第二期の委員會を開きたるが之れによりて新裁判所の權限を擴張し、此制度自身に對する犯罪及び判決の執行官に對する犯罪をも此の裁判所に於て裁決するものなりと定めたり。

此の如くにして採用せられたる計畫は埃及に混合國際裁判所を設置するに至り、該裁判所は歐羅巴人及埃及人より組成したり。カイロ、アレキサンドリア及サガシヒ現時はイマに在る最下審裁判所は七人の裁判官より構成し、内、四人は歐羅巴人にして三人は内地人なり。アレキサンドリアには控訴院ありて十一人の裁判官中七人は歐羅巴人にして四人は埃及人なり。此等の裁判所は歐羅巴人及び埃及人間の一切の民事訴訟に付き權限を有し、埃及政府及び副王に對する民事訴訟も亦此裁判所の管轄する所なり。刑事々件中違警罪及此の裁判所に對する犯罪は此裁判所の管轄に屬し、歐羅巴人相互間の訴訟は舊の如く領事の裁判權内に

屬せり。

此の新法規は千八百七十五年より五年間行はんとしたるものなるが、漸く千八百七十六年の二月より實行せられ五ヶ年を経過したる後千八百八十一年に至り更に二ヶ年間の延期をなせり。千八百八十一年カイロに新に國際會合を開き右期間の延長と新裁判所刑事管轄權の擴張とを議したりしが英國政府は右の會合の權限を認識したり。然れども右會合は千八百八十四年に至るまでは未だ其事業の終結を見ざりき。

此の混合裁判所が埃及に於て權利保護の秩序を正すに至大の効績を與へたるに争ふべからざる所なり。然れども尙ほ此の規定と雖も大に改良を施さざるべからざるは亦極めて明瞭なり。要するに更に現今の制度を改良して權限の争議を排斥し、自己に歸せざる審査をなし權利を濫用するが如きことを排除すること豈し今日の任務なりと云ふべし。

第二部 國際行政法各論

第一 各國精神上、有體上、經濟上の利益に關する國際行政

第一編 各國精神上的利益に關する國際行政

第一章 國際行政の客體たる各國の精神的生活

第二十七節 精神的需用に關する國家の問題

人間の性質に於て精神上的の部面と有體上の部面とを區別することを得るが如く、國民的共働制度にも亦精神上的の部面と有體上の部面とあり。而して一個人が其生活問題を理性的に充たさんが爲めに其精神上的の稟性を發達せしめざるべからざるが如く、國家が其目的を達せんとするには其智能力と其精神的獨立の力とを養成せざるべからざるなり。要するに精神上的の稟性と能力とを養成するは各個人並びに各國の一般の目的にして且理性に適したる準繩なり。

物質的需要を鼓舞進捗せしむるは、智能上の力並びに道德上の力を獎勵することよること之れを歴史に徴し又日常の生活に徴して極めて明かなり。物質的需要多

きに従ひ此の需要を充たすの方法を要すること極めて多く、従つて需要の増加は疑もなく供給の方法を完全にす。故を以て一國の需要愈々多きに従ひ其國人民文明の程度は愈々益々増進す。

文明國に起る問題は右の點より生ずるものにして、所謂其の問題とは國家人民の一個人及び總躰が國家に與ふるに其精神的獨立を啓發せしむるの幫助を與ふべきことは是れなり。而して近世の國家は自國境域内のみに於て此の方法を見出すことを得ず。茲に於てか他國と交通し他國人民が既に成功したる精神的事業と自國人民の精神的事業とを交換して以て自國の精神上、智能上の需要を充たすの不足を補はざるべからず。國家が其義務を知ること愈々多く其理性的準繩を知ることを愈々多きに従ひ、精神的關係の範圍内に於て國際的交通をなすの必要を知ることを愈々明かなるに至るべし。彼の支那人主義及び野蠻蒙昧主義は他文明國の精神的な生活より離隔して以て只自國々内政略の如何をのみ顧みるに過ぎざるなり。普通一般の關係に於ても文明國は他國の共働保助を得ずんば其義務を充たすこと能はず、又其問題を解除すること能はざるなり第一卷第四十五節。

精神的需用を充たすに必要な方法を自國々境以外に見出し、他國と交通し、談判し、合致して此の方法を講ずること之れを名づけて精神的關係の國際行政と云ふ。此の事に關する國家の働は國際的秩序により又國際法により、並びに國家開化の程度により及び國家が有する義務によりて綿密に限定せられ且規定せらるゝものなり。國際團躰に於て確定したる條件及び方式を觀察せずんば國家は其目的を達すること極めて困難なり。然れども文明の程度低き國は他國に與ふるに精神上の利益を以てすること能はず、只他の文明國より精神上の利益を收用するのみ。各國文明の發達は決して同一にあらざるが故に各國が文明事業に付て成す所及び人間の精神生活に於て與ふる所の事業亦決して平等にあらざらぬ。故に他國と交通するの必要を知り、其の義務を感じて一瑣小の事業をなすも等しく是れ國際行政事業の爲めに盡したるものと云ふべし。

第二章 精神的事業に於ける國際行政の問題

第二十八節 序言。宗教的精神生活。智能的精神

生活。倫理的精神生活。

人間性質の精神的側面は二面より現出す。第一、神との関係を知ること、第二、理會及美の感覺を有することは是れなり。故を以て一國々民の精神的な生活にも亦宗教的側面ありて之より生ずる信仰行為、固有の關係及び智能上の側面は皆學問及び技術の關係場裡に現出し、爲めに國家は種々の問題を有し種々の義務を負ふに至る。

現今行はるゝ觀念によれば宗教上の承認は一個人の良心事件として、且宗教的寛容並に良心自由の原則として凡ゆる開明國より承認せらる。國家權力は人の内心に立入るの權利義務を有せず、是れ國家が其國民の宗教上の事件に關し虚心平氣に止るとを得べく、又止まらざるべからざるに因るか。此の關係にして若し人の概念及び意見と神との關係に止まらんか、將た若しくは宗教なるものが眞に一個人の内心の一部たるに外ならざらんか、然らば則ち宗教なるものは只一個信者の私事たるに過ぎざらん。然るに其實宗教上の信仰なるものは獨り生活の道德上の形狀、勤勉、風習及び人間の全動作に影響を及ぼすのみならず、寺院に於ては宗教は外部の聯絡を生じ、人の良心に關し、寺院の代表者が權力を及ぼすは右外部の

聯絡より生じ、寺院と國家との關係に關する問題亦是より生ず。是れ實に國家法と寺院法とに於て解釋すべき最も必要なる問題なり。

然れども宗教上の承認及び寺院は領域の限界を有するものにあらず。同一寺院の委員は縱令異りたる國內に住するも常に連帶の責任を有し、此等種々の國家を結合する所の共通的宗教關係の鎖鑰は諸國間の國際關係に影響を及ぼすこと疑なし。ポルタリス (Portalis) の所謂「宗教は一般に萬國の法律なり」との言に因れば、宗教なるものが其本邦上國際法の範圍内に於て説明すべきものなること敢て何人も批難すべからざる所ならん。

土地を異にして住する人民が國家相互の關係に宗教上の共通性を有することは是れ極めて必要なる事柄にして、此の必要なる事件は即ち國際行政の最も必要なる事項の一に屬す。各國が宗教上の事件に付き其連帶責任の適法なる影響を及ぼすことを知ること極めて必要なりと雖も、今日の國際法が人民の宗教上の利益より生ずる對外關係に付き如何なる効果を與へ、如何なる標準を示すやの限界を綿密に定めんこと亦極めて必要なり。今日に於ては宗教上の團結は國家間に勢力

を及ぼすことなし。國際法學者が皆此の關係に付て從來適當の注意を與へざりしは蓋し大なる誤謬なり。獨リフイリモルのみは例外にして其解釋第二卷第八部第喚起するに足るべし。然れども著者右の講究其材料極めて豊富なるは又以て人の注意をふるべきを爲さざりしは惜むべきの方式を與。

精神的關係の第二の範圍に屬するものを智能上及び倫理上の事項となす。此の二項は現在諸國を結合して大團體を作らしむる根源なり。理會及び技術的材能の事業より生ずる生産物を國際的に交換することなくんば如何なる開明國と雖も此種の需要を充たすこと能はざるなり。

故に外國と條約を締結し立法上並びに行政上の法規を設けて此の交通を獎勵せんこと各國の問題にして國家の權利を明確にし國家行動の制限を明にせんこと極めて必要なり。

吾輩は先づ宗教關係の範圍に論及し茲に此の範圍に於て國家に歸する行政問題を區別し、一を基督教國の宗教關係に關する行政問題となし、他を基督教國と非基督教國との間の宗教關係に關する行政問題となし以て之れを論述せんと欲す。

甲 宗教同等より生ずる國際關係

第三章 基督教國間に於ける宗教問題

第二十九節 歴史的概観

信教同一が國際的關係を定むる原子となりたるは蓋し基督教輸入以來のことに屬す。

古代多神教の行はるべきに於ては宗教は文明の原素として必要に且幸福なる働を有したりと雖も未だ前節に述べたるが如き意義を有するものにあらずき。古代に於て既に宗教の權力は公使の不可侵權を保證し、殿堂の隱匿權及び外人欺待の慣習を生ト、デルファイの神託及びオリムピアの遊戯は野蠻の風習を減下、平和を確定し、各國を近接せしめたり(第一卷第十節乃至第十五節)。此の如く平和的のものなきにあらずりしと雖も、概するに多神教なるものは各國の平和的且友情的共同生活を進捗せしむる原子なりと云はんよりは寧ろ各國をして相遠からしめ相敵視せしむる根本にてありき。

基督教の擴張と共に宗教の性質は各國を結合する原素となれり。基督教を奉ずる各國民は生活の目的に關し同一の觀念を有し、同一の理想に従つて事業を經營せざるべからざりき。基督教の布教者は獨り宗教上の教條を傳播したるのみならず、又併せて國際關係に影響を及ぼす所の社會秩序及び國家秩序に關する新觀察を擴張し、斯の如

くにして憲法及び權利の根本的思想は各國皆之れを均一にするに至り、羅馬法王の宗教上の權力と國家權力とによりて右の思想は益々鞏固なるに至れり。蓋し當時の國家權力は劍を以て他教信者を基督教に導くの義務ありと考へたればなり。

然るに加特力教の寺院が東西二方に分裂したるの結果として歐羅巴各國が基督教によつて國際上の利害を共有にするとは茲に破裂を來たすことなれり。是より以後東方の寺院は回教信者より征服せられ、東方寺院に依つて國民知覺及國民經營の保證を得んとする基督教諸國の精神的結合を固くし、此等諸國の人民をして國法上よりのみ見て中心力となるべき事業を養成せしめたり。羅馬加特力教の寺院は之れに反して數世紀の間加特力教信者及び西部歐羅巴諸國をして宗教上の共通體を作り、羅馬法王の統治の下に立つ所の國家的並びに國際的團體を鞏固ならしめんが爲め中樞となるの精神力を代表したり。故に此の團體の上に立てる國家權力及び法王の權力は一切のものを支配したり。

然るに其後宗教改革ありてより羅馬加特力寺院及び其首長の國際的意義は根本的變化を受けたり、宗教改革は西歐羅巴諸國人民の世界觀及び經營に甚しき變調を來たし、プロテスタント教諸國と加特力教諸國との間に激烈なる戰爭を來し、其戰爭の終結する比に及んでは西歐羅巴諸國宗教上の社會は全く分離するに至れり。

宗教改革は國家をして宗教界に關する國際行政を行はしむるの端緒を開けり。蓋し加特力寺院より離脱したる諸國は獨り其寺院の主張に關する關係を整理するの義務

を生じたるのみならず、自國人民にして羅馬加特力教を信奉する者の關係を定むるの義務を生じ、又此時より一方に於ては外國に在る自國人民の宗教上の利益を保護する權利あり、他方に於ては自國に在る外國人に與ふるに寛容と良心の自由とを以てするの義務あることを知覺したればなり。

此點に關し諸國々際行政行動の最初の根本をなしたるものはウエストフアリン講和條約にして、同講和條約は加特力教寺院及びプロテスタント教寺院が共に同一の權利を有すとの原則を布告したるものなり。然れども此の原則は實際に於ては行はるゝことなく却つて諸國は皆自國の寺院に屬せざる自國人を虐待し自國の寺院に屬せざる外國人を追窮せり。然るに此種の行爲は決して利害關係國の反對なくして止むべきにあらず。他教信者に對して暴行を加へたるの結果は遂に激烈なる國際的葛藤を生ずるに至れり。第十七世紀に於ける宗教戰爭は當時宗教を同ふしたる人民及び國家をして宗教上の關係に付き確定不動に相結合するに至らしめたり。フイールドの解釋第一〇。以下

宗教問題より種々雜多の爭論を生じたるにより、基督教諸國は爲めに種々の約束を結んで宗教事件に關する權利義務を多少明かに確定するに至れり。

概するにウエストフアリン講和條約が、他教信者に關する、國家の權利義務を定めたるもの二種を出です。一は即ち締結各國が自國々内に在る外國人民に與ふるに、良心の自由と信教の自由とを以てすることに於て、他は即ち締結甲國が締結乙國に與ふるに、該締結乙國の人民が締結甲國の版圖内に於て行ふ所の宗教上の關係に付き法規を作り行爲を行ふに當り、乙國をして之を辯護せしむるの權利を以てすること是れなり。

右二種の義務中、第一の義務は第十七世紀、第十八世紀の通商條約、航海條約及び同盟條約に於て屢々約定せられたるを見る。

例へば千七百八十五年露西亞、奧地利間の條約は露國に在る奧地利人に與ふるに信教の自由を以てし、其第二條に於ては「奧地利人は充分に信教の自由を有し自國の方式に従つて禮拜を行ふに毫も妨害又は不安全を受くることなく、自己の家屋に於ても將た禮拜の爲めに特別に設けられたる其他の建物、寺院等に於て之れを行ふも全く自由たるべし」と定めたり(エフ、マルテンス「條約集」第二卷第四十一號)。

第二種の義務も亦屢々之れを規定するものなりと雖も多くは講和條約に於て之を定む。敗國勝國の爲めに強制せられて版圖の一部を割讓するに當り敗國は其

地の人民の爲めに勝國に交渉して、從來其地の人民が遵奉したる宗教を維持せしむるの義務あり。

例へば千七百四十二年普魯西はブレスラウ(Breslau)講和條約によりて、奧地利よりシレシヤ(Schlesien)の割讓を受けたるが、普魯西は其地に住する加特力信徒の宗教上の權利を尊重すべきの義務あることを約せり(ブローグリー公 [Duc de Broglie] 『千七百四十年乃至四十二年の新文書』によるフレデリック二世及マリイ、テレーズ『千八百八十三年巴里出版第一卷第二百三十五頁第二頁以下』)。千七百六十二年ヴェルサイユ講和條約に於て佛國は英國に割讓したる加奈太の人民の宗教自由を確保し、千七百二十一年ニステット講和條約は東海諸州の人民に信教の自由を與へたり。東海諸州は元々芬蘭の領地なりしが千八百〇九年露國と併合したる土地なり。露西亞波蘭間の宗教問題は亦極めて顯著なるものありき。莫斯科政府は自ら波蘭共和國に於けるオールドドックス教の自然の保護者なりと稱し、之を虐待し之れを追窮する者に對し暴力を用ひたり。アレキサイ、ミハイロウキッチェ(Alexei Michailowitch)は千六百八十六年の條約によりて波蘭人は舊來よりの權利と自由とを以て信教者を遇するの義務あるとを約定せり。然れども此約定の守られざりしは尙ほ千六百六十年波蘭瑞典間のオリヴァー(Oliva)の條約が守られざりしが如し。此のオリヴァー條約なるものはプロテスタント教徒、ソチニアネル教徒、希臘加特力教徒が波蘭に於て加特力教徒と同一の私權を有すべしとのことを定めたる條約なり。

第十八世紀に於て波蘭は希臘教徒及プロテスタント教徒を虐待したるを以て茲に再び露西亞及び普魯西は波蘭を葛藤を生じ、露帝カタリナ二世及び普國のフリードリヒ大王は此の事件を以て波蘭の内治に關する干渉の口實となし、波蘭共和國が分割せられ終るに至るまで此の干渉は繼續したり。疑もなく露、普兩國は信教問題を純粹なる政治的觀察點より利用したるものにして宗教上の利害關係は波蘭に對する政略に著しき働を興へたるものなり。

現時多くの文明國が基督教社會に於て並びに統治上に於て法律上承認したる宗教事件の原則によれば、從來宗教上の追窮より國家内部に於て成立したる國際的干渉及び戰爭の原因は今日に至つて全く消滅するに至りたり。然れども基督教を奉ずる歐羅巴に於て宗教上の利益を目的とする國際協同及び國際規則亦存せざるが如く考ふるは蓋し誤謬なり。

第十九世紀に於ても尙ほ良心の自由に妨害を興へ爲めに各國共同の反對を招きたる例あり。千八百五十八年モルタラ (Mortara) と稱する猶太人家族の子伊太利に於て基督教の寺に幽せられ加特力教信者となるべしとの強制を受けたることあり。然るに數多の歐羅巴諸國は之れが非を鳴らし羅馬法王をしてモルタラを其家族に還附せしめたり。

千八百七十八年伯林條約の約定を見れば、宗教上の利益の爲めに並びに凡ゆる信教者に同一の民法上の權利を與ふるの必要あるときは斷然此等の權利を與ふべきこと近世文明諸國の明かに認むる所なるを知るべし。同條約は露、土戰爭の結果としてバルカン半島に生じたる主權國及び半主權國を承認すると否とを此の原則を採用すると否とに係らしめ、右諸國にして宗教自由の原則を探るときは之れが國家たることを承認し、然らずんば之れが國家たることを承認せずとしたり第一卷第三十二節末段、第六十節第二以下、第六十二節中半以下。以上を以て見れば、文明國間今日の關係に於て尙ほ宗教事件に關する規定を除斥せざることを知るべく、今日一般に憲法、國法、條約に於て行はるゝ精神を見れば、基督教諸國の國際行政が宗教上關係の範圍内に於て規定する一般の法則は要するに左の三個に歸すべし。
第一、外國人の地位及び特に其宗教上の權利は國際的合致によつて之を定義するの必要を見ず。是れ寧ろ國內立法に關する事件なり。良心及び禮拜の自由は一般に承認せらる。

第二 國民の國家權力に對する信教上の權利を條約によつて定むるの必要は更に甚し。

若し此種のとを條約中に定めたらんには爲めに一國は直接に他國の内事に干渉するに至るべし。甲國が乙國人民の宗教上の利益の爲めに乙國人を保護すると稱し乙國の内事に干渉したる古來の歴史に徴するに、之が爲めに乙國の人民を保護したると極めて少なく、却つて常に乙國人民に害毒を及ぼせり。純粹の宗教上の戦争なるものは現時に於ては殆んど全く見ざる所、名は宗教上の戦争なりと稱すと雖も其實政治上の理由、政治上の利害關係其後に伏匿するものあるなり。

此點に關し、グー、エフ、フォン、マルテヌスが與へられたる左の四項は誠に格言なりと云ふべし。一、宗教のみにては決して國家間に衝突を起すものにあらず。二、國家が信教を防護するは政治上の利益と衝突せざる限りに於てす。三、宗教上の熱心は常に政治上の原因より出づるものなり。四、政界は常に國家をして宗教上及び寺院上の需要に反對せしむるに至るグー、エフ、フォン、マルテヌス『概要』第一卷第百十四頁。

第三 文明諸國に於て互に内事に關する獨立を尊重するも、將た文明諸國に行は

る、憲法が自國人民及び外國人民に與ふるに信教の自由を以てするも、實際上此等の點に關し普通の秩序を毀害すると元より可能にして且實際之を毀害したるの例なきにあらず。文明國たる承認を受けたる國に於て法律上又は事實上、内國人又は外國人に宗教上の確認を與へたるに拘らず、實際其確認に反したる舉動を行ひたること基督教諸國に於て稀なりとせず。某國に於て信教の如何によつて内國人又は外國人を虐待し、又信教の如何によつて内國人又は外國人の私法上の權利を狭むるが如きとあるときは輿論は他の諸國をして之れに判定を下し之れに關係せしむ、輿論は國際關係の範圍内に於て常に大なる影響を有するものなり。伯林條約は明かに輿論の勢力強大なるを證し、又今日歐羅巴諸國が國際的宗教事件に關し重大なる義務を有することを知覺せるを證するに足るべし。

佛國の法學者ルノー(Renault)は、ブルカリー、セルビーン、ルメニオン、及モンテチゴロに於ける信教の自由を保證したる伯林會議の議決は、此等國家の内部主權を損害したるものなりと云ふも、吾輩は此說に賛同を表せず、何となれば氏の説は伯林條約の約定が成りたる實際上の状態を度外に置きたるものにして、徒らに學理のみの末を見るに失したるものなればなり(ルノー『國際法學習階梯』第二十五頁。『國際法雜誌』第十

以上繰述する所によれば諸國の國際行政は對外宗教關係の範圍内に於て外國に於ける自國人民の信教の自由を保護す(其滞在地の國法及び政府が信教の自由を保證すると否とを問はず)るものなりとの結論を生ずることを得べし。此の如きことは既に原則として明瞭なりと雖も尙ほ此の原則を明かに定めんが爲めに條約中に之を約定し、積極的の豫備をなすよりは寧ろ消極的の豫備をなすもの多し。

第四章 羅馬加特力寺院との約定

第三十節 ユンコルダートの起源。露西亞及羅馬法王。ユンコルダートの法律上の性質及び意義。

羅馬寺院は歴史上の原因により遠く古より既に他の基督教寺院と比して一種特別なる國際上の地位を有し、人民遍歴時代及び全中古の間著しく幸なる事業をなせりと、伶俐有力なる法王輩出したるにより、其内部の組織は政治上の制度を有

するに至り世界統治の要求を生ずるに至りたり。

羅馬法王の權力は歐羅巴諸國が承認せざる可らざるの勢力となり、其結果として羅馬法王廷と國家權力の代表者との間に所謂コンコルダート(Concordate)なる約定を生ずるに至れり。コンコルダートとは羅馬加特力教寺院の主長たる法王と全躰又は一部加特力教なる諸國政府との間に締結したる約定と云ふことなりイフホルツ『解釋』第二卷第三百十七頁等第四百四十七頁等。ラントケ『歴史』第十八卷。フオンホルツ『エンドルフ』獨逸帝國立法年表『第四卷第三百〇三頁以下。ブルンチエリ』國家辭書』第七百〇一頁以下。

コンコルダートの起源は第十二世紀に在り。初めは羅馬法王が精神上に盡力するに對し諸國より一定の報酬を拂ふことを定めたるに過ぎざりしが、後に至りては羅馬法王と國家權力との間の法律上、政治上の關係及び相互權利義務の基本を定むるに至れり。最近時に於て最も注目すべき價值あるものは千八百〇一年佛蘭西とのコンコルダート、千八百十七年バイエルンとのコンコルダート、千八百二十七年ニテララバドとのコンコルダート、千八百五十五年奧地利とのコンコルダート等是なり。羅馬法王が露西亞との關係を定むるの必要は波蘭分割より起れり。カタリナ第二世が露國に君臨せるに當り、羅馬法王は屢々露國政府に請ふに加特力教國特に奧地利が與ふるに同一の權利を附與せんことを以てしたれども、カタリナ第二世は法王の請ふ

容れず、波蘭併合によりて露國人民となりたる加特力教信者は從來よりの露國人民と同一の權利義務を有するものなれば此等の權利義務は露國國法によつて定むべきものにして法王の干渉を容るべきにあらずと云ひ、以て羅馬法王ニコルダートを締結するの發議は一切之れを拒絶したり(ポポウ[Popow]『露國に於ける法王政界最近の運命』及び同人の論文『露國宗教省雜誌』千八百七十年出版中に載せたるもの)。

パウエル第一世もアレキサンデル第一世も亦此の問題に付きてはカタリナ第二世の故智を襲ひ、獨り露國に於ける羅馬加特力教寺院のことは露國法律のみを以て定むべきものなりとの原則を固守したるのみならず、又合せて羅馬法王の代表者たる「モンテチウス」を使節として受くることを拒否したりき。

千八百〇八年大僧正ベルニー伯(Berni)はモンテチウスとして聖彼得堡に派せられたるも、アレキサンデル第一世はモンテチウスとしてベルニー伯を受領すべきものにあらずと見做し、宰相ルメンツォフ(Rumizow)伯はベルニー伯拒絶の理由を電報を以て維納駐劄露國公使クラキン侯(Krakin)に通ぜり。其電文左の如し『聖彼得堡の朝廷が全力を振つて羅馬法王の影響を避んとするに露國に於ける羅馬加特力信教のことに關しては露帝の權力以外に如何なる主權をも認めざるに閣下の風を知る所なり。此の原則により羅馬法王よりの使節はモンテチウスとして之を受領すべきものにあらず、ベルニー伯の請求は以上の原則に反するものなるが故に之を許容すること能はず』(エフ、イ、ル、チ、エ、ス『條約集』第三卷第二十三頁)。

然れども露國は一般に羅馬寺院の運命に對しても、將た羅馬法王に對しても決して冷淡にあらず、自國加特力教信者を待遇する方法は一に羅馬法王の政略に従ひ法王の變更ある毎に常に之れに關して利害關係を有したりき。

ニコラウス第一世の朝に於ては露國の羅馬法王廷に對する政界全く大變動を來し、帝は千八百四十五年羅馬に滞在するの間自ら羅馬法王と交際し千八百四十七年に至りては遂に法王ニコルダートを締結するに至れり。此ニコルダートは露國及波蘭に於ける羅馬加特力寺院の權利を一々規定したるものにして、同寺院が僧正の任命、人民の教育等に關係する事柄を定めたり。然れども此のニコルダートは千八百六十六年十一月二十五日に至りて効力を失ひたり。是れ加特力僧侶が千八百六十三年の波蘭一揆に加擔したるの結果にして監督元老院の布告によりて右のニコルダートを廢止し露國加特力教信者に關する寺院法規を發して之を補充したり。是より以後露國と羅馬法王との規則正しき關係は暫らく中絶し、輒近に至るまで兩者相近接するに過ぎなかりしが漸く千八百七十九年に至り露國政府は更に再び羅馬法王と相交るに至り、千八百八十三年兩者の間に一個の契約を結べり。然れども此契約はニコルダートの法式を備へて之を締結したるものにあらず。此の契約によりて羅馬法王は波蘭に於けるクイエルス(Kielce)の新領地を承認し、露國政府は聖彼得堡に在る羅馬加特力學校及び大學に僧正の官職を置くこと及び之れが行政を行ふことに關する法王の權利を確定し、其他露國政府は羅馬加特力僧侶に對する千八百六十六年の嚴法及び

除外法律を廢棄することを約せり(千八百八十三年七月十五日發兌『聖彼得堡雜誌』)。

コンコルダートの法律上の性質如何に付ては種々の見解あり。クーリアリスト派及びウルトラモンタン派の説によればコンコルダートなるものは羅馬法王が某國に與へたる特權に外ならずと云ひ、之に反して或る者はコンコルダートは國家が其加特力教信徒たる人民に向つて發したる法律なりと云ひ、又或る者はコンコルダートは單に條約(Reine internationale Convention)なりと云へり。ヘフアル『國際公法』第九十六頁以下。アルンチユリ『國際公法』第二十六節第四百四十三節。ボナギウス『コンコルダートの法律上の性質の學理』訂正千八百七十五年ライプツゲン出版。ホルナギウス『コンコルダートの法律上の性質』千八百七十五年ライプツゲン出版。第五十二頁以下。ベルウヘー『Balve』寺院法、國家法及び國際法の原則より見たるコンコルダート千八百六十八年ミューンヘン出版、千八百八十一年レゲンスブルヒ第二版。マルクアルドゼン『Marguardsen』公法提要中、ヒンツウス(Hinschius)第一卷第一、二部第七十三頁以下。

以上三個の定義は悉く其當を得たるものに非ず。コンコルダートには締結者に關し條約たるの本體的條件を缺く。蓋しコンコルダート締結の主體は國際法の主體に非ざればなり(第一卷第百〇四節以下對照)。コンコルダートは又法律にもあらず、蓋しコンコルダートは如何なる場合にも國家權力の片面的意思決定の結果にあらずし

て國家權力と羅馬法王との合致に過ぎざればなり。之れと同一の理由を以て又コンコルダートを目して特權なりと云ふこと能はず。此の如くコンコルダートなるものは國法の觀念にも國際法の觀念にも屬せざるものなるが故に一種特別の現象を呈するものなりと云はざるべからず。要するにコンコルダートは如何なる場合にも一個の公法上の性質を有するものにして國家は之れを法律と同一視す。

茲に更に別種の問題あり。コンコルダートを締結することが國家領地主權の原則と相容るゝや否や。若し相容るゝとせば其程度如何と云ふこと是なり。一般の原則に従へば一切の信仰を有する自國人民の權利義務を定むるの權利は只國家のみに屬し、其他如何なる權力も之れに加はることを得ず、羅馬法王は只寺院なる宗教社會の主長たるに過ぎずして且、他國の國法によつて與へられざる限りは他國の土地の上に於て如何なる權利をも代表すること能はざるものなるが故に、法王が他國の立法に干涉すること元より不可能なり。

千八百七十年伊太利人が羅馬を占領してより以來羅馬法王は俗事上の支配を失

ひ、且つ主權者たるの性質即ち一個獨立地の政治上の元首たる性質を失ひ、現時に於ては只一個の宗教團體即ち寺院の元首たるに過ぎず。此の現象と共に羅馬法王と既成國家との一切の關係は悉く變更せざる可らざるものにして、法王と國家との關係は之れより以後は外交上の性質を有するとなく、只國際社會上の性質を有するに過ぎず。而して此の國際社會に屬する各團が代表者の受授をなすが如きとありと雖も、以上述べたる理由により伊太利政府は羅馬法王の行爲と命令とに付き外國に對して責任を負はざるべからず。然れども千八百七十一年五月十三日に伊太利が發布したる所謂保證法により、伊太利政府は縱令法王が直接に伊太利に害ある行爲をなすとき、於ても之を妨ぐることを得ざることゝなれり、蓋し保證法は羅馬法王が法王の宮殿内に於て尙ほ充分の權力を有し、如何なる行爲をなすも責任を負はざることを規定したるものなればなり。伊太利政府は他の利益を保護すること自國の利益を保護するに比して冷淡なること明了なれば、法王を謀殺せんとする者あるとき伊太利が如何に自己の權利を確かむるの可能性を有するやを見れば、偶ま以て伊太利政府が他國に對する法王の行爲に付て責任を負ふの程度如何を測るの標準となるべし。

を負ふの程度如何を測るの標準となるべし。

加特力教國も將た非加特力教國も羅馬加特力寺院の主長の爲めに其權利を攻撃せらるゝものにあらず、而して此事に關する保證は重もに内國立法を以て之れを定むと雖も、尙ほ一層正確なる安全を與へんが爲めに諸國は尙ほ羅馬の約束即ちコンコルダートを締結するに過ぎず。而して此のコンコルダートは決して條約と見做すべきものにあらず、なり、アルンチエリ「羅馬法王の法律上の無責任及責任」(譯千八百七十七年巴里出版。エスベルソン。外交法第一卷第五十一節第二五十一節)。

寺院權力の感溺的攻撃を防がんとするの必要より、良心の自由を與へ、宗教事件を整理せんが爲めに俗事上の力が相同盟して羅馬加特力寺院の主長に當らんとすること亦考へ得べきことなり。斯かる場合に於ては再び諸國は宗教上の利益を共通するによりて共に與に國際行爲を營むに至るものなり。

第五章 基督教國と非基督教國との關係に於ける宗教上の利害關係

第三十一節 概観

國際法

各論 第二部 第一編 第五章

基督教國と非基督教國との關係に於ける宗教上の利害關係

基督教國と非基督教國との關係は一般に親睦ならざりしが今日に於ても亦親睦ならず。基督教國と非基督教國との間には一として共通なるものなく、非基督教國の風俗、慣習、社會的の制度、國家憲法は皆開明國に行はるゝ制度及び状態と異れり。されば國際的交通場裡に於て相互の權利義務が充分相背馳すること理の當に然るべき所なり。兩者の間には共通の利害關係なく、同一の開化思想、及文明の經營なく平和的且友情的關係なく、却つて基督教と東洋諸國或は非文明諸國との關係の歴史を見れば敵視常に相絶えざることを知るべし。

先づ第一に基督教は回教信者と衝突せり。二者宗教を異にするを以て戦争を生トモハメットの繼承者と基督教信者との關係は皆此宗教を異にするの關係より餘響を受けたり。回教信者の宗教上の憎悪が基督教信者との國際的關係に如何に重大なる影響を及ぼしたるや「コーラン」(譯者曰「コーラン」は回教の經典なり)中に各國人民を左の如く分類したるによりて其一般を窺ふに足るべし。

回教の法律は宗教の異同によりて世界の人民を左の四種に區別す。

- 第一 モスレミン (Moslem) 即ち回教信者、
- 第二 チムミー (Zimmi) 回教人民に服従したる基督教信者及猶太教信者、
- 第三 ムスタミン (Mustamin) 即ち條約の保護を受けて回教國內に住する外國人、

第四 ハルビー(Harbi)即ち敵人。

而して「モスレミン」の修好條約を締結せざる非回教諸國は皆此のハルビー即ち敵に屬す(D'Ouseon)「土耳其帝國一般表」千八百二十四年巴里出版第一卷第四十三頁、第四卷第一部第五百十六頁以下。トルナウ(Tornau)「モスレム法」千八百五十五年ライプツヒ出版第五十頁以下。ギルカス(Girgass)「東方に於て基督教信者が回教より受くる權利」露文千八百六十五年聖彼得堡出版第八頁以下。エフ、マルテンス「東方に於ける領事制度及領事裁判權」獨文第七十九頁。

永久の戦争(Ewiger Krieg)なると是れ回教信者の非回教信者に対する信號にして、回教に改宗せしむること、是れ戦争の最後の目的なり。基督教信者も亦此の憎悪を受け、此の敵意を受け、宗教の争は遂に國家憎悪、政治的敵意の激烈なる刺激劑となり、十字軍の遠征も條約の締結も此の敵意を和らぐること能はざりき。十字軍は愈々益々宗教上の憎悪を盛ならしめ條約の締結は單に一時の間外部の破裂を防ぎたるに足るのみ。

土耳其人が歐羅巴に侵入してより以來回教と基督教との軋轢は愈々甚しく、コンスタンチノープルが土耳其人の爲めに掠奪せられたる後は歐羅巴諸國皆回教の自國に迫るの危險極めて大なることを察せり。土耳其が遂にバルカン半島の強大國となるに

及んで歐羅巴國際政界場裡に牛耳を執るに至り、事苟も歐羅巴の國際事件に關する以上は常に必らず土耳其を加へざるべからざるに至れり。歐羅巴諸國は茲に於て此の新國を恐れ、之れと同盟を結びたり。文明諸國と土耳其との關係を見れば宗教と政治との間、宗教上の感觸と政界上の激争との間に如何に密接なる關係あるものなるや、知るに足るべく、宗教と政界とは決して相分離すべきものにあらざるを覺るに足るべし。

此の關係は數世紀間繼續し今日に至るまで尙ほ依然として繼續せり。而して最も多く宗教上の感觸をなしたる者は基督教諸國にあらざりして却つて土耳其に在り。基督教諸國の中に就て宗教上の原因によつて東方政界に最も多く影響を及ぼしたるものを露國とす。蓋し露國の臣民は最も多く教友の思想を有したるを以てなり。

西部歐羅巴諸國と土耳其との關係は政治上の原因に基くもの多しと雖も、露西亞と土耳其との關係は之に反して宗教上の原因及び宗教上の感情に基くもの多し。西方諸國の土耳其に關する行政上の行動と、露國の土耳其に關する行政上の行動との間に深長なる差別ある所以は抑も此の點に胚胎す。西部歐羅巴諸國の注目する所は只土耳其國內に生活する自國人民の利益、權利を保護するに止まりしが、露西亞は獨り土耳其に在る露西亞人を保護するのみならず苟くも露國の宗教と

同信者なる以上は土耳其人と雖も之れを露國の保護の下に置きたり。

文明諸國が獨り土耳其に於けるのみならず、其他の東洋諸國例へば波斯、支那、日本に於て自國人民及び自國保護の下に在る外國人の宗教上の利益を圖るべきことを知覺し、又此の如き義務を有するの事實を以下に一般該博に説明せんと欲す。

而して此の事實を述ぶるに付ては種々の基督教國と東洋との關係の間に宗教及び政治に關する差別あるとを注意せざるべからず。就中佛國は土耳其と政治上の關係を有すること最も多く、第十八世紀に至るまで土耳其に於て牛耳を執りたり第八十八節 對照。佛國と土耳其との關係を瞥見したるのみにては凡ゆる西部歐羅巴諸國が土耳其に於て弄したる種々雜多の宗教上の利益に關する行政上の働を知悉するに足らざるを以て、此問題に關する露國獨立の行爲も亦別に之を説明するの必要あり。

第三十二節 甲、佛蘭西及土耳其

他の西部歐羅巴諸國が宗教上の偏見に陥り未だ土耳其と平和親密の關係を結ぶことを欲せざりし時代に於て、佛國は夙に土耳其と外交上の交通をなしたり、其功

佛國に俟つ所蓋し大なりと云ふべし。

佛蘭西及土耳其が此の如く密接の關係を結ぶに至りたる重なる原因は、兩國共に羅馬獨逸帝カル第五世に對し敵意を有したるに因る。千五百二十八年佛國王フランソワ第一世は土耳其帝ソリマン第二世と共に其最悪共敵たるカル第五世に對し同盟條約を結び、此時より以後兩國の同盟遂に解くべからざるに至れり(テスタ)『土耳其外國條約集』千八百六十四年巴里出版第一卷第二十三頁。シャルリエール(Charrière)『土耳其に於ける佛國談判』千八百四十八年巴里出版第一卷第二百一頁。フラン(Blain)『東方に於ける佛國の條約』千七百七十年巴里出版第五十六頁以下。エフ、マルタンズ(領事制度)『第八十四頁以下』)

此修好の政治的原因中佛國は既に宗教上の利益を得んことをししたるものにして、フランソワ第一世はエルサレム(Jerusalem)に在る基督教寺院の土耳其禮拜堂(Mosquée)に變ぜられたるものを舊の如く基督教寺院とみなさんとの請願をなせり。土耳其帝は此の請願を拒否したりと雖も儀式正しき書面を佛國王に與へて、土耳其の領地に在る基督教の禮拜堂及び寺院を保存し基督教信者を保留すべしと約せり。

カル第五世のツニス(Tunis)行幸はフランソワ第一世と土耳其帝との親睦をして益々固からしめ、千五百三十五年兩國は親密なる同盟及條約を締結し之によりて佛蘭西人の土耳其に於ける特權は愈々鞏固なるに至れり。此條約は土耳其に在る佛國人民に良心の自由を與へ、回教徒となるを否せば全く其自由意思に出づべしとし、又佛人と佛國

の保護の下に在る外國人とに與ふるに妨害を受けずして、聖墓に巡禮をなすの權利を與へたり(テスタ)『土耳其と外國との條約集』第一卷第十五頁。フラッサン『佛國外交史』(Ertassan, Histoire de la diplomatie française)千八百十一年巴里出版第一卷第三百六十七頁。シャルリエール(Charrière, Négociations de la France dans le Levant)第一卷第二百八十三頁以下)

此の如くにして佛國人は東洋に於て除外的地位を得、土耳其人民はフランソワなる語を以て露西亞を除くの外一切の外國人を意味するものなりと解するに至れり。是れ佛國人が長き間土耳其に於て西部歐羅巴諸國の唯一代表者として其地に在りたるが故にして、外國人の土耳其に住せんと欲し、土耳其に於て種々の權利を得んと欲する者は皆佛蘭西領事又は佛蘭西代表者の保護を受けざるべからざりしが故なり。而して佛蘭西が土耳其に在る凡ゆる外國人を保護するの權利は一に佛、土兩國の條約によりて定めたるものなり。

即ち千五百八十一年の條約第一條によれば「ヴェネチヤ人、ゲマニア人、英吉利人、葡萄牙人、カタロン人等の土耳其の陸地又は水上に於いて商業を營み及び旅行せんとする者は凡て佛國の旗幟及び保護の下に立つことを得べし」とあり(テスタ)『土耳其と外國との條約集』第一卷第三十七頁。シャルリエール『佛蘭西土耳其間談判』第三卷第九百二十五頁。

許多の條約によりて保證を受けたるに拘はらず、土耳其に在る佛人の良心の自由及び其他の特權は屢々破られ、土耳其の權力者は屢々暴行強迫を佛人に加へたることありき。就中ハインリヒ第四世の朝に於て土耳其が條約を毀害すること益々甚しかりしを以つて、ハインリヒ第四世は敏腕なる外交家サウヴリ、ズ、ブローウ(Sauvart de Breves)を全權大臣としてコンスタンチノーブルに送り、千六百〇四年土耳其と新に條約を締結せしめ、此條約によりて佛國人並びに佛國王の保護の下に在る修好國人民が信教の自由と其他の特權を享有するを確保し、其他イェルサレムに在る順禮者及び聖墓寺院の官吏が土耳其の官廳より特別の保護を受くることを確定したり。然れども此の條約も亦毀害せられたりき(テスタ「土耳其と外國との條約集」第一卷第百四十一頁。ゲニモン[Dumont]「外交法典」第一卷第三十九頁以下)。

土耳其は凡ての條約を無視し加之土耳其帝に服従するラヤー(Rajah)(譯者曰ラヤーとは土耳其の臣民にして基督教猶太教其他回教以外の宗教を奉ずる者を云ふ)に課する同一なる入頭税(Djehyet)を佛國人たる基督教信者よりも徴收せんとしたり(フオン、ハムメル「ブルグスタル」(V. Hammer-Purgstall)「千八百二十七年乃至千八百三十四年間の土耳其國歴史」第四卷第百八十一頁。チンクアイゼン[Zinkeisen]「土耳其史」第三卷千八百五十年ゴーター出版第百五十五頁以下)、茲に於て佛國は愈々數多の新條約を締結して其土耳其に於て有する舊來の權利を確固ならしめんとせり。右條約中最も新しき者を千七百四十年の條約とす(テスタ「土耳其と外國との條約集」第一卷第百八十六頁以下)。

ブ、クレンケ「佛蘭西條約集」第一卷第二十一頁以下)

英吉利、普魯西、奧地利は第十七世紀以降東方に於て佛國の保護を脱せんと努め時を経て佛國と同一なる地位を得たり。

西部歐羅巴諸國と土耳其との間の條約を見るに必らず一個の特質あることを知るべし。所謂特質とは此等條約中西部歐羅巴諸國が皆土耳其に住する自國人民を保護することを約定し、しかも土耳其人民にして基督教を奉ずる者を保護することに至つては、則ち之れを黙々に付することは是なり。是を以て見れば佛蘭西及其他の西部歐羅巴諸國が土耳其に於ける基督教信者を保護するとの意味が如何なる眞象を有するかを知るに足らん。吾輩今千七百六十八年乃至千七百七十八年の間佛國全權大臣として「金角」に駐在したるサン、プリエ伯(Saint-Priest)の語を藉りて茲に示さん。其言たる只直接に佛國のみに關して述べたるものなりと雖も併せて又西部歐羅巴諸國に適するものなりと云ふことを得べし。サン、プリエ伯は曰く「佛國諸王が基督教信者の爲めに東方に於ける加特力教を保護すとは人の一般に唱道する所なり。然れども此の所謂保護なるものは深く事理に通せざる

者を盡感する一個の譎詐たるに過ぎず土耳其諸帝は決して佛國諸王をして土耳其人民の宗教上の事件に干渉するの權利を賦與したるものにあらず」と「フイリヒ」七十八頁「解題」。

此事に關する露國と土耳其との關係は全く之に異れり。

第三十三節 乙、露西亞及土耳其

露西亞の土耳其に對する地位の一種特別なることは、土耳其帝國の歐羅巴領地を著しく減削したる最近露土戰爭に至るまで土耳其に於て東方希臘教信仰者の數五百六十萬人に對し回教信者四百六十萬人なるの事實に徴して明かなるべし。此等希臘教を奉ずる人民が如何なる法律上の狀態の下に土耳其に生活したるやを顧み、土耳其帝國と露西亞との歴史的關係如何なりしやを回想せば信教を同ふする露國に對し土耳其が同情を表することなかりしこと、又露國が土耳其人に與ふるに自由の還附を以てせざりしことを知るべく、爲めに一驚を喚せざる者なかるべし「土耳其が常に露國より危險を受くべし」とは先見の明あるなり。此の問題は國家制度の歴史に於て之を三期に分つことを得べし。土耳其人の掠

奪よりクチタク、カイナルダの講和に至るまで即ち千四百五十三年乃至千七百七十四年の間を第一期となし、此の時より千八百五十六年巴里講和に至るまでを第二期とし、巴里講和以後を第三期となす。

第一期に於ては露國は西部歐羅巴諸國と均しく、只土耳其に生活する自國人民の宗教上の利益の爲めにのみ行動をなしたれども、第二期に至つては土耳其人民にして正當の信教を奉ずる者をも保護するに至り、第三期に及んでは土耳其諸領内に於けるオルトドックス教の自由を確保するの權利從來露國に專屬したるを止めて歐羅巴諸強國の協同保護に委するに至れり。

今此三時期に於て露土兩國間に締結したる條約を短簡に左に示さん。

第一期(千四百五十三年乃至千七百七十四年)

此時期に於ける最始の條約即ち千六百八十一年のバクチッサイ條約(Baktschisarai)及び千六百九十八年のカロウツチの條約(Karlowitschi)は只領地の問題のみに關するものにして、其宗教上の問題に關するものは漸く千七百年のコンスタンチノール條約に在り「露西亞法令全集」第八百〇四號。ユセフオウツチ(Jusefowitsch)「露國と東方」の條約「露文」千八百六十九年聖彼得堡出版第一頁以下。ブーシヤロ

國際法

各論 第二部 第一編 第五章

基督教國と非基督教國との關係に於ける宗教上の利害關係

一五七

ウ「Bucharov」露西亞及土耳其千八百七十六年アムステルダム出版。

千七百年のコンスタンチノール條約第十二條は左の如く規定せり、曰く「莫斯科國の俗人及び僧侶は聖都イェルサレムに来るの自由を有し、又聖都イェルサレムに赴くに必要なる諸地を遍歴するの自由を有し、斯る遍歴者はイェルサレムに於ても將た其他の地方に於ても課税を免るゝの權利を有す。其他土耳其國內に生活する莫斯科國の僧侶並びに土耳其の僧侶は其信教の爲めに侮辱を受くることなく又暴行を加へらるゝことなし」。

此の條項は明かに露國人民並びに宗教上の需要を充たさん爲めに土耳其の領内に滞在する者の關係を定めたるものにして、千七百三十九年のベルグランド講和條約は又之れと同一の規定を設けたり（露國法令全集第七千九百號。ウエンク「近時國際法典」第一卷第三百六十八頁）。

第二期（千七百七十四年乃至千八百五十六年）
千七百七十四年クチュク、カイナルヂー講和條約は新原則に従つて露國と土耳其との關係を定めたり。

同條約第七條は「土耳其が基督教徒の信仰及び寺院に有力なる保護を與ふべしと約し、露國公使に許すにコンスタンチノールに設けたる寺院の爲め並に該寺院に勤務する者の爲めに種々の行爲をなすことを以てす」と定めたり。

此の條約によれば則ち露國人民の土耳其に在る者は僧俗を問はず皆信教の自由を有し、コンスタンチノールに在る露國使節館の保護を受くるものなり。同條約第十六條は少しく之れと性質を異にし同條は左の三條件の下に露國が土耳其に與ふるにペッサラビオン並にホルダワ及ワラヒイ侯領を以てすることを定めたり。右に所謂條件として土耳其の負ふ所の義務左の如し。

- 第一 如何なる方法を以てするも基督教の絶対自由行使（ペッサラビオン並にホルダワ侯領及びワラヒイ侯領に於て）を妨害すべからず、又新寺院の建設並びに舊寺院の恢復に妨害を加ふべからず。
- 第二 庵室及び其他の私領に舊來より屬し居りたる土地及び所領を復歸すべし、蓋し曩に之を奪ひたるは正理に反したるの舉措なればなり。
- 第三 僧侶に與ふるに其身分地位に適切なる待遇を以てすべし。

第十條及び第十六條に於ては兩侯國の狀況に従ひ露國より派せられたる土耳其駐在全權大臣は右兩侯國の事に關し言辭を容るゝことを得べく、土耳其は友情を以て又敬意を表して之を聞くの義務ありと約せり。

第十七條はアルヒヒラウカス島遼附のこゝを規定したるものなるが、同條は「同島に於て基督教が毫も壓制を受くべからざるこゝ並びに寺院の從者が抑壓を受くべからざるものなるこゝ」を定め、又「モンテネグロ人及びアルバニア人も信教、寺院、庵室に付き

抑壓を受くべきものにあらざること第二十三條に於て約定したり。終りに第二十二條は露西亞、土耳其間の舊來の一切の條約は悉く之を一夢に附すべく、ウチニツタ、カイナルザリ條約を以て之れに代え、此の條約を以て爾今兩國間の一切の關係を定むる唯一の基礎となすべしと定めたり。特に同條約中露國公使が土耳其に於て自國基督教徒の爲めに辯護をなし調解をなすべしと定めたること必要なる條項なり。此の權利は宗教上の原因より露國が將來に於て土耳其帝國の内事に干渉するの道を開きたるものなるが、此の權利は變つて露國が土耳其に對する政略の器具となれり。

千七百七十四年の條約の繼續的拘束力は爾後の條約例へば千七百九十一年のヤッシー(Trans)條約、千八百十二年のアカレスト條約(露西亞法令全集第二萬五千百十號。マルテンス條約集補充第七卷第三百九十七頁以下)等によりて愈々確定するに至り、此等條約は希臘セルビオン及ドナウ諸侯國の土耳其より分離獨立することを確めたるものなり。

第三期千八百五十六年以降)

露西亞がクチニツタ、カイナルザリの條約によりて得たる特權は千八百五十六年の巴里講和條約に至るまで効力を有したり。ユセフ・オウイッチュ(露國條約集第百〇七頁以下。ゾレンク佛蘭西條約集第〇七卷第五十九頁以下)此の如く露國特り土耳其の基督教信者を保護し、土耳其の

凡ゆる國際關係を抑壓し、之を手中に弄したるを以て歐羅巴諸國が之によつて不快を感じたること自ら然るべきの理なり。故を以て巴里會議は露西亞の此の特權を廢罷するを以て講和條約締結の第一の條件となし、露國特り土耳其の基督教徒を保護するの制を止めて各國の共同保護の下に歸せしめんとすの意に定めたり。ロイラン、ゲグミン(國際法及東方問題千八百七十六年カンド出版(國際法雜誌第七卷中)第七頁第三十六頁以下。エフ、マルテンス(東方問題に於ける露西亞政略史)千八百七十七年カンド出版(國際法雜誌第九卷)第十三頁以下)。

巴里條約は其他に共同保證のことを記載せず、却つて同條約第九條は諸強國が獨り別々に土耳其の内事に干渉すべからずと定めたるのみならず、諸強國縱令連帶共同するも土耳其の内事に立入るべからずと定めたり。

此の條項は種々の關係より見て極めて著明なる條項なるが、特に規定すらく「土耳其皇帝陛下は其人民の幸福を計らんが爲めに自力を以て勅令を發布し此れによつて信教種族の如何を問はず人民を同一に保護すべし」と。尙ほ之れに附加して曰く「締結國は此の勅令發布の必要なることを承認し、同時に土耳其の臣民と土耳其皇帝との關係に付き、及び土耳其帝國の内部行政に關し決して喙を容れざるこ

とを承認す』云。

以下此の條約文面が實際に調和したるや否やを見ん。右條項中土耳其帝が自力を以て土耳其人民の運命を改良する勅令を發すべし云々云ふことあれども、此の勅令が英國公使ストラッフォード、レッドクリフ (Stratford Redcliffe) 卿の手に成りたるものなること何人も知らざる者なし。列國が土耳其の事件に干渉するの權利なしと云ひたる保證も亦眞實にあらず。列國は土耳其の事件に干渉するの權利を委棄したりと云ふも、巴里會議の土耳其全權大臣が右土耳其帝の發布したる勅令を會議の席上に於て報告したる事實より見れば、列國が此の干渉權を委棄したるに非ざること昭々として明かなり。勅令の發布は國家内部の立法事件にして一に主權より出づるものなり、何の必要ありてか之を列國に報じ又は列國の許容を請ふの必要あらんや。不干渉の原則を土耳其の事件に應用すべからざることは次に述ぶる事實の明かに證明する所なり。

土耳其を以て『歐羅巴列國共同會議』に加ふべしとの巴里條約の條項(第七條)を見れば土耳其が未だ『文明諸國眷族の』一員に算入せらるべきものにあらざること歴々たり。土耳其が自國人民たる基督教信者に對し抑壓暴行を加へ之れを殺傷したること決して稀なりとせず。千八百六十年シリアン(Syrien)に一揆起り、一切の基督教信者を殺戮せんとしたりしかば、列國は巴里に會合を開き、巴里條約の約定に

反し佛國軍隊をシリアンに送りて一揆を鎮壓せしめんとせり『外交記録』(Archives diplomatiques)千八百六十年第七十八頁以下。第一卷第百六十六頁參照。千八百六十七年カンチアに一揆の起りたるるときも亦列國は自ら自國基督教人民を保護すべしとのことを極力土耳其に迫りたることあり。是をしも尙ほ非干渉の原則に従ひたりと云ふべきか『外交記録』千八百六十八年第三百〇一頁以下第六百三十六頁以下。『露西亞帝國外交記録』千八百六十八年第九十頁以下。

歐羅巴各國が從來露西亞にのみ専屬したる權利を收めて各國の手に歸せしめたる状態概ね此の如し、千八百七十八年の伯林條約も亦種々の點に於て土耳其に在る基督教人民の爲めに列國が共同保護を與ふべきことを約定せり。

伯林條約第六十一條によりて土耳其は猶豫なくアルメニオン諸州に於て改革を實行し、其結果を時々列國に通告するの義務を負ひたり。

伯林條約第六十二條に曰く、土耳其が廣く宗教自由の原則を實行せんとするの目的を通じたる後締結國は此の任意の宣言を認むべし。土耳其帝國は其國內如何なる所に於ても人民が或る宗教を信するを理由として私法上の權利及び政治上の權利を與へず、又は公けの職務を行ひ官吏公吏となり又は榮譽を擔ふの權利を

與へず、或は種々の職務を行ふことを禁ずるが如きことあるべからず」と。
 其他同條約は宗教社會及び禮拜の自由を與へ歐羅巴土耳其及び亞細亞土耳其を
 旅行する各國の僧侶及び巡禮を殺害せずとの保證を與へたり。
 土耳其に在る列國の使節及領事は宗教上並びに慈善的の制度に關し、又此等の事
 業に屬する人々に關し公けの保護を與ふるの權利を有す。

佛國の特別權利は依然として有効なりき。

伯林條約第六十二條が定むる所の範圍の廣きこと此の如く。列國は此の規定に
 よりて舊來露國が土耳其に於て有したると同一の權利を有し同一の行爲をなさ
 んとするに極めて明瞭に、列國と自國の土耳其駐在使節及び領事をして土耳其
 人民たる基督教信者を保護するの權利を得せしめ、又千七百七十四年の講和條約
 によりてカタリナ二世が土耳其駐在の露國使節をして有せしめたと同一の
 權利を得せしめたり。歐羅巴諸國が土耳其基督教徒の爲めに保護を與へ干渉を
 なすの度が土耳其帝國に於ける政府の衰弱と國內法律狀態の缺乏とに比例する
 こと疑を容れず。

第三十四節 丙、基督教諸國及遠隔なる東方諸國。

第一波斯。第二支那。第三日本

文明諸國と遠隔なる東方諸國、波斯、支那、日本との關係に於て宗教上の問題の次第
 に増殖せること條約の明かに示す所なり。而して此等諸國と西部歐羅巴諸國と
 の政治上の關係は均しく宗教上の關係と密接の連絡を有す。

第一 波斯

波斯と基督教諸國との條約に於ては基督教を信奉する外國人及び内國人に關す
 る波斯政府の權利義務に付て特別の規定を設けるとなし。是れ蓋し波斯特別の
 狀態の然らしむる所にして、波斯國民には基督教を奉ずる者なく、波斯には又基督
 教信者が遍歴巡遊するの聖地なきを以てなり。波斯人は皆回教の一派たるシ
 ーテン (Schiten) 派に屬し波斯に於て未だ基督教の傳教所なるもの起らずと雖も
 一般に宗教に關し極めて冷淡なり。波斯人が基督教信者に對し宗教上の追窮を
 なしたること今日に至るまで未だ之れあらず。

故に此國に於ける基督教信者の地位に付ては歐羅巴人の之れに利害關係を有す

る者少なく、又條約中此事に關する規定を設くることなし。此の理に因り基督教信者たる外國人にして波斯の國內に在る者は歐羅巴諸國の人民が一般に非文明國に於て有する同一の權利を有し、一切の基督教信者は其何れの國籍を有するを問はず波斯に於て皆均しく同一の待遇を受く。

露國も亦此點に關し他の西部諸國に比し如何なる特權をも有することなく、露西亞、波斯間の條約中最も細密の規定を有するもの例へば千八百十三年のギウリスタム(Gulistan)條約、(露國法令全集第二萬五千四百六十六號。マルテンス條約新集第四卷第八十九頁以下)及び千八百二十八年のツルクメンチャイ(Turkmentschaj)條約、(ヂュセフオウウキツチ露西亞條約第二百十四頁以下。マルテンス條約新集第七卷第五百六十四頁以下)の如きも只露國人民が不可侵の權利を有すること及び妨害を受けずして波斯の土地に住するを得るの權利を有することを定むるのみにして、露西亞が波斯人民の基督教を信奉する者を保護する權利の如きは一言も規定する所なし。

第二 支那

支那に於ては基督教の傳道極めて擴張し、近時に至りては一般國際的事件に關する意義を有するに至れり。

支那に於ける基督教の傳道は既に第十六世紀及び第十七世紀に始まり、當時に於て支那は基督教傳教師の自國に來ることを獎勵したり。蓋し支那は傳教師を以て智識あるものにして利己主義を有するものにあらずと信し、自國に利益を與ふること尠なからずと信じられたればなり。然るに宣教師が其本國の特別の保護の下に立ち、且基督教信者となりたる支那人亦宣教師の本國の保護を受くるに至り、右の地位は全く變じて基督教の傳播なることは政治上及び商業上の目的を達するの器械となれり一巻第一頁以下。マルダン(Paladin)支那に於ける基督教最古の根跡、(露文東方記録)中法雜誌第十四卷千八百八十二年出版第二百二十七頁以下。エス、ダブリウ、ウヰリアム、(中法雜誌) W. William The Middle Kingdom)千八百四十八年出版總て二卷。メッドハースト(Medhurst)「極東に於ける外國人」千八百七十二年倫敦出版第一頁以下。シェームス、アール、オフ、エルナン、(The Earl of Elgin)手書及新紙」千八百七十二年倫敦出版第百八十五頁第二百三十頁第二百三十頁。

歐羅巴諸國は支那との最近諸條約に於て常に支那人間に基督教を擴張するの權利を得たり。例へば千八百五十八年の露西亞、支那間天津條約第八條の如き即ち是にして佛英兩國と支那との間に定めたと同一に、基督教擴張の權利を得るとを定めたり。パルカッシン(Palkaschin)「露西亞支那條約」露文千八百八十一年イルクツク。出版第八十五頁。マルテンス條約集第三卷第二部第百二十八頁以下。

支那政府は自國人民にして基督教徒となりたる者を抑壓すべからざるの義務を

有するが故に、事實上歐羅巴諸國をして支那の内事に干渉せしむるの權利を得せしめたるものなり。蓋し歐羅巴諸國が基督教信者たる人民に對し適法の要求をなすは干渉をなさんとするものなればなり。加之支那政府は特に基督教信徒を保護するの義務を負ひたれば是れ即ち自國人民の一部に關し土地主權の制限を受けたるものなり。

獨り之れに止らず支那に在る宣教師は條約によりて一種の除外的權利を有す。歐羅巴人は條約に明示せられたる港及都府にのみ行くことを得るものなれども、宣教師は旅行券を以て許容せらるゝ唯一條件の下に支那全國臻る所に赴くことを得べし。千八百六十年の北京條約によりて佛蘭西は加特力教宣教師の爲めに嘗て一旦廢止せられたる宗教上及び禮拜上の協會を回復し、且此に屬する所領を要求するの權利を得せしめたりマルタンス條約集第四卷 第一部第四十四頁以下。此の權利は正當に行はるゝことなく、實際に於ては支那政府又は異教を奉ずる支那市町村が有すること極めて明瞭なる財産に對し宣教師たる者之れが所有權を主張するに至れりフオン、ロニオン、^子 V. Hubner 世界周遊記第六版千八百七十七年巴里出版第二卷第四百四十七頁。フオン、ロニオン 手書及新紙第二百五十二頁第二頁八百八十九頁第三百九十三頁。

此權利濫用の自然の結果として、支那人は基督教を奉ずる自國人、歐羅巴宣教師及歐羅巴政府を嫉視すると甚だしく、殊に英人及び佛人は權利を濫用すること最も甚しかりしを以て英佛人を嫌惡するの情は最も甚しかりき。

宣教師は遂に支那に對する災厄となり、支那人にして宣教師を惡まざるものなきに至れり。皇子クン(Kung)が將に支那を去らんとする英國公使「サー」ラザーフォード、アルマン(Sir Rutherford Alcock)に向つて「希くは阿片を宣教師を携へて去れ」と云ひたるに對するも支那人の宣教師に對する嫉視の如何に甚しかりしやを知るに足らん(クリストリ
ー、^子 Christlieb)「印度不列顛阿片貿易及其効果」千八百七十八年巴里出版第五十九頁以下
エフ、マルタンス「露西亞支那間葛藤」第五十八頁

英國人及佛國人が從來支那國內に於て基督教擴張の假面を覆ひて放肆利己を専らにしたるを以て、支那人は爲に一切の歐羅巴人を悉く憎惡し凡ゆる外國人を悉く敵視するに至り、爲めに支那と交通する文明諸國は皆悉く薄氷を踏むの思をなせり。千八百七十一年天津に於ける歐羅巴基督教徒殺害事件を見れば異教を奉ずる支那人民が基督教徒に對する敵視の情如何に甚しきかを知るに足るべく、又支那に於ける基督教諸國人民の地位が如何に危險なるやを知るに足るべしハイド

スト「極東に於ける外國人」第廿三頁等。ロレ。ノスト、ホホト「解釋」第一卷第百廿六頁以下。

露西亞と支那との關係は、英、佛兩國と支那との關係に比して大に趣を異にす、露國宣教師の支那に於ける者は、オルトドックス教の普及を計らんことを力めず、又此等宣教師は支那政府と正教を奉ずる支那人民との關係に付き支那の内事に干渉するの權利ありと信ぜざるなり。

北京に在る露國傳教堂は、オルトドックス教普及の爲めに設けられたるものにあらずして、支那人より捕へられ支那に住するアルバザニン、コザック人の爲めに設けられたるものなり。カンシ(Khan-shi)帝嘗てアルバザニン、コザック人中より警護の近衛兵を選び其固有の寺院法律に従つて自由に禮拜を行ふことを許可し、此の目的の爲めに北京にオルトドックス僧侶を置きたり。此の僧侶は千七百十五年露西亞より派遣せられたるものなり。爾來此宣教堂は常に北京に在り、最神聖協會の規則によりて其堂規に時々變更を受く。今北京に住するアルバジン、コザック人の子孫百二十人あり、又支那人にして希臘オルトドックス教を奉ずる者約五百人あり。北京に在る傳教堂は右信教の宗教上の需要を充たさんが爲めに設けられたるものなり。右述ぶる所によりて考ふれば、天津條約第八條の規定は全く贅冗に屬す。而して條約中此の規定を設けたる所以のものは、露國が如何なる點に於ても佛國又は英國に劣らずとの願望に出でたるものならん。(露西亞支那間交渉史「パンチン、カメンスキ」)

【Bantisch-Kamenski】『露西亞支那間千六百十九年乃至千七百九十二年の談判の外交集』フロレンスキー(Florenski)版千八百八十二年カサニ(Kasani)出版。トルセウキチ(Trusewitsch)『支那、露西亞間使節關係及通商關係』露文千八百八十二年莫斯科出版。バルカッシン『露西亞、支那條約』露文千八百八十一年イルクツク(Irlutsk)出版。ダウドゲオン(Dudgeon)『露西亞支那間宗教上政界上及通商上の關係史』千八百七十二年北京出版。

第三 日本

日本にも歐羅巴宣教師の傳教するものありて日本人中基督教に歸依する者又之れあり。日本政府は宗教上の問題に關し頗る冷淡にして基督教の擴張を禁ずることなし。日本政府は宗教確認に付き人間の内外に立入るの權利ありと信ぜず。雖も歐羅巴政府又は宣教師が此事件に關して日本人と日本政府との關係に干渉するときは之れに抵抗するの義務あることを知れり。故に日本政府は歐羅巴政府に與ふるに日本人にして基督教を奉ずる者を保護するの權利を以てすることを拒否せり。外國宣教師は日本政府の特別の許可あるにあらざる限りは日本の内地に入ることを得ず。

日本と歐羅巴諸國との間には露西亞、支那間天津條約第八條の如き規定あること